

令和7年度

第3回評議員会

説明資料

令和8年3月30日

社会福祉法人

世田谷区社会福祉協議会

目次

決議事項

議案第1号 令和7年度補正予算（第二次）	P. 1
議案第2号 令和8年度事業計画・予算	P. 11
議案第3号 社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会理事の選任	P. 68

報告事項

(1) 予算の流用について	P. 71
(2) 法人設立40周年記念式典の開催について	P. 74
(3) 社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会関係諸規程の一部改正について	P. 76
(4) 成年後見センター運営計画（令和8～令和9年度）（案）について	P. 100

その他

(1) 令和8年度世田谷区社会福祉協議会年間スケジュール（予定）	P. 109
--	--------

議案集

令和8年3月30日

令和7年度補正予算（第二次）

1. 補正予算の趣旨

令和7年12月31日現在の執行状況および令和8年3月末までの執行予定を鑑み、以下の事由により予算の補正を行う。

- ①遺贈寄附の申し出があり、寄付者の意向を踏まえ、将来に向けた各種事業の財源として積立金に充当する。：19,443千円

積立資産の積立先

権利擁護推進基金積立金	13,443千円
地域支えあい積立金	4,000千円
事業運営積立金	2,000千円

- ②職員の退職に伴い、退職給付引当資産を取り崩し、退職金を人件費支出に計上する。：279千円
- ③7月から9月にかけて、記録的大雨により水害被害が多発し、当初予算を大幅に上回る災害見舞金を支給したため、当該支出を増額補正する。：730千円
- ④子ども食堂への助成金について、食材費の物価高騰等を踏まえ、補助上限額を引き上げる必要性が生じたため、子ども福祉基金積立金を取崩し、助成金支出を増額補正する。：2,491千円
- ⑤令和8年度より世田谷区から受託予定の終活支援センターについて、今年度開設準備にかかる受託金収入が見込まれるため増額補正する。：2,129千円
- ⑥借りている駐車場の工事に伴い、一時的に解約することとなり、敷金が返還された。当初予算には見込んでいなかったため、差入保証金を追加計上する。：37千円
- ⑦過年度消費税の精算に伴い、過年度租税公課支出を追加計上し、事業運営積立金を取り崩し充当する。：21,707千円
- ⑧講師謝礼金収入や、確定申告に伴う法人税還付金が発生したため、雑収入を追加計上する。：5,127千円

2. 令和7年度補正予算書(第二次)について

- ①法人全体資金収支補正予算書(令和8年3月)・・・別紙1
- ②事業区分別資金収支補正予算書(令和8年3月)・・・別紙2
- ③拠点区分別資金収支補正予算書(令和8年3月)・・・別紙3
- ④積立金現在高表・・・別紙4

法人全体資金収支補正予算書

令和8年3月

法人：社会福祉法人 世田谷区社会福祉協議会

(単位：円)

勘定科目	現計予算額	補正予算額	合計	備考
< 事業活動による収支 >				
< 収入 >				
寄附金収入	9,924,000	19,443,000	29,367,000	
受託金収入	0	2,129,000	2,129,000	
その他の収入	349,000	5,127,000	5,476,000	
事業活動収入計(1)	10,273,000	26,699,000	36,972,000	
< 支出 >				
人件費支出	0	279,000	279,000	
事業費支出	747,000	730,000	1,477,000	
事務費支出	34,170,000	2,129,000	36,299,000	
助成金支出	54,604,000	2,491,000	57,095,000	
事業活動支出計(2)	89,521,000	5,629,000	95,150,000	
事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	79,248,000	21,070,000	58,178,000	
< 施設整備等による収支 >				
< 収入 >				
施設整備等収入計(4)	0	0	0	
< 支出 >				
施設整備等支出計(5)	0	0	0	
施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)	0	0	0	
< その他の活動による収支 >				
< 収入 >				
積立資産取崩収入	32,547,000	24,477,000	57,024,000	
拠点区分間繰入金収入	2,547,000	9,985,000	12,532,000	
サービス区分間繰入金収入	9,909,000	11,722,000	21,631,000	
その他の活動による収入	3,576,000	37,000	3,613,000	
その他の活動収入計(7)	48,579,000	46,221,000	94,800,000	
< 支出 >				
積立資産支出	16,951,000	19,443,000	36,394,000	
拠点区分間繰入金支出	2,547,000	9,985,000	12,532,000	
サービス区分間繰入金支出	2,276,000	11,722,000	13,998,000	
その他の活動による支出	0	21,707,000	21,707,000	
その他の活動支出計(8)	21,774,000	62,857,000	84,631,000	
その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	26,805,000	16,636,000	10,169,000	
予備費支出(10)	0	0	0	
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)	52,443,000	4,434,000	48,009,000	
前期末支払資金残高(12)	0	0	0	
当期末支払資金残高(11)+(12)	52,443,000	4,434,000	48,009,000	

事業区分別資金収支補正予算書

令和8年3月

法人：社会福祉法人 世田谷区社会福祉協議会

事業：社会福祉

(単位：円)

勘定科目	現計予算額	補正予算額	合計	備考
< 事業活動による収支 >				
< 収入 >				
寄附金収入	9,924,000	19,443,000	29,367,000	
受託金収入	0	2,129,000	2,129,000	
その他の収入	349,000	4,984,000	5,333,000	
事業活動収入計(1)	10,273,000	26,556,000	36,829,000	
< 支出 >				
人件費支出	0	279,000	279,000	
事業費支出	747,000	730,000	1,477,000	
事務費支出	34,120,000	2,129,000	36,249,000	
助成金支出	54,604,000	2,491,000	57,095,000	
事業活動支出計(2)	89,471,000	5,629,000	95,100,000	
事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	79,198,000	20,927,000	58,271,000	
< 施設整備等による収支 >				
< 収入 >				
施設整備等収入計(4)	0	0	0	
< 支出 >				
施設整備等支出計(5)	0	0	0	
施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)	0	0	0	
< その他の活動による収支 >				
< 収入 >				
積立資産取崩収入	32,547,000	24,477,000	57,024,000	
拠点区分間繰入金収入	2,547,000	9,985,000	12,532,000	
サービス区分間繰入金収入	9,909,000	11,722,000	21,631,000	
その他の活動による収入	3,576,000	37,000	3,613,000	
その他の活動収入計(7)	48,579,000	46,221,000	94,800,000	
< 支出 >				
積立資産支出	16,951,000	19,443,000	36,394,000	
拠点区分間繰入金支出	2,547,000	9,985,000	12,532,000	
サービス区分間繰入金支出	2,276,000	11,722,000	13,998,000	
その他の活動による支出	0	21,707,000	21,707,000	
その他の活動支出計(8)	21,774,000	62,857,000	84,631,000	
その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	26,805,000	16,636,000	10,169,000	
予備費支出(10)	0	0	0	
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)	52,393,000	4,291,000	48,102,000	
前期末支払資金残高(12)	0	0	0	
当期末支払資金残高(11)+(12)	52,393,000	4,291,000	48,102,000	

事業区別資金収支補正予算書

令和8年3月

法人：社会福祉法人 世田谷区社会福祉協議会

事業：収益

(単位：円)

勘定科目	現計予算額	補正予算額	合計	備考
< 事業活動による収支 >				
< 収入 >				
その他の収入	0	143,000	143,000	
事業活動収入計(1)	0	143,000	143,000	
< 支出 >				
事業活動支出計(2)	0	0	0	
事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	0	143,000	143,000	
< 施設整備等による収支 >				
< 収入 >				
施設整備等収入計(4)	0	0	0	
< 支出 >				
施設整備等支出計(5)	0	0	0	
施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)	0	0	0	
< その他の活動による収支 >				
< 収入 >				
その他の活動収入計(7)	0	0	0	
< 支出 >				
その他の活動支出計(8)	0	0	0	
その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	0	0	0	
予備費支出(10)	0	0	0	
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)	0	143,000	143,000	
前期末支払資金残高(12)	0	0	0	
当期末支払資金残高(11)+(12)	0	143,000	143,000	

拠点区別資金収支補正予算書

令和8年3月

法人：社会福祉法人 世田谷区社会福祉協議会

事業：社会福祉

拠点：地域福祉推進事業

(単位：円)

勘定科目	現計予算額	補正予算額	合計	備考
< 事業活動による収支 >				
< 収入 >				
寄附金収入	7,373,000	6,000,000	13,373,000	
経常経費寄附金収入	7,373,000	6,000,000	13,373,000	
その他の収入	349,000	3,559,000	3,908,000	
雑収入	349,000	3,559,000	3,908,000	
事業活動収入計(1)	7,722,000	9,559,000	17,281,000	
< 支出 >				
人件費支出	0	279,000	279,000	
退職給付支出	0	279,000	279,000	
退職給付支出(法人独自)	0	279,000	279,000	
事業費支出	550,000	730,000	1,280,000	
緊急援護費支出	550,000	730,000	1,280,000	
助成金支出	54,604,000	2,491,000	57,095,000	
福祉活動団体助成金支出	54,604,000	2,491,000	57,095,000	
福祉活動団体助成金支出	54,604,000	2,491,000	57,095,000	
事業活動支出計(2)	55,154,000	3,500,000	58,654,000	
事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	47,432,000	6,059,000	41,373,000	
< 施設整備等による収支 >				
< 収入 >				
施設整備等収入計(4)	0	0	0	
< 支出 >				
施設整備等支出計(5)	0	0	0	
施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)	0	0	0	
< その他の活動による収支 >				
< 収入 >				
積立資産取崩収入	32,547,000	24,477,000	57,024,000	
子ども福祉基金積立資産取崩収入	2,547,000	2,491,000	5,038,000	
事業運営積立資産取崩収入	30,000,000	21,707,000	51,707,000	
退職給付引当資産取崩収入	0	279,000	279,000	
サービス区分間繰入金収入	9,909,000	11,722,000	21,631,000	
法人運営事業サービス区分間繰入金収入	9,909,000	11,722,000	21,631,000	
その他の活動による収入	0	37,000	37,000	
差入保証金返還収入	0	37,000	37,000	
その他の活動収入計(7)	42,456,000	36,236,000	78,692,000	
< 支出 >				
積立資産支出	16,951,000	6,000,000	22,951,000	
事業運営積立資産支出	16,951,000	2,000,000	18,951,000	
地域支えあい積立資産支出	0	4,000,000	4,000,000	
拠点区分間繰入金支出	2,547,000	9,985,000	12,532,000	
生活自立支援事業拠点区分間繰入金支出	2,547,000	9,985,000	12,532,000	
サービス区分間繰入金支出	2,276,000	11,722,000	13,998,000	
地域福祉事業サービス区分間繰入金支出	2,276,000	11,722,000	13,998,000	
その他の活動による支出	0	11,722,000	11,722,000	
過年度租税公課支出	0	11,722,000	11,722,000	
消費税	0	11,722,000	11,722,000	
その他の活動支出計(8)	21,774,000	39,429,000	61,203,000	

拠点区別資金収支補正予算書

令和8年3月

法人：社会福祉法人 世田谷区社会福祉協議会

事業：社会福祉

拠点：地域福祉推進事業

(単位：円)

勘定科目	現計予算額	補正予算額	合計	備考
その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	20,682,000	3,193,000	17,489,000	
予備費支出(10)	0	0	0	
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)	26,750,000	2,866,000	23,884,000	
前期末支払資金残高(12)	0	0	0	
当期末支払資金残高(11)+(12)	26,750,000	2,866,000	23,884,000	

拠点区別資金収支補正予算書

令和8年3月

法人：社会福祉法人 世田谷区社会福祉協議会

事業：社会福祉

拠点：生活自立支援事業

(単位：円)

勘定科目	現計予算額	補正予算額	合計	備考
< 事業活動による収支 >				
< 収入 >				
その他の収入	0	1,167,000	1,167,000	
雑収入	0	1,167,000	1,167,000	
事業活動収入計(1)	0	1,167,000	1,167,000	
< 支出 >				
事業活動支出計(2)	0	0	0	
事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	0	1,167,000	1,167,000	
< 施設整備等による収支 >				
< 収入 >				
施設整備等収入計(4)	0	0	0	
< 支出 >				
施設整備等支出計(5)	0	0	0	
施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)	0	0	0	
< その他の活動による収支 >				
< 収入 >				
拠点区分間繰入金収入	2,547,000	9,985,000	12,532,000	
地域福祉推進事業拠点区分間繰入金収入	2,547,000	9,985,000	12,532,000	
その他の活動収入計(7)	2,547,000	9,985,000	12,532,000	
< 支出 >				
その他の活動による支出	0	9,985,000	9,985,000	
過年度租税公課支出	0	9,985,000	9,985,000	
消費税	0	9,985,000	9,985,000	
その他の活動支出計(8)	0	9,985,000	9,985,000	
その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	2,547,000	0	2,547,000	
予備費支出(10)	0	0	0	
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)	2,547,000	1,167,000	3,714,000	
前期末支払資金残高(12)	0	0	0	
当期末支払資金残高(11)+(12)	2,547,000	1,167,000	3,714,000	

拠点区別資金収支補正予算書

令和8年3月

法人：社会福祉法人 世田谷区社会福祉協議会

事業：社会福祉

拠点：権利擁護事業

(単位：円)

勘定科目	現計予算額	補正予算額	合計	備考
< 事業活動による収支 >				
< 収入 >				
寄附金収入	2,351,000	13,443,000	15,794,000	
経常経費寄附金収入	2,351,000	13,443,000	15,794,000	
受託金収入	0	2,129,000	2,129,000	
区受託金収入	0	2,129,000	2,129,000	
終活支援センター受託金収入	0	2,129,000	2,129,000	
その他の収入	0	258,000	258,000	
雑収入	0	258,000	258,000	
事業活動収入計(1)	2,351,000	15,830,000	18,181,000	
< 支出 >				
事務費支出	1,609,000	2,129,000	3,738,000	
業務委託費支出	1,609,000	2,129,000	3,738,000	
事業活動支出計(2)	1,609,000	2,129,000	3,738,000	
事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	742,000	13,701,000	14,443,000	
< 施設整備等による収支 >				
< 収入 >				
施設整備等収入計(4)	0	0	0	
< 支出 >				
施設整備等支出計(5)	0	0	0	
施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)	0	0	0	
< その他の活動による収支 >				
< 収入 >				
その他の活動収入計(7)	0	0	0	
< 支出 >				
積立資産支出	0	13,443,000	13,443,000	
権利擁護推進基金積立資産支出	0	13,443,000	13,443,000	
その他の活動支出計(8)	0	13,443,000	13,443,000	
その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	0	13,443,000	13,443,000	
予備費支出(10)	0	0	0	
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)	742,000	258,000	1,000,000	
前期末支払資金残高(12)	0	0	0	
当期末支払資金残高(11)+(12)	742,000	258,000	1,000,000	

拠点区別資金収支補正予算書

令和8年3月

法人：社会福祉法人 世田谷区社会福祉協議会

事業：収益

拠点：自動販売機設置事業

(単位：円)

勘定科目	現計予算額	補正予算額	合計	備考
< 事業活動による収支 >				
< 収入 >				
その他の収入	0	143,000	143,000	
雑収入	0	143,000	143,000	
事業活動収入計(1)	0	143,000	143,000	
< 支出 >				
事業活動支出計(2)	0	0	0	
事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	0	143,000	143,000	
< 施設整備等による収支 >				
< 収入 >				
施設整備等収入計(4)	0	0	0	
< 支出 >				
施設整備等支出計(5)	0	0	0	
施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)	0	0	0	
< その他の活動による収支 >				
< 収入 >				
その他の活動収入計(7)	0	0	0	
< 支出 >				
その他の活動支出計(8)	0	0	0	
その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	0	0	0	
予備費支出(10)	0	0	0	
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)	0	143,000	143,000	
前期末支払資金残高(12)	0	0	0	
当期末支払資金残高(11)+(12)	0	143,000	143,000	

積立金現在高表

(単位：円)

区分	積立金名	R7現計予算	R7第2次補正 取崩額	R7第2次補正 積立額	R7第2次 補正後残高
積 立 金	事業運営積立金	690,755,719	21,707,000	2,000,000	671,048,719
	地域支えあい積立金	63,732,011	0	4,000,000	67,732,011
	拠点整備積立金	50,000,000	0	0	50,000,000
	電算運用積立金	42,368,000	0	0	42,368,000
	子ども福祉基金積立金	88,998,251	2,491,000	0	86,507,251
	権利擁護推進基金積立金	69,491,109	0	13,443,000	82,934,109
	合 計	1,005,345,090	24,198,000	19,443,000	1,000,590,090

令和8年3月30日

令和8年度事業計画・予算

別紙のとおり令和8年度事業計画・予算を提出する。

世田谷区社会福祉協議会

令和8年度 事業計画

令和8年度運営方針

1 はじめに

少子高齢化の急速な進展や長期化する物価の上昇が、住民の日常生活に大きな影響を及ぼしています。

こうした中、コロナ禍や物価上昇などにより顕在化した孤独・孤立や生活困窮の課題に加え、ひきこもり、ヤングケアラーなど、複雑化・複合化した課題、制度の狭間の課題の解決に向けた支援の必要性が高まっています。

世田谷区社会福祉協議会（以下「本会」という。）では、住民の地域生活を支える事業を実施するとともに、生活に困窮する方や様々な生活課題を抱えている方への支援に取り組んできました。

世田谷区では、令和6年度にスタートした、世田谷区地域保健医療福祉総合計画（令和6年度～13年度。以下「総合計画」という。）に基づき、地域共生社会の実現を目指し、それまでの地域包括ケアの地区展開を基盤とした「世田谷版地域包括ケアシステムの強化」（相談支援・参加支援・地域づくりに向けた支援、を柱とする重層的な支援体制の強化）を進めています。

本会では、区の総合計画の改定を受け、それまでの地域資源開発事業で培った専門支援スキル等を踏まえ、四者連携を基軸に、相談支援・参加支援・地域づくりに向けた支援等の取り組みを今後もより一層進めてまいります。さらに、地域のつながりが途切れないよう、住民の地域福祉活動を支援するとともに、日常生活における複雑化・複合化した課題、制度の狭間の課題を抱えている方等への支援に積極的に取り組んでまいります。

以上を踏まえ、本会では、世田谷区の総合計画に連動した「第4次世田谷区地域福祉活動計画」（令和7年度～14年度）を策定し、令和7年度からスタートしました。

複雑化・複合化する地域生活課題の解決に向けて、住民をはじめ関係諸機関等とのネットワークを一層強化し、セーフティネット機能の発揮に取り組むとともに、本会の組織・事業に関する理解促進に丁寧な努めながら、職員一同が本会の責務をしっかりと認識して各事業に取り組んでまいります。

2 主な事業について

(1) 地域福祉推進事業

地域福祉コーディネート推進事業（地域資源開発事業）は、まちづくりセンターやあんしんすこやかセンター、児童館との連携のもと、住民や地域の活動団体とのネットワークを生かして、地域生活課題の解決に取り組んできました。

本会では、世田谷区の総合計画の改定と連動させながら、地域資源開発事業での実績を踏まえ、四者連携を基軸に住民、関係機関等との協働による相談支援や新たなサービスの開発、多様なアウトリーチ等による課題の早期発見・継続支援、居場所づくり等の機会を捉えた住民の福祉活動への参加支援、以上の過程を通じた地域づくりに向けた支援等に職員体制を強化して取り組んできた実績を踏まえ、今後も、より一層推進してまいります。

買い物支援等について、複数の公営住宅等に移動販売車を誘致するとともに、移動困難なエリアにおいて町会・自治会・NPO団体等と連携しコミュニティバスの運行支援に取り組んできました。今後も、丁寧なニーズ把握に基づき効果的な展開に向けて努めてまいります。

食の支援については、生活困窮者や子ども食堂等への食の支援の拡充に取り組んできました。今後も、安定的に食品提供ができるよう、事業者等との協働を推進するとともに、ぷらっとホーム世田谷や各地域社協事務所など本会内部の連携を一層強化し、包括的な食の支援

の体制づくりを進めてまいります。

さらに、世田谷区の「はり・きゅう・マッサージサービス事業」については、令和6年度から受託している会場での受付等業務とともに、令和7年度から事前受付業務も受託しております。高齢者等利用者の利便性向上とともに、視力障害のある施術者への合理的配慮の提供等、福祉の増進に向け引き続き取り組んでまいります。

ファミリー・サポート・センター事業については、子育ての手助けをしてほしい方（利用会員）の負担軽減と子育ての手助けができる方（援助会員）の更なる確保に向けて取り組んでまいります。

福祉喫茶については、令和7年度に策定した「福祉喫茶の今後のあり方―機能改善に向けた見直し―」に基づき、引き続き、「保護的就労」の一環として障害者に就労の場を提供するとともに、就労までにステップが必要な方等にも、多様な形態の実習の機会を提供してまいります。また、店舗の立地を活かし、地域住民の方々の居場所等繋がりづくりに役立ててまいります。

(2) 生活自立支援事業

ぷらっとホーム世田谷は、世田谷区役所三軒茶屋分庁舎への移転から1年が経ちました。

長引く物価高を背景とした経済的な困窮だけでなく、就労、住居確保、介護等の家族問題、心身の不調や社会的な孤立等、複雑多岐に亘る課題を抱える世帯への相談支援にチームで対応するため、世田谷区や関係機関等とも連携しながら適切に対応するとともに、相談や食の支援にも本部・各地域社協事務所が連携して取り組んでまいります。

コロナ禍で生活に困窮する方を対象とした生活福祉資金特例貸付（東京都社会福祉協議会（以下「東社協」という。）からの受託事業）は、令和4年9月末日で終了しましたが、償還に伴う相談や生活再建に向けた支援を引き続き行ってまいります。

世田谷ひきこもり相談窓口「リンク」は、開設から5年目になりますが、世田谷若者総合支援センターメルクマールせたがやとともに、世田谷区や関係機関と協働し、ひきこもり状態にある方とその家族に寄り添った支援の充実に取り組んでまいります。

(3) 権利擁護事業

成年後見センターでは、令和8年度を始期とする「成年後見センター運営計画」（令和8年度～9年度）に基づき、法人後見、区民後見監督、あんしん事業等に取り組んでまいります。

また、世田谷区の「世田谷区成年後見制度利用促進基本計画」（令和6年度～13年度）に基づき、成年後見制度の利用促進を図る中核機関として、成年後見制度の普及啓発及び利用促進、権利擁護支援の地域連携ネットワークの強化、支援者のスキルアップ、成年後見人等の担い手の確保・育成等により引き続き取り組んでまいります。

さらに、令和8年7月より「世田谷区終活支援センター」（世田谷区からの受託事業）を成城6丁目事務所棟（社協本部）内に開設し、終活支援に関する事業を行ってまいります。本事業では、老後に備え不安を抱えた方やその親族等に対し、終活に関する相談支援を行う「総合相談窓口事業」や、頼れる身寄りがなく、民間の高齢者等終身サポート事業を利用できず生活上の課題を抱えている高齢者等に対して、低廉な利用料で入院・入所時や死後事務等の支援を行う「高齢者終身サポート事業」を行ってまいります。

3 世田谷区地域福祉活動計画に基づく取り組みの強化

令和7年度から、「第4次世田谷区地域福祉活動計画」（以下、計画という。）をスタートしました。

計画は、全区的計画（全区的な課題の抽出と取り組み方針）と、28地区の各地区計画（各地区における職員の取り組み目標及び方針の設定）で構成されており、本会では、誰もが安心して生活できる福祉のまちづくりを目指し、住民・行政・関係機関等との連携・協働による取り組みを、今後もより一層推進してまいります。

4 法人運営基盤の整備・強化

平成30年度に開始した社協経営改革計画では、①財政健全化、②組織・事業の見直し、③人材育成を3本の柱に据え、令和4年度までの5年間に亘り様々な改革に取り組んできました。地域福祉の推進役として運営基盤をより強固なものにするため、今後も「健全な財政運営」「効果的・効率的な組織・事業運営」「職員の人材育成」に資する取り組みを強化し、安定的な法人運営を進めてまいります。

(1) 健全な財政運営

平成30年度に策定した「財政健全化計画」を踏まえたあらゆる側面からの徹底した財政収支の見直しにより、以降は健全な財政運営を継続しています。

今後も安定的に地域福祉の推進を図っていくために、新たな事業の受託や自主財源の確保など財政基盤の強化を進めるとともに、財政収支の均衡を図り、健全な財政運営に努めてまいります。

また、高い公益性を有する社会福祉法人としてのコンプライアンスを徹底し、社会福祉法をはじめとする法改正に伴う制度変更等に的確に対応してまいります。

(2) 効果的・効率的な組織・事業運営

本会の各部署の有する専門性を生かした本会内部の連携を高めながら、CSW機能を最大限に発揮して、多様な住民ニーズに柔軟に対応してまいります。

また、既存の事務事業の効果や効率性を常に精査し、新たな地域生活課題に対応する資源・サービス等の開発・実施に注力できる組織づくりと事業運営に努めてまいります。

さらに、ICT化の推進等を通じた業務の効率化を進めるために、コスト面や情報管理の安全性、職員の情報リテラシー格差など、専門家の知見を活用しながら様々な視点から検討してまいります。

(3) 職員の人材育成

平成30年度に策定した人材育成計画を踏まえ、引き続き地域福祉に関する高い専門性と職務能力を有し、社会環境の変化を的確に捉えて対応できる職員の育成に取り組んでまいります。

専門研修では、相談支援・参加支援・地域づくりに向けた支援の一体的な展開に向け、CSW機能を発揮できる専門性向上のため、研修プログラムの充実を図ります。

また、会計・契約事務等の正確な遂行、職層に応じた視点や知識、業務スキルの獲得は不可欠であることから、基本研修・職層研修の更なる強化を図ります。

■主要事業計画
社会福祉事業区分

I. 地域福祉推進事業拠点区分

1. 法人運営事業サービス区分

(1) 組織運営事業

「世田谷区社会福祉協議会経営改革計画」の3つの柱である「財政の健全化」「組織・事業の見直し」「人材育成」の各計画に基づいて各事業を実施する。また、DX[※]を推進し、住民サービスの向上と事務の効率化を図る。

※ DXとは、デジタル技術を浸透させることで、人々の生活をより良いものへと変革すること（デジタル・トランスフォーメーション [Digital Transformation]）をいう。

① 理事会、評議員会等

本会の執行機関としての理事会及び、重要事項を決定する評議員会を開催する。また、本年度は役員（理事・監事）及び評議員の改選期にあたり、評議員選任・解任委員会を開催する。

	令和8年度計画	令和7年度計画	令和6年度計画
理事会開催回数	3回	4回	3回
評議員会開催回数	3回	3回	3回
評議員選任・解任委員会開催回数	必要に応じて	必要に応じて	必要に応じて
	令和8年度実績	令和7年度実績	令和6年度実績
理事会開催回数	-	-	3回
評議員会開催回数	-	-	3回
評議員選任・解任委員会開催回数	-	-	1回

①-2 監査

理事の職務の執行を監査し、法令に基づく監事監査を行う。

	令和8年度計画	令和7年度計画	令和6年度計画
監事監査開催回数	6回	6回	6回
	令和8年度実績	令和7年度実績	令和6年度実績
監事監査開催回数	-	-	6回

- 監事監査には会計士による監査を含む。
- この他「財政援助団体監査（実施者：世田谷区・監査委員）」や「社会福祉法人指導監査（実施者：世田谷区・保健福祉政策部）」の実施年度に該当する場合は、各々開催する。

② 職員研修

従来の研修を実施するとともに、これまで重点的に取り組んできているハラスメント研修やICT研修を継続して実施し、職員のスキル向上を図る。

また、専門性の向上を目的として各分野の専門家を招聘し、職員が現場での相談支援や地域づくりの実践に活かせる機会を提供する。

③ 災害時等緊急対応に向けた体制整備

震災や大雨等の災害時に的確に対応できるよう、事業継続計画(BCP[※])の更新を行うとともに、世田谷区内の法人や団体等との連携に努める。

※ BCP とは、災害等の緊急事態における企業や団体の事業継続計画（ビジネス・コンティニューイティ・プランニング [Business Continuity Planning]）のことをいう。

④ 苦情解決委員会

本会事業の利用者や、住民から寄せられる苦情・意見等に対する改善、対応策を検討する「苦情解決委員会」を開催し、事業の適正な運営とサービスの質の向上を図る。

⑤ 会員会費募集活動

地域福祉活動の貴重な財源である会員会費について、各地区社会福祉協議会（以下「地区社協」という。）と連携しながら募集活動を行う。

福祉イベントや SNS*等での広報活動を行い、住民や団体・企業等に会員会費の使途や成果を見える化して、本会の事業や活動に対する理解を求めていく。また、本会事業の PR や地域活動への参加等に協力いただける事業者等の拡大を図る。

また、クレジット決済の導入や振込票付チラシの配布、税額控除に関する広報活動を積極的に行い、会員会費募集協力者の負担軽減に努める。

	令和8年度計画	令和7年度計画	令和6年度計画
会員数	34,100名	32,500名	32,000名
会費額	34,211,000円	32,582,000円	31,681,000円
	令和8年度実績	令和7年度実績	令和6年度実績
会員数	-	-	28,518名
会費額	-	-	30,033,834円

※ SNS とは、インターネット上で個人同士が繋がれるような場所を提供しているサービスの総称（ソーシャル・ネットワーキング・サービス [Social Networking Service]）のことをいう。

⑥ ICT 化の推進に向けた取り組み

Web ツールによる会議や研修を実施するとともに、ICT*を活用して業務の効率化を図る。

また、研修等を通じて情報セキュリティ脅威の理解を深め、職員・組織の危機管理能力を高める。

* ICT とは、通信技術を活用したコミュニケーションを指し、情報処理だけではなくインターネットのような通信技術を利用した産業やサービス等の総称（「情報通信技術」（インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー [Information and Communication Technology]））のことをいう。

（２）企画研究・広報事業

「第4次世田谷区地域福祉活動計画」に基づき、社協内外の連携・協働の取り組みを推進する。地域福祉活動への理解と参画を進めるため、効果的な広報活動を行う。

① 企画研究

法人設立40周年事業の実施に際し、これまでの地域住民活動をはじめ、社協の取り組みを振り返り、改めて社会福祉協議会の役割や機能の理解を深め、本会事業や取り組みの質を高める機会とする。

また、地域の関係機関、団体、住民等との連携・協働を進めるにあたり、「世田谷区地域福祉活動計画」の各取り組み方針を踏まえ推進していく。

② 広報活動

ホームページや各種の広報活動を通じて、本会の取り組みの目的や趣旨等について、住民や関係機関・団体等に対し、わかりやすい情報発信に取り組む。

ホームページのアクセス分析や SNS の活用を通じて、効果的な広報活動を展開し、地域福祉活動への理解と参画を促進する。

2. 地域福祉事業サービス区分

(1) 地区社協活動支援事業

住民をはじめ、福祉活動団体・事業者等と連携を図り、地域における生活課題の解決に取り組む。

また、食の支援や買い物困難者への支援等、地域の生活課題の解決に向けた具体的な取り組みを住民・多機関等との協働により進めていく。

① 地区社協の運営支援

29の地区社協の事務局を担い、事業やイベントの運営支援、各地区での活動情報の共有化を図り、住民を主体とした地域福祉活動を支援する。

② 地域福祉コーディネート推進事業（地域資源開発事業）【区受託】

まちづくりセンター・あんしんすこやかセンター・児童館と本会地区事務局の四者による連携を基盤として、生活上の課題を抱えた方の相談支援や活動への参加支援、支えあいによる地域づくりを推進する。

○地域生活課題の解決と地域づくりの推進

- ・多様なアウトリーチ等による地域生活課題の早期把握
- ・地域生活課題の解決を目指した住民等との協働による地域づくり支援
- ・住民等との地域生活課題の共有と、課題の解決を目指した地域づくり支援
- ・生活上の課題を抱えた方の早期の実態把握と孤立等の課題解決に向けた支援
- ・地区における見守りネットワークの強化・推進
- ・住民の地域活動等への参加の支援

○生活支援コーディネート機能の発揮《介護保険事業》

- ・地域生活課題の解決に向けた連携会議（協議体）の運営
（全区：第1層協議体、各地区：第2層協議体）
- ・法人・団体、事業者等とのネットワークの拡充
- ・地域活動の見える化と住民の地域活動への参加促進

○地域活動の担い手の確保と育成

- ・地区サポーター等活動の担い手の確保と地域福祉活動へのマッチングの拡充

○職員の専門性と支援実践力の向上

- ・組織内連携の強化やコミュニティソーシャルワーク機能の向上を目的とした専門研修の実施、地域事務所長や地域福祉コーディネーター等によるスーパーバイズ機能の強化

③ 災害福祉サポーターの活動支援（災害対策事業）

日頃からの地域とのつながりをもとに、発災時において、要配慮者等への安否確認やニーズ把握等を行う災害福祉サポーターの登録者数の拡大に努める。また、災害福祉サポーターへの情報提供や研修・訓練等の機会を設け、災害時における実際の活動に備える。

④ 社会福祉法人等のネットワーク推進事業

世田谷区内に本部のある社会福祉法人による「世田谷区社会福祉法人地域公益活動協議会」の事務局を担う。「区内大学等との接点づくり部会」や「災害時対応検討部会」での検討と活動を通じて、地域資源とのつながりを築き、地域のニーズに応じた地域公益活動の実施に取り組む。

⑤ 高齢者の新たな居場所づくり事業（「なごみの広場ちとふな」）【区受託】

千歳温水プール4階健康運動室等において、60歳以上の方を対象に、暮らしに役立つ講座や相談会の開催等、ひとりでも気軽に訪れることができる高齢者の居場所として「なごみの広場ちとふな」を開催し、仲間づくりや地域活動への参加等を支援する。

	令和8年度計画	令和7年度計画	令和6年度計画
開催回数	60回	60回	60回
	令和8年度実績	令和7年度実績	令和6年度実績
開催回数	-	-	60回

（2）地域社協活動事業

地域・地区における住民の創意工夫による活動や先駆的な福祉活動等の情報提供と共有化を図り、地域・地区の実情に応じた住民の地域福祉活動を支援する。

① 地域社協福祉推進協議会の運営支援

各地域において、地区社協活動に関する情報や地域福祉を取り巻く状況の共有及び意見交換等を通じ、住民主体による福祉のまちづくりを推進する。

	令和8年度計画	令和7年度計画	令和6年度計画
開催回数	16回	16回	15回
	令和8年度実績	令和7年度実績	令和6年度実績
開催回数	-	-	17回

➤ 5地域ごとに年3回開催する。※北沢地域は、別途会長会を1回開催する。

② 地域・地区における交流・啓発

地域支えあい活動拠点の利用団体間の交流や、住民による地域福祉活動への参加機会の確保に向けて、地区単位等での懇談会や研修会を実施する。

③ 災害見舞金事業

火災・水害により被災した住民に対し、生活の一助として災害見舞金を支給する。

○火災（全焼、半焼とも） 1世帯につき 10,000円

○水害（床上浸水以上） 1世帯につき 5,000円

（3）地域支えあい活動支援事業

地域における支えあい活動を引き続き支援するとともに、多世代による支えあいと交流の居場所等、地域づくりを視野に入れた多様な支えあい活動の開発に取り組む。また、地域支えあいの視点

に基づき、子ども食堂や認知症高齢者への支援を強化する等、地域福祉への理解と共感の醸成に向けた取り組みを強化していく。

① 地域支えあい活動グループの支援

高齢者、障害者、子育て中の方等の孤立の防止、交流促進を図るために地域住民による「ふれあい・いきいきサロン」等の活動を支援する。

活動の立ち上げ支援や運営方法等のアドバイス、住民への参加支援や新たな担い手（地区サポーター等）の確保、活動へのマッチングに取り組む。

	令和8年度計画	令和7年度計画	令和6年度計画
団体数 合計	680 団体	728 団体	714 団体
ふれあい・いきいきサロン数 (内、子育てサロン数)	630 団体 (80 団体)	669 団体 (88 団体)	656 団体 (87 団体)
支えあいミニデイ数	50 団体	59 団体	58 団体
	令和8年度実績	令和7年度実績	令和6年度実績
団体数 合計	-	-	655 団体
ふれあい・いきいきサロン数 (内、子育てサロン数)	-	-	605 団体 (79 団体)
支えあいミニデイ数	-	-	50 団体

② 子ども食堂運営支援

子ども食堂に対して、運営費等の助成や活動保険加入、フードドライブ等による食材の提供、世田谷保健所の協力による衛生管理や感染症予防・アレルギー対策等の研修を実施し、活動の円滑な運営を支援する。

また、団体間の情報交換やネットワークづくりを進めるとともに、住民への広報を通じて子ども食堂に対する理解と支援、子どもはもとより多世代の参加促進に取り組む。

	令和8年度計画	令和7年度計画	令和6年度計画
運営助成金交付団体数	全期 63 団体 下期 3 団体 新規開設 6 団体	56 団体	53 団体
東京都子ども食堂推進補助金交付団体数	63 団体	50 団体	48 団体
支えあい活動保険利用団体数	65 団体	62 団体	60 団体
せたがやフードドライブ利用団体数	45 団体	45 団体	45 団体
	令和8年度実績	令和7年度実績	令和6年度実績
運営助成金交付団体数	-	-	50 団体
東京都子ども食堂推進補助金交付団体数	-	-	42 団体
支えあい活動保険利用団体数	-	-	53 団体

体数			
せたがやフードドライブ 利用団体数	-	-	41 団体

③ 地域で支える食の支援事業

区内の食支援に関連する多様な主体の参画により、必要な食品を安定的に確保しながら、ぷらっとホーム世田谷や、地域社協事務所等との連携を通じて、生活困窮世帯や子ども食堂等への支援を充実させる。

	令和8年度計画	令和7年度計画	令和6年度計画
食品受取（企業・個人）	34,000 kg	34,000 kg	35,000 kg
団体への配付	延 1,500 団体	延 1,500 団体	延 1,500 団体
家庭への配付	1,200 世帯	1,200 世帯	1,200 世帯
新規企業等の開拓	-	30 件	20 件
企業等との連携・協働	45 件	-	-
	令和8年度実績	令和7年度実績	令和6年度実績
食品受取（企業・個人）	-	-	27,931 kg
団体への配付	-	-	延 1,532 団体
家庭への配付	-	-	延 1,162 件
新規企業等の開拓	-	-	23 件
企業等との連携・協働	-	-	-

- 食品受取の数値は、「⑤せたがやフードドライブ事業」「地区社協・地域社協事務所」での受け取り分を含む。
- 家庭への配付の数値は、ぷらっとホーム世田谷・地域社協事務所での配付分を含む。

④ 地域支えあい活動拠点管理

世田谷区と連携し、区内 22 か所の地域支えあい活動拠点を適切に管理・運営し、支えあい活動団体等が利用しやすい環境を確保する。

⑤ せたがやフードドライブ事業

世田谷区清掃・リサイクル部及び各総合支所と連携し、世田谷区内の各家庭から提供される食材を、子ども食堂等の活動団体に配付する。（食材の内容：米、缶詰類、乾麺等）

	令和8年度計画	令和7年度計画	令和6年度計画
配付計画（総量）	3,000 kg	4,000 kg	7,500kg
	令和8年度実績	令和7年度実績	令和6年度実績
配付実績（総量）	-	-	3,793 kg

⑥ 認知症等による行方不明者への支援（せたがや一人歩き SOS ネットワーク事業）

認知症等により行方不明となった方の早期の安全確保に向け、利用登録者のご家族等からの要請に基づき、協力者（事前登録している住民等）へメールで情報を配信し、安心した暮らしを地域で支えていく。

	令和8年度計画	令和7年度計画	令和6年度計画
協力者数	730 名	730 名	720 名

利用登録者数	130 名	120 名	110 名
	令和 8 年度実績	令和 7 年度実績	令和 6 年度実績
協力者数	-	-	628 名
利用登録者数	-	-	104 名

⑦ はり・きゅう・マッサージサービス事業に伴う受付業務【区受託】

区内 19 会場(各会場：毎月 1 回、全 228 回)において実施するはり・きゅう・マッサージサービス事業において、事前申し込み受け付け、事業当日の会場設営や受付対応等を行う。また、視力障害のある施術者に対する合理的配慮の視点に基づき必要に応じて地区サポーターを派遣し、障害者福祉の向上を図るとともに、住民の地域活動への参加支援の取り組みを強化する。

⑧ 地域福祉推進大会

令和 8 年度は、法人設立 40 周年を迎えることから、地域福祉推進大会は休止し、周年行事として記念式典を開催する。

(4) 福祉活動団体助成事業

福祉活動団体等の活動支援に向けて、赤い羽根共同募金を活用した助成等を行うとともに、各団体等との連携を強化し、地域福祉の向上を図る。

① 地域福祉活動団体助成事業

民間財団等による助成金等の情報提供や財団等への推薦、本会名義（後援、協賛）の交付や助成等により、地域福祉活動を支援する。

また、赤い羽根共同募金を原資とした地域福祉活動団体への助成金の交付を通じて、福祉団体の活動を支援する。

ア 社会福祉活動団体助成金の交付

福祉団体による活動の拡充を目的として、地域の福祉活動団体に対して事業費の一部を助成する。

	令和 8 年度計画	令和 7 年度計画	令和 6 年度計画
助成団体数	16 団体	16 団体	16 団体
助成金額	5,196,000 円	5,274,000 円	5,308,000 円
	令和 8 年度実績	令和 7 年度実績	令和 6 年度実績
助成団体数	-	-	14 団体
助成金額	-	-	4,614,000 円

イ 赤い羽根共同募金地域配分金（B 配分）の配分推せん

社会福祉法人東京都共同募金会（以下「都共募」という。）の主催による赤い羽根共同募金のうち、世田谷区内で集められた募金を財源として、社会福祉施設や地域福祉活動を行う小規模団体・NPO 団体等からの申請に基づき、「世田谷区共同募金配分推せん委員会」を通じて都共募への配分(助成)の推薦を行う。

	令和 8 年度計画	令和 7 年度計画	令和 6 年度計画
--	-----------	-----------	-----------

助成団体数	68 団体	75 団体	69 団体
助成金額	14,920,000 円	15,190,000 円	14,200,000 円
	令和8年度実績	令和7年度実績	令和6年度実績
助成団体数	-	-	75 団体
助成金額	-	-	15,190,000 円

➤ 計画数は、都共募に推薦した団体数と申請金額を記載した。

② 民生委員・児童委員との連携

民生委員・児童委員の協力を得て、生活福祉資金の貸付や歳末たすけあい・地域支えあい募金の見舞金の配布等を行う。

(5) 地域福祉人材育成事業

地域福祉活動等への参加の支援に向けて、福祉活動に関する講座の開催等を通じた活動参加へのモチベーションの向上を図るとともに、具体的な活動へのマッチングを進めていく。また、ボランティア保険の加入を促進し、安心して活動に取り組めるよう支援する。

① 地区サポーター

地域活動に興味のある方を地区サポーターとして登録し、地域の支えあい活動や町会・自治会活動、各地区の福祉イベント、生活支援サービス等へのマッチングを進め、地域福祉活動等への参加を促進する。また、地域・地区を単位とした講座を開催し、新たな活動の担い手の確保・育成を図る。

	令和8年度計画	令和7年度計画	令和6年度計画
登録者数	1,700 名	1,650 名	1,650 名
マッチング件数	530 件	510 件	510 件
	令和8年度実績	令和7年度実績	令和6年度実績
登録者数	-	-	1,801 名
マッチング件数	-	-	471 件

② 地区活動入門講座

地区で活動する人材の発掘・育成を目的とした講座を開催し、地区サポーターへの登録やグループ化を促進するとともに、地域福祉活動等への参加機会を確保する。

	令和8年度計画	令和7年度計画	令和6年度計画
講座開催回数	22 回	17 回	12 回
講座参加人数	延 320 名	延 260 名	延 220 名
	令和8年度実績	令和7年度実績	令和6年度実績
講座開催回数	-	-	87 回
講座参加人数	-	-	延 742 名

③ 特技ボランティア

趣味や特技を持つ住民を特技ボランティアとして登録し、地域支えあい活動や福祉施設等に紹介することで、地域活動の推進と住民参加の機会を拡大する。

	令和8年度計画	令和7年度計画	令和6年度計画
登録者数	250名	240名	230名
	令和8年度実績	令和7年度実績	令和6年度実績
登録者数	-	-	215名

④ 福祉学習

小・中・高校等での授業や地区イベント等の機会をとらえ、地域福祉推進員や地区サポーター等の協力により体験型の福祉学習や障害等当事者による講話等を実施し、地域共生社会の実現に向けた理解・啓発に取り組む。

	令和8年度計画	令和7年度計画	令和6年度計画
福祉学習実施回数	50回	50回	50回
福祉学習参加者数	5,500名	5,500名	5,500名
福祉用具貸出件数	10件	10件	10件
	令和8年度実績	令和7年度実績	令和6年度実績
福祉学習実施回数	-	-	52回
福祉学習参加者数	-	-	5,136名
福祉用具貸出件数	-	-	19回

⑤ ボランティア保険事務【東社協受託】

福祉イベント・事業や被災地等へのボランティア活動等を安心して活動できるよう、保険の加入手続を行う。

手続きに合わせて地区サポーターの登録や他の活動メニューの紹介も行い、広く地域人材の掘り起こしを行う。

	令和8年度計画	令和7年度計画	令和6年度計画
ボランティア保険加入人数	17,000名	17,000名	13,000名
行事保険加入件数	1,500件	1,500件	1,500件
	令和8年度実績	令和7年度実績	令和6年度実績
ボランティア保険加入人数	-	-	16,838名
行事保険加入件数	-	-	1,332件

(6) 日常生活支援事業

福祉的な支援を必要とする住民に対し、住民同士の支えあい活動を基盤とした、ふれあいサービス（自主事業）、支えあいサービス（区受託事業）を実施する。両事業とも、会員双方の意向確認や安全への配慮に取り組みつつ、日々の生活を支援する。

また、協力者の確保とスキルアップのためフォローアップ研修を実施し、安心して活動に取り組むことができるよう、学びや体験の機会を提供する。

① ふれあいサービス

高齢者や障害者、産前産後等で生活に支援が必要な方に対し、協力会員として登録した住民が有

償で家事支援、生活支援、外出支援を実施する。

地区担当職員が訪問してアセスメントを行い、計画に基づき協力会員を調整し、派遣する。

	令和8年度計画	令和7年度計画	令和6年度計画
利用会員数	500名	600名	600名
(うち新規利用登録数)	(105名)	(175名)	(175名)
協力会員数	500名	550名	600名
(うち新規登録数)	45名	50名	80名
派遣・活動時間数	11,000時間	15,000時間	17,000時間
フォローアップ研修回数	2回	2回	2回
	令和8年度実績	令和7年度実績	令和6年度実績
利用会員数	-	-	514名
(うち新規利用登録数)	-	-	(137名)
協力会員数	-	-	580名
(うち新規登録数)	-	-	(58名)
派遣・活動時間数	-	-	12,488時間
フォローアップ研修回数	-	-	2回

② 支えあいサービス（介護予防・日常生活支援総合事業生活支援サービス）【区受託】

介護保険制度の要支援者等に対し、あんしんすこやかセンターが行う支援計画に基づき、介護予防や自立支援のための家事援助サービスを実施する。

	令和8年度計画	令和7年度計画	令和6年度計画
利用者数	70名	80名	90名
協力者数	300名	320名	325名
延べ利用回数	2,368回	3,010回	3,192回
	令和8年度実績	令和7年度実績	令和6年度実績
利用者数	-	-	40名
協力者数	-	-	349名
延べ利用回数	-	-	2,248回

(7) 子育て支援事業

子育ての手助けがほしい住民（利用会員）と手助けができる住民（援助会員）が身近な地域で子育ての相互援助を行う会員制のしくみであるファミリー・サポート・センター事業を推進する。

利用の相談や支援の窓口となる地域社協事務所をファミリーサポートセンターの「支部」と位置付け、関係機関等とのネットワークを強化しながら、地域の力を活かした子育て支援を進める。

① 世田谷区ファミリー・サポート・センター事業【区受託】

子育ての手助けをしてほしい方（利用会員）と子育ての手助けができる方（援助会員）が、身近な地域において送迎や預かり等子育ての相互支援ができるよう、相談受付や調整を行う。

	令和8年度計画	令和7年度計画	令和6年度計画
--	---------	---------	---------

利用会員数	5,800名	6,000名	6,500名
(うち新規登録利用会員数)	(1,500名)	(1,500名)	(1,800名)
援助会員数	1,100名	1,100名	1,200名
(うち新規登録援助会員数)	(180名)	(180名)	(200名)
利用(援助活動)回数	27,500回	27,000回	25,800回
利用(援助活動)時間数	40,000時間	39,000時間	40,000時間
紹介件数	1,300件	1,300件	1,400件
アウトリーチ回数	400回	450回	500回
	令和8年度実績	令和7年度実績	令和6年度実績
利用会員数	-	-	4,878名
(うち新規登録利用会員数)	-	-	(1,383名)
援助会員数	-	-	883名
(うち新規登録援助会員数)	-	-	(114名)
利用(援助活動)回数	-	-	27,015回
利用(援助活動)時間数	-	-	38,807.5時間
紹介件数	-	-	1,154件
アウトリーチ回数	-	-	356回

➤ アウトリーチ回数は、担当職員(アドバイザー)による児童館やおでかけひろば等への訪問活動(事業説明や周知啓発等)数を数値化した。

② 子育て支援者の育成【区受託】

子育ての手伝いができる援助会員登録者を増やすために、住民を対象とした研修を年6回実施するほか、援助会員を対象に安全な預かりをするための研修を実施する。

ア 子育て支援者養成研修

安全・安心な子育て援助活動を行えるよう、必要な知識や能力を習得する必修の養成研修(計25時間)を実施する。より多くの住民が参加できるよう、会場開催とオンライン開催を設け、援助会員登録者増に取り組む。

<主な研修科目>

世田谷区の子育て事情、保育の心・子どもの世話、最近の子育て・親との接し方、障害のある子への援助、子どもの安全・応急対応(実技)ほか

	令和8年度計画	令和7年度計画	令和6年度計画
実施回数	6回	6回	6回
参加者数	200名	180名	160名
	令和8年度実績	令和7年度実績	令和6年度実績
実施回数	-	-	6回
参加者数	-	-	141名

➤ 令和6・7・8年度の実施回数の計画数内訳は、会場開催4回、オンライン開催2回。

イ 援助会員フォローアップ研修

(a) フォローアップ研修

援助会員が、活動を安全に継続して行えるよう研修を実施する。(年1回)

	令和8年度計画	令和7年度計画	令和6年度計画
--	---------	---------	---------

実施回数	1回	1回	1回
参加者数	30名	30名	30名
	令和8年度実績	令和7年度実績	令和6年度実績
実施回数	-	-	1回
参加者数	-	-	15名

(b) フォローアップ専門研修

専門研修として、5年に1度の受講が必須となった「緊急救命講習、事故防止及び虐待防止」に関する研修を実施する。(年4回)

	令和8年度計画	令和7年度計画	令和6年度計画
実施回数	4回	4回	4回
参加者数	100名	80名	100名
	令和8年度実績	令和7年度実績	令和6年度実績
実施回数	-	-	4回
参加者数	-	-	55名

③ 会員交流会【区受託】

利用会員交流会は、子どもと一緒に参加できる事業を企画し、会員同士の交流を図る。援助会員交流会は、会員同士の懇談と意見交換を実施する。

	令和8年度計画	令和7年度計画	令和6年度計画
利用会員交流会実施回数	1回	1回	2回
参加者数	30名	30名	40名
援助会員交流会実施回数	1回	3回	2回
参加者数	30名	60名	40名
	令和8年度実績	令和7年度実績	令和6年度実績
利用会員交流会実施回数	-	-	1回
参加者数	-	-	7名
援助会員交流会実施回数	-	-	2回
参加者数	-	-	26名

④ 「預けてみよう」体験事業【区受託】

ファミサポに子どもを預けたことがない住民に対し、子どもを援助会員に短時間預ける体験を提供し、預けることへの不安を軽減するとともに、利用会員登録につなげる。

	令和8年度計画	令和7年度計画	令和6年度計画
実施回数	5回	5回	5回
参加者数(利用会員)	25組	25組	25組
参加者数(援助会員)	35名	35名	35名
	令和8年度実績	令和7年度実績	令和6年度実績
実施回数	-	-	5回
参加者数(利用会員)	-	-	16組
参加者数(援助会員)	-	-	26名

⑤ 住民向け講座等

ア 援助会員発掘事業【区受託】

活動を支える援助会員を増やすために、子育て支援に関心のある方に対し、講座・イベントを開催する。

	令和8年度計画	令和7年度計画	令和6年度計画
実施回数	2回	2回	2回
参加者数	50名	40名	40名
	令和8年度実績	令和7年度実績	令和6年度実績
実施回数	-	-	2回
参加者数	-	-	29名

イ 子育て支援講座

区内の子育て支援活動の実践者に対し、地域で安全・安心な活動を続けるために必要なスキルアップ講座を開催する。

	令和8年度計画	令和7年度計画	令和6年度計画
実施回数	1回	1回	2回
参加者数	30名	30名	60名
	令和8年度実績	令和7年度実績	令和6年度実績
実施回数	-	-	2回
参加者数	-	-	59名

(8) 障害者支援事業

世田谷区の障害者施策「保護的就労」の一環として、障害者に就労の場を提供するとともに、広範な業務をもつ福祉喫茶の特徴を活かし、就労までにステップが必要な方等にも、仕事見学をはじめとした無理のない多様な形態の実習機会を提供する。また、店舗の立地を活かし、地域住民の方々の居場所等として繋がりに役立てる。

① 福祉喫茶の運営

福祉喫茶の接客等業務を通して、従事者（障害者）が基本的な労働習慣や社会性を習得したうえで一般就労への移行を図ることができるよう支援する。

また、世田谷区の施設内にある喫茶として、施設の特性や来客のニーズを踏まえた運営と集客に努める。

<店舗名>

- 喫茶 YOU・遊（松沢まちづくりセンター内）
- 喫茶桜ん房（砧図書館内）
- 喫茶どんぐり（世田谷文学館内）

	令和8年度計画	令和7年度計画	令和6年度計画
就労支援数	3名	5名	4名
実習者数	6名	-	-

来客者数	33,000名	33,000名	22,000名
	令和8年度実績	令和7年度実績	令和6年度実績
就労支援数	-	-	1名
実習者数	-	-	-
来客者数	-	-	34,258名

② 研修（店長・援助者・従事者）

福祉喫茶従事者を対象に、一般就労に向けた接遇や就労面接対策等の研修を行う。また、店長・援助者には、障害者理解や支援に必要な知識、技能に関する研修を行う。

	令和8年度計画	令和7年度計画	令和6年度計画
従事者研修回数	3回	3回	3回
店長・援助者研修回数	6回	6回	6回
	令和8年度実績	令和7年度実績	令和6年度実績
従事者研修回数	-	-	1回
店長・援助者研修回数	-	-	13回

③ 居場所づくり等への活用

高齢者や障害者の居場所づくり等に向け、関係機関と連携のもと取り組む。

	令和8年度計画	令和7年度計画	令和6年度計画
居場所づくり等	24回	24回	-
	令和8年度実績	令和7年度実績	令和6年度実績
居場所づくり等	-	-	-

（9）歳末たすけあい運動事業

住民や関係団体等に広く理解と協力を呼びかけ、歳末たすけあい・地域支えあい募金を実施するとともに、支援を必要とする世帯への見舞金や地域福祉活動の財源等として活用する。

また、職員による街頭募金を実施し、募金額の確保や募金運動に関するPRに取り組むとともに、世田谷区共同募金配分推せん委員会の事務局を担い、会議の円滑な運営に努める。

① 歳末たすけあい・地域支えあい募金

共同募金の一環として、町会総連合会、民生委員・児童委員協議会、赤十字奉仕団等関係団体の協力により募金活動を行い、支援を必要とする世帯等への見舞金の配布や、地域支えあい活動の支援に活用する。

また、募金活動への理解を深めるための広報活動や職員による街頭募金を各地域で行う。

	令和8年度計画	令和7年度計画	令和6年度計画
募金額	28,000,000円	28,000,000円	27,000,000円
	令和8年度実績	令和7年度実績	令和6年度実績
募金額	-	-	31,408,417円

② 世田谷区共同募金配分推せん委員会事務局運営

東京都共同募金会が実施する赤い羽根共同募金を原資とした地域配分（B配分）交付団体の推薦、

及び歳末たすけあい・地域支えあい募金の使途等を検討する世田谷区共同募金配分推せん委員会の事務局を担い、募金の効果的かつ適切な活用に取り組む。

	令和8年度計画	令和7年度計画	令和6年度計画
配分推せん委員会 開催回数	2回	2回	2回
	令和8年度実績	令和7年度実績	令和6年度実績
配分推せん委員会 開催回数	-	-	2回

II. 生活自立支援事業拠点区分

1. 生活困窮者自立相談支援事業サービス区分

(1) 生活困窮者自立支援事業

生活費の確保や仕事探し、家賃・ローンの支払い、税金の支払い等について課題を抱える住民からの相談が数多く寄せられる中、その背景にある心身の状態や家族関係、地域社会からの孤立等の要因も考慮し、ぷらっとホーム世田谷及びひきこもり相談窓口「リンク」で適切に支援を行う。

その中で、一層複雑化している課題に対応するために、重層的支援体制整備事業の多機関協働事業者として、他の支援機関や専門家との支援体制の構築を引き続き推進する。

また、生活保護受給者の自立支援を強化するため、世田谷区生活支援課をはじめ、関係部署との連携強化を図る。

① 自立相談支援【区受託】

生活困窮者自立支援法に基づき、自立支援プランを作成し、3か月単位でモニタリング、評価を実施し、継続した就労や自立生活に向けた支援を行う。また、相談支援では、相談内容に応じて弁護士、保健師、作業療法士等、専門職との連携により対応する。

	令和8年度計画	令和7年度計画	令和6年度計画
相談件数	1,300件	1,300件	1,300件
プラン作成件数 (新規、再プラン含む)	600件	600件	600件
出張相談会開催回数	12回	12回	-
支援調整会議開催回数	60回	60回	-
支援会議開催回数	6回	6回	-
就労支援連絡会開催回数	2回	2回	-
	令和8年度実績	令和7年度実績	令和6年度実績
相談件数	-	-	1,278件
プラン作成件数 (新規、再プラン含む)	-	-	615件
出張相談会開催回数	-	-	-
支援調整会議開催回数	-	-	-
支援会議開催回数	-	-	-
就労支援連絡会開催回数	-	-	-

- 「個別ケース検討会議」は、令和7年度の制度改正により重層的支援体制整備事業実施要綱に基づいて「支援会議」に名称を改めた。
- 令和7年度から「ひきこもり・自立相談支援」として計画変更した「就労支援部会」は、「就労支援連絡会」に名称を改めた。

② ひきこもり相談支援【区受託】

世田谷区のひきこもり相談窓口「リンク」をメルクマールせたがやとともに協働運営する。また、当事者の自宅を訪問するアウトリーチ支援のほか、個別の支援会議やひきこもり連絡会等を行い、関係機関と連携して、ひきこもり状態にある方とその家族に寄り添った相談・支援を行う。

	令和8年度計画	令和7年度計画	令和6年度計画
新規相談受付件数	500件	300件	300件
プラン策定件数 (新規、再プラン含む)	20件	20件	20件
重層的支援会議開催回数	12回	12回	12回
支援会議	6回	2回	2回
ひきこもり支援連絡会開催回数	2回	6回	6回
	令和8年度実績	令和7年度実績	令和6年度実績
新規相談受付件数	-	-	426件
プラン策定件数 (新規、再プラン含む)	-	-	31件
重層的支援会議開催回数	-	-	56回
支援会議	-	-	7回
ひきこもり支援連絡会開催回数	-	-	2回

- 「8050 支援部会」は、令和7年度から「ひきこもり支援連絡会」に名称を改めた。
- 「個別ケース検討会議」は、令和7年度の制度改正により重層要綱に基づいて「支援会議」に名称を改めた。

③ 住居確保給付金【区受託】

離職者等が不安なく就職活動ができるよう、3か月間(延長あり)の家賃補助を行うとともに、受給期間中の定期面談等を通じて、就労活動に向けて積極的な支援を行う。また、家計改善のために転宅が必要と認められる場合には、転宅費用相当分を支給し、家計改善に向けた支援を行う。

	令和8年度計画	令和7年度計画	令和6年度計画
新規申請者件数	60件	60件	120件
延長申請者件数	40件	40件	80件
再延長申請者件数	30件	30件	50件
新規申請(転宅分)	20件	30件	-
	令和8年度実績	令和7年度実績	令和6年度実績
新規申請者件数	-	-	34件
延長申請者件数	-	-	14件
再延長申請者件数	-	-	6件
新規申請(転宅分)	-	-	-

- 令和7年度から各項目の申請者件数は、令和5年度の実績推移を考慮して計画数減とした。

④ 家計改善支援【区受託】

家計に関し課題を抱える生活困窮者からの相談に応じ、家計の状況を明らかにした上で情報提供や助言等を行い、相談者自らが家計を管理する力を高めるよう支援する。

	令和8年度計画	令和7年度計画	令和6年度計画
家計改善相談件数	200件	200件	200件
	令和8年度実績	令和7年度実績	令和6年度実績

家計改善相談件数	-	-	543 件
----------	---	---	-------

⑤ 生活困窮者就労準備支援事業【区受託】

就労することが困難な生活困窮者に対し、支援プランに基づき、心身の健康増進やコミュニケーション力の向上を目指す講座等とともに、法人や企業等の協力を得て社会参加や就労体験の場を提供し、就労を見据えた実践的な支援を行う。

	令和8年度計画	令和7年度計画	令和6年度計画
講座・セミナー等延参加人数	350 名	700 名	700 名
仕事見学・体験等延参加人数	300 名	600 名	600 名
法人・企業等協力団体数	30 団体	-	-
	令和8年度実績	令和7年度実績	令和6年度実績
講座・セミナー等延参加人数	-	-	507 名
仕事見学・体験等延参加人数	-	-	443 名
法人・企業等協力団体数	-	-	-

- 令和7年度まで「講座等延参加人数」としていた項目を、「講座・セミナー等延参加人数」と「仕事見学・体験等延参加人数」に分割した。併せて令和6年度実績の項目も分割した。
- 「法人・企業等協力団体数」の項目を新たに追加した。

⑥ 日常生活支援アドバイザー派遣事業【区受託】

長期にわたって社会参加の機会のない、ひきこもり状態にある方等で、生活習慣の改善等が必要となる世帯に対し、日常生活支援アドバイザーを派遣する。

日常生活支援アドバイザーは、3か月程度を目安に、日常生活の維持に必要な知識と技術の習得に向け、指導・助言を行う。

	令和8年度計画	令和7年度計画	令和6年度計画
支援対象者数	25 名	30 名	30 名
	令和8年度実績	令和7年度実績	令和6年度実績
支援対象者数	-	-	24 名

⑦ 生活困窮者地域居住支援事業【区受託】

生活困窮者の家計改善の一環として、転宅が必要な場合には、居住支援協議会等の関係機関と連携し、住まい探しや契約手続きを支援する。併せて、必要に応じて関係機関へのつなぎや互助の関係づくりを行い、地域で安定して暮らせる体制を整える。

	令和8年度計画	令和7年度計画	令和6年度計画
転宅支援件数	60 名	50 名	50 名
	令和8年度実績	令和7年度実績	令和6年度実績
転宅支援件数	-	-	40 名

⑧ 子どもの学習・生活支援事業【区受託】

生活困窮世帯の子どもに対する学習習慣の定着や社会性の育成等を目的に、世田谷区内大学の学生ボランティア等の協力を得て、「せたがやゼミナール」を区内5地域、5か所で原則毎週実施する。

	令和8年度計画	令和7年度計画	令和6年度計画
実施会場	5か所	5か所	5か所
実施回数（1か所あたり）	月4回	月4回	月4回
延利用登録者数	75名	75名	75名
登録ボランティア人数	100名	-	-
	令和8年度実績	令和7年度実績	令和6年度実績
実施会場	-	-	5か所
実施回数（5か所合計）	-	-	210回
延利用登録者数	-	-	62名
登録ボランティア人数	-	-	-

- 実施回数は、令和6年度から記載した。登録ボランティア人数は、令和8年度から記載した。
- 令和7年度からフードサイエンスと称し、食を通じて科学を学ぶ取り組みを開始している。また、食育の実施がない週は、備蓄米を活用し、おにぎりとおみそ汁の提供を開始した。

⑨ 食糧支援事業【一部区受託】

生活に困窮する世帯を対象に、世田谷区内の社会福祉法人や企業、住民等の協力を得て、フードパントリーや緊急的な配付など、食料提供を実施する。配付の際には、生活状況などについて話を聞き、必要に応じて相談支援への繋ぎなどを行う。

	令和8年度計画	令和7年度計画	令和6年度計画
フードパントリー回数	36回	36回	36回
フードパントリー支援件数	400件	480件	660件
緊急食支援件数	250件	70件	70件
	令和8年度実績	令和7年度実績	令和6年度実績
フードパントリー回数	-	-	36回
フードパントリー支援件数	-	-	359件
緊急食支援件数	-	-	63件

- 緊急食支援での対応件数が上昇している分、フードパントリーでの食支援件数は、減少している。
- 令和7年度から、フードパントリー三軒茶屋会場では、一般社団法人最愛の食卓の協力により、食品配付と合わせて食事の提供を行う「かんしょくプロジェクト」を実施している。

⑩ ひきこもりセミナー等の開催【区受託】

セミナー等の開催を通じて、ひきこもりに対する理解促進、当事者や家族の交流、当事者の早期把握、地域での新たな支援サービスの創出等を図る。

	令和8年度計画	令和7年度計画	令和6年度計画
セミナー等の開催回数	1回	1回	1回
セミナー等の参加人数	70名	70名	70名
	令和8年度実績	令和7年度実績	令和6年度実績
セミナー等の開催回数	-	-	1回

セミナー等の参加人数	-	-	70名
------------	---	---	-----

⑪ 生活保護受給者支援【区受託】

生活保護受給者に対し、ぷらっとホーム世田谷の事業を活用し、世田谷区をはじめ関係機関等と連携により自立に向けた支援を行う。

	令和8年度計画	令和7年度計画	令和6年度計画
家計改善相談件数	20件	20件	20件
就労準備支援 講座・セミナー等延参加 人数	350名	-	-
就労準備支援 仕事見学・体験等延参加 人数	300名	-	-
日常生活支援アドバイザー 派遣件数	5件	-	-
転宅支援件数	35件	30件	30件
	令和8年度実績	令和7年度実績	令和6年度実績
家計改善相談件数	-	-	7件
就労準備支援 講座・セミナー等延参加 人数	-	-	-
就労準備支援 仕事見学・体験等延参加 人数	-	-	-
日常生活支援アドバイザー 派遣件数	-	-	-
転宅支援件数	-	-	19件

➤ 生活保護受給者を対象としている「日常生活支援アドバイザー派遣」、「就労準備支援」の項目を追加した。

⑫ 受験生チャレンジ支援貸付【区受託】

一定の所得以下の世帯を対象に、中3・高3生の学習塾の受講費用、高等学校・大学等の受験費用を貸し付け、進学を支援する。なお、高校、大学等に合格した者については、貸付金の返済を免除する。

	令和8年度計画	令和7年度計画	令和6年度計画
学習塾等受講料 申請受付件数（中3）	200件	240件	240件
学習塾等受講料 申請受付件数（高3）	120件	120件	120件
受験料受付件数（中3）	180件	240件	240件
受験料受付件数（高3）	160件	160件	160件
償還免除申請受付件数 （学年共通）	660件	760件	760件
	令和8年度実績	令和7年度実績	令和6年度実績

学習塾等受講料 申請受付件数（中3）	-	-	171 件
学習塾等受講料 申請受付件数（高3）	-	-	102 件
受験料受付件数（中3）	-	-	171 件
受験料受付件数（高3）	-	-	126 件
償還免除申請受付件数 （学年共通）	-	-	569 件

⑬ 進学応援給付金

世田谷区内児童養護施設や養育家庭から大学等に進学する児童に対し、学費の一部を給付する。
(1 人年間 12 万円)

	令和8年度計画	令和7年度計画	令和6年度計画
対象者数	21 名	21 名	18 名
	令和8年度実績	令和7年度実績	令和6年度実績
対象者数	-	-	13 名

⑭ 外国人交流促進・孤立予防事業【新規】

区内在住の外国人の孤立予防を目的に日本の文化に触れながら、安心して地域生活に馴染み、何気ない生活課題を相談できる居場所を、せたがや国際交流センター（クロッシングせたがや）と連携しながら定期的に開催する。

	令和8年度計画	令和7年度計画	令和6年度計画
開催回数	12 回	-	-
参加人数	120 名	-	-
	令和8年度実績	令和7年度実績	令和6年度実績
開催回数	-	-	-
参加人数	-	-	-

（2）生活福祉資金貸付事務事業【東社協受託】

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金等の特例貸付の償還に伴う問合せなどに対して、情報提供や意見書作成などを確実に行うとともに、家計に関することなどの相談支援の希望が出た場合は、関係機関とも連携して丁寧に支援を行う。

① 生活福祉資金貸付事務事業

所得の少ない世帯、障害者や介護を要する高齢者のいる世帯に対して、生活の安定と経済的自立に向けて生活福祉資金の貸付事業を行うとともに、世帯が抱える課題について相談支援を行う。

<主な貸付内容>

○教育支援資金

高等学校、高等専門学校、短期大学、大学、専修学校の授業料等に必要な費用の貸付

○福祉資金

日常生活は維持されているが、突発的に必要となった葬祭や住居移転等の費用の貸付

○緊急小口資金

一時的に困窮し、緊急な資金を必要とする世帯への貸付

○総合支援資金

生計中心者の失業により生計維持が困難な世帯に対する求職活動中の生活資金の貸付

○不動産担保型生活資金

現在居住する自己所有の不動産（土地・建物）に将来にわたって住み続けることを希望する低所得の高齢者世帯に対する、不動産を担保とした生活資金の貸付

○要保護世帯不動産担保型生活資金

上記不動産担保型資金に基づく、生活保護世帯向けの貸付

	令和8年度計画	令和7年度計画	令和6年度計画
福祉資金申請件数	15件	15件	15件
教育支援資金申請件数	65件	65件	65件
緊急小口資金 申請件数	15件	15件	20件
総合支援資金 申請件数	5件	5件	5件
不動産担保型生活資金 申請件数	2件	2件	2件
要保護世帯不動産担保型生活資金 申請件数	2件	2件	2件
	令和8年度実績	令和7年度実績	令和6年度実績
福祉資金申請件数	-	-	4件
教育支援資金申請件数	-	-	62件
緊急小口資金 申請件数	-	-	1件
総合支援資金 申請件数	-	-	-
不動産担保型生活資金 申請件数	-	-	-
要保護世帯不動産担保型生活資金 申請件数	-	-	1件

➤ 福祉資金と教育支援資金の申請件数を明確にするため、令和6年度から件数を分けて計上した。

② 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた緊急小口資金等の特例貸付

収入減少・不安定就労により生活が安定しない、多重債務があり債務整理を行う可能性がある等の理由により、償還が困難である方に対して償還猶予等の申請を行う。また、猶予期間終了時点における生活状況調査を行い、償還可能かどうかの確認を行う。

	令和8年度計画	令和7年度計画	令和6年度計画
償還猶予意見書作成	90件	90件	-

償還猶予期間終了後意見書作成	40 件	40 件	-
	令和 8 年度実績	令和 7 年度実績	令和 6 年度実績
償還猶予意見書作成	-	-	147 件
償還猶予期間終了後意見書作成	-	-	-

➤ 償還猶予意見書作成申請、償還猶予期間終了後意見書作成については、令和 5 年度から実施している。

2. 貸付金等事業サービス区分

(1) 貸付金事業

① 応急貸付金事業

低所得世帯等において、食費や水道光熱費等、生活にかかる緊急性の高い費用に窮した場合に、自立に向けた相談支援と小口の資金の貸し付けを行う。

➤ 申出により対応するため、計画数値は設定しない。

② 緊急援護金事業

世田谷区在住者の困窮時の援助を目的に、世田谷区と連携して、就職活動等に伴う交通費を含め緊急一時金（小口援護資金）の貸し付けを行い、生活の立て直しに向けた相談支援を行う。

➤ 申出により対応するため、計画数値は設定しない。

Ⅲ. 権利擁護事業拠点区分

1. 成年後見推進事業サービス区分

(1) あんしん事業

高齢者の利用が全体の約8割と多く、知的障害者や精神障害者の利用は合わせて約2割と少ない現状がある。そのため、関係機関や家族会等へ研修の機会等を通じて周知を行い、利用者の拡充を図っている。また、年々相談内容が多様化・複雑化してきているため、専門員（職員）や生活支援員（住民）への研修内容の検討を行い、資質の向上と相談機能の充実を図る。

なお、事業計画は成年後見センター運営計画（令和8年度～令和9年度）を基に作成している。

① あんしん事業（福祉サービス利用援助事業）

専門員、生活支援員が関係機関等と連携し、定期的に自宅を訪問して料金の払い込み等の手続き、福祉サービスの利用援助や書類の預かり等の支援を行う。

判断能力が低下した利用者の権利擁護のため、必要に応じ成年後見制度への移行を支援する。

	令和8年度計画	令和7年度計画	令和6年度計画
新規契約件数	60件	40件	40件
年度末契約件数	170件	170件	170件
	令和8年度実績	令和7年度実績	令和6年度実績
新規契約件数	-	-	74件
年度末契約件数	-	-	165件

② プレあんしん事業【区受託】

あんしん事業の利用開始前に必要な日常的金銭管理や書類手続を緊急的に専門員が支援する。

	令和8年度計画
契約件数	30件
	令和8年度実績
契約件数	-

③ あんしん法律相談 ※令和8年7月から終活支援事業に移行

高齢者、障害者、またその家族及び支援者等が法的な助言を得られる機会を提供する。相談のしやすさも考慮して、対面のほか電話相談も取り入れて行う。

○弁護士による無料相談 1人30分（予約制）、第2木曜日午後実施

(2) 成年後見制度利用支援事業

世田谷区において成年後見制度の利用促進を図る中核機関として、成年後見制度の相談支援の強化や申立の支援を拡充する。関係機関等と連携しながら親族後見人対象のセミナー開催や報告書類作成の支援について周知し、親族後見人等への支援を積極的に取り組んでいく。

なお、本事業計画は世田谷区成年後見制度利用促進基本計画（令和6～13年度）及び成年後見センター運営計画（令和8年度～9年度）を基に作成している。

① 成年後見制度の専門相談・支援【区受託】

主に成年後見制度についての相談を受け、住民が安心した生活を送れるよう支援する。また、相談体制を強化し、高齢者等の不安解消に努め、継続相談への対応を図る。

	令和8年度計画	令和7年度計画	令和6年度計画
相談件数	1,900件	1,900件	1,850件
	令和8年度実績	令和7年度実績	令和6年度実績
相談件数	-	-	2,834件

② 親族後見人等への支援【区受託】

本人及び親族による申立や、親族後見人による家庭裁判所への定期報告等への支援、相談・助言を行う。

	令和8年度計画	令和7年度計画	令和6年度計画
申立等支援件数	110件	105件	100件
親族後見人継続支援件数	10件	10件	10件
	令和8年度実績	令和7年度実績	令和6年度実績
申立等支援件数	-	-	132件
親族後見人継続支援件数	-	-	12件

③ 弁護士による専門相談【区受託】

成年後見制度や相続・遺言等について、高齢者、障害者、またその家族及び支援者等が法的な助言を得られる機会を提供する。

○弁護士による無料相談 1人30分（予約制）、第1・3火曜日午後を実施

※2. 終活支援事業サービス区分（1）総合相談窓口事業で実施する「②専門相談（弁護士による相談）」（第2・4木曜日午後実施）においても同様の相談が可能

④ 区民成年後見人養成研修の実施【区受託】

住民同士の支えあいを推進する観点から、区民成年後見人を養成し、住民が安心して成年後見制度を利用できるよう人材の確保・育成を図る。

	令和8年度計画	令和7年度計画	令和6年度計画
修了者数	13名	11名	11名
	令和8年度実績	令和7年度実績	令和6年度実績
修了者数	-	-	13名

⑤ 区民成年後見支援員の活動支援【区受託】

区民成年後見人養成研修修了者で、区民成年後見支援員として登録した住民の活動を支援する。

○申立手続き説明会における説明

○地域版成年後見制度相談会における説明

○成年後見制度の普及啓発

○初めて受任する区民成年後見人への相談・助言

	令和8年度計画	令和7年度計画	令和6年度計画
区民成年後見支援員登録人数	155名	165名	165名
	令和8年度実績	令和7年度実績	令和6年度実績

区民成年後見支援員 登録人数	-	-	154名
-------------------	---	---	------

⑥ 成年後見センター運営委員会【区受託】

住民が適切に成年後見制度や福祉サービス利用援助事業等を利用できるよう、成年後見センターの取り組み方針について、弁護士、司法書士、医師等の委員と検討する。

	令和8年度計画	令和7年度計画	令和6年度計画
開催回数	3回	3回	3回
	令和8年度実績	令和7年度実績	令和6年度実績
開催回数	-	-	3回

⑦ 事例検討委員会【区受託】

区長申立や本人及び親族申立案件について、専門職や世田谷区職員等を委員として成年後見制度に関する事例の検討や後見人候補者の選任を行う。

	令和8年度計画	令和7年度計画	令和6年度計画
開催回数	24回	24回	24回
	令和8年度実績	令和7年度実績	令和6年度実績
開催回数	-	-	23回

⑧ 権利擁護事例検討会【区受託】

高齢者や障害者等、成年後見制度を必要とする方が適切に制度利用につながるよう、事例検討等を通じて、あんしんすこやかセンターや地域障害者相談支援センター等と連携を図る。

	令和8年度計画	令和7年度計画	令和6年度計画
実施回数	2回	2回	2回
	令和8年度実績	令和7年度実績	令和6年度実績
実施回数	-	-	2回

⑨ 成年後見制度地域連携ネットワーク会議の開催【区受託】

区の中核機関として、成年後見制度と関係のある専門職や民生・児童委員、相談支援機関等と連携するネットワークを構築し、成年後見制度の利用促進に取り組む。

	令和8年度計画	令和7年度計画	令和6年度計画
実施回数	3回	3回	3回
	令和8年度実績	令和7年度実績	令和6年度実績
実施回数	-	-	3回

⑩ 親族後見人のための成年後見セミナー【区受託】

親族後見人対象のセミナーを開催し、親族後見人の支援を行う。

	令和8年度計画	令和7年度計画	令和6年度計画
実施回数	1回	1回	1回
参加人数	20名	20名	20名
	令和8年度実績	令和7年度実績	令和6年度実績
実施回数	-	-	-

実施回数	-	-	1回
参加人数	-	-	17名

⑪ 成年後見セミナー【区受託】

住民や事業者を対象に、成年後見制度の仕組みや手続き、成年後見人の役割等に関する講座を行い、成年後見制度の周知と利用促進を図る。

	令和8年度計画	令和7年度計画	令和6年度計画
実施回数	4回	4回	4回
参加人数	160名	120名	100名
	令和8年度実績	令和7年度実績	令和6年度実績
実施回数	-	-	4回
参加人数	-	-	121名

⑫ 老い支度講座【区受託】

高齢者が不安に感じることの多い相続、遺言、成年後見制度等、老い支度についての講座を実施する。

	令和8年度計画	令和7年度計画	令和6年度計画
開催回数	1回	6回	7回
募集人員	50名	300名	200名
	令和8年度実績	令和7年度実績	令和6年度実績
開催回数	-	-	7回
募集人員	-	-	378名

➤ 1回のみ開催し、残り6回は終活支援事業の「終活講座」として開催する。

⑬ 区民成年後見人の活動支援【区受託】

区民成年後見人等の受任者増を目指すとともに、区民成年後見人が安心して後見業務に取り組めるよう、支援を行う。

- 区民成年後見人の相談・助言
- 社会貢献型後見人にかかる損害保険の加入
- 財産の保管に関する貸金庫利用等

	令和8年度計画	令和7年度計画	令和6年度計画
新規受任件数	17件	17件	17件
年度未受任件数	66件	66件	64件
区民成年後見人等受任者数	61名	61名	61名
	令和8年度実績	令和7年度実績	令和6年度実績
新規受任件数	-	-	13件
年度未受任件数	-	-	53件
区民成年後見人等受任者数	-	-	46名

⑭ 活動報告書の作成【区受託】

成年後見制度の普及啓発・理解促進のため関係機関や支援者向けの広報物を発行する。

(3) 法人による成年後見事業

住民の権利擁護のため、法人後見、後見監督、任意後見契約について積極的に取り組む。成年後見制度利用促進のため、地域や関係機関と連携して講座等を開催する。

なお、本事業計画は成年後見センター運営計画（令和8年度～9年度）を基に作成している。

① 法人による区民後見監督

区民成年後見人による後見業務が適切に行われるよう、家庭裁判所の選任を受け、本会が区民成年後見人の監督を行う。

	令和8年度計画	令和7年度計画	令和6年度計画
新規受任件数	17件	17件	17件
年度末受任件数	66件	66件	64件
	令和8年度実績	令和7年度実績	令和6年度実績
新規受任件数	-	-	14件
年度末受任件数	-	-	54件

② 法人による成年後見

ア 法人後見

区長申立案件等において、福祉的配慮が必要な方で、本会が成年後見人となることが適切な場合に法人として受任する。

	令和8年度計画	令和7年度計画	令和6年度計画
新規受任件数	17件	15件	15件
年度末受任件数	91件	105件	105件
	令和8年度実績	令和7年度実績	令和6年度実績
新規受任件数	-	-	14件
年度末受任件数	-	-	91件

イ 任意後見

認知症等により、将来判断や契約ができなくなった時に備え、任意後見人として本会が支援できるよう、公正証書により任意後見契約を締結する。

契約発効前の特約として、訪問見守りか電話見守りかのいずれかによる定期訪問・相談を行う。さらに、希望者には入退院時の支援や葬儀手配等を行う。

	令和8年度計画	令和7年度計画	令和6年度計画
新規契約件数	※0件	2件	3件
年度末契約件数	18件	11件	11件
	令和8年度実績	令和7年度実績	令和6年度実績
新規契約件数	-	-	2件
年度末契約件数	-	-	11件

- 任意後見発効前の見守り支援は、法人後見や申立支援等を担当する専門員が兼務している。他業務との兼ね合いから専門員1名あたり1件（計13件）を支援の上限としているが、令和7年度末の見込み契約件数は、この上限を上回っている。そのため、契約件数が上限を下回るまで原則として新規契約は行わない。

③ 区民成年後見人への後見報酬・区民成年後見支援員への活動助成

区民成年後見人、区民成年後見支援員活動の一層の充実と質の向上のため、権利擁護推進基金積立金を活用し、後見活動に対する報酬が得られない区民成年後見人に対する報酬助成や区民成年後見支援員による勉強会等の自主活動にかかる費用の一部を助成する。

	令和8年度計画	令和7年度計画	令和6年度計画
後見報酬助成件数	9件	9件	9件
自主活動助成件数	5件	5件	5件
	令和8年度実績	令和7年度実績	令和6年度実績
後見報酬助成件数	-	-	6件
自主活動助成件数	-	-	3件

2. 終活支援事業サービス区分

(1) 総合相談窓口事業【区受託】令和8年7月1日開始予定

老後に備え不安を抱えた方やその親族等に対し、終活に関する相談支援を行う。

① 一般相談（職員による相談）

終活に関する相談業務を行い、その相談内容を踏まえ、必要に応じて適切な機関等につなぐ。

	令和8年度計画	令和7年度計画	令和6年度計画
相談件数	2,700件	-	-
	令和8年度実績	令和7年度実績	令和6年度実績
相談件数	-	-	-

➤ 相談件数には、(2) 高齢者終身サポート事業に関する相談も含む。

② 専門相談（弁護士による相談）

相続や遺言、成年後見制度等、終活に関する相談を行い、法的な助言を得られる機会を提供する。

○弁護士による無料相談 1人30分（予約制）、第2・4木曜日午後を実施

※1. 成年後見推進事業サービス区分(2) 成年後見制度利用支援事業で実施する「③弁護士による専門相談」（第1・3火曜日午後実施）においても同様の相談が可能。

③ 終活講座

これからの人生をより豊かに生きるため、人生の終盤を見据えた生活設計や死後の諸手続きへの備えを目的とした終活講座を実施する。

	令和8年度計画	令和7年度計画	令和6年度計画
開催回数	6回	-	-
参加人数	300名	-	-
	令和8年度実績	令和7年度実績	令和6年度実績
開催回数	-	-	-
参加人数	-	-	-

④ エンディングノートの配布

終活支援の一環として、人生の振り返りや医療・介護等の希望を記す「エンディングノート」を作成し配布する。

	令和8年度計画	令和7年度計画	令和6年度計画
配布部数	3,000部	-	-
	令和8年度実績	令和7年度実績	令和6年度実績
配布部数	-	-	-

(2) 高齢者終身サポート事業【区受託】 令和8年7月1日開始予定

頼れる身寄りがなく、民間の高齢者等終身サポート事業を利用できず生活上の課題を抱える高齢者に対して、低廉な利用料にて下記のような手続や死後事務等の支援をする。

① 訪問対応（基本サービス）

利用者に月1回の電話及び半年に1回の自宅訪問を行い、心身の状況変化、認知機能の低下、住環境等の変化に応じて必要な医療、福祉サービスへのつなぎや成年後見制度への移行支援をする。

② 金銭管理手続き支援

入院やけが、一時的な体調不良などで家賃や公共料金等の支払いができない場合に、預託金から払い出して利用者に代わり支払う。

③ 入院入所手続き支援

入院・入所時の手続支援、医師の説明の同席、自宅管理等を行う。入退院（所）時に預託金から払い出して利用者に代わり支払いも行う。

④ 賃貸物件契約・更新時の緊急連絡先対応

賃貸物件契約・更新時の緊急連絡先の対応、契約時の同席を行う。

⑤ 火葬・納骨支援

利用者の死亡時、火葬の手配、納骨の手配を行う。必要な費用については、預託金から払い出し支払いを行う。

⑥ 死後の賃貸物件対応

ライフライン停止の手続、賃貸物件の解約、動産物処分等を行う。必要な費用については、預託金から払い出し支払いを行う。※相続人がいない場合のみ対象

	令和8年度計画	令和7年度計画	令和6年度計画
新規契約件数	25件	-	-
年度末契約件数	25件	-	-
	令和8年度実績	令和7年度実績	令和6年度実績
新規契約件数	-	-	-
年度末契約件数	-	-	-

収益事業区分

I. 自動販売機設置事業拠点区分

1. 自動販売機設置事業サービス区分

(1) 自動販売機設置事業

自動販売機の売り上げによる収益金の一部を地域福祉の増進に役立てるために、住民や企業、施設等の協力を得て、地域貢献型の自動販売機の設置を進める。

① 自動販売機設置【拡充】

自動販売機の設置拡大に向け、本会職員各々が業務を通じて関わりのある住民や企業、施設等への周知・PRを念頭に置き、ホームページや広報紙への掲載、チラシの活用等を行うことで、設置台数の増に取り組む。

設置にあたっては、停電時でも飲料を提供できる災害ベンダー機やキャッシュレス機等住民の利便性を向上するよう、設置者の要望を踏まえて、業者と調整する。

また、従来の仕組みとは別に、本会の活動に賛同し、応援いただける企業等と自販機業者が売り上げの一部を本会に寄付する「活動応援自動販売機[※]」の取り組みを実施する。

	令和8年度計画	令和7年度計画	令和6年度計画
自動販売機設置台数	44台	44台	43台
地域貢献型自販機	43台	43台	42台
活動応援自販機	1台	1台	1台
	令和8年度実績	令和7年度実績	令和6年度実績
自動販売機設置台数	-	-	42台
地域貢献型自販機	-	-	41台
活動応援自販機	-	-	1台

[※]活動応援自動販売機とは、自販機業者の取り組みとして、自社と契約を交わす企業等に本会の活動を紹介し、賛同を得た企業等に設置する自販機の売り上げの一部を本会に寄付する仕組みのことをいう。自販機業者からも企業等からの寄付金と同額の寄付を受ける。

世田谷区社会福祉協議会

令和8年度 予 算

法人全体 資金収支当初予算書

令和8年4月

法人：社会福祉法人 世田谷区社会福祉協議会

(単位：円)

勘定科目	当初予算額	前年度予算額	増減	備考
< 事業活動による収支 >				
< 収入 >				
会費収入	34,869,000	33,069,000	1,800,000	
寄附金収入	10,424,000	9,924,000	500,000	
経常経費補助金収入	512,351,000	503,006,000	9,345,000	
受託金収入	1,091,516,000	939,888,000	151,628,000	
貸付事業収入	720,000	695,000	25,000	
事業収入	94,501,000	90,031,000	4,470,000	
受取利息配当金収入	1,265,000	1,230,000	35,000	
その他の収入	641,000	663,000	22,000	
事業活動収入計(1)	1,746,287,000	1,578,506,000	167,781,000	
< 支出 >				
人件費支出	1,239,657,000	1,172,882,000	66,775,000	
事業費支出	141,995,000	119,270,000	22,725,000	
事務費支出	255,100,000	226,298,000	28,802,000	
貸付事業支出	720,000	695,000	25,000	
助成金支出	99,539,000	100,153,000	614,000	
その他の支出	20,000,000	18,017,000	1,983,000	
事業活動支出計(2)	1,757,011,000	1,637,315,000	119,696,000	
事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	10,724,000	58,809,000	48,085,000	
< 施設整備等による収支 >				
< 収入 >				
施設整備等収入計(4)	0	0	0	
< 支出 >				
固定資産取得支出	2,026,000	1,954,000	72,000	
ファイナンス・リース債務の返済支出	0	0	0	
施設整備等支出計(5)	2,026,000	1,954,000	72,000	
施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)	2,026,000	1,954,000	72,000	
< その他の活動による収支 >				
< 収入 >				
積立資産取崩収入	85,900,000	73,580,000	12,320,000	
事業区分間繰入金収入	7,177,000	6,951,000	226,000	
拠点区分間繰入金収入	62,547,000	2,547,000	60,000,000	
サービス区分間繰入金収入	65,143,000	9,909,000	55,234,000	
その他の活動による収入	0	3,576,000	3,576,000	
その他の活動収入計(7)	220,767,000	96,563,000	124,204,000	
< 支出 >				
積立資産支出	26,948,000	27,057,000	109,000	
事業区分間繰入金支出	7,177,000	6,951,000	226,000	
拠点区分間繰入金支出	62,547,000	2,547,000	60,000,000	
サービス区分間繰入金支出	65,143,000	9,909,000	55,234,000	
その他の活動による支出	457,000	0	457,000	
その他の活動支出計(8)	162,272,000	46,464,000	115,808,000	
その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	58,495,000	50,099,000	8,396,000	
予備費支出(10)	10,000,000	10,000,000	0	
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)	35,745,000	20,664,000	56,409,000	
前期末支払資金残高(12)	87,821,000	109,029,000	21,208,000	

法人全体 資金収支当初予算書

令和8年4月

法人：社会福祉法人 世田谷区社会福祉協議会

(単位：円)

勘定科目	当初予算額	前年度予算額	増減	備考
当期末支払資金残高(11)+(12)	123,566,000	88,365,000	35,201,000	

事業区分別 資金収支当初予算書

令和8年4月

法人：社会福祉法人 世田谷区社会福祉協議会

事業：社会福祉

(単位：円)

勘定科目	当初予算額	前年度予算額	増減	備考
< 事業活動による収支 >				
< 収入 >				
会費収入	34,869,000	33,069,000	1,800,000	
寄附金収入	10,424,000	9,924,000	500,000	
経常経費補助金収入	512,351,000	503,006,000	9,345,000	
受託金収入	1,091,516,000	939,888,000	151,628,000	
貸付事業収入	720,000	695,000	25,000	
事業収入	81,379,000	76,981,000	4,398,000	
受取利息配当金収入	1,265,000	1,230,000	35,000	
その他の収入	641,000	663,000	22,000	
事業活動収入計(1)	1,733,165,000	1,565,456,000	167,709,000	
< 支出 >				
人件費支出	1,235,706,000	1,169,050,000	66,656,000	
事業費支出	141,995,000	118,728,000	23,267,000	
事務費支出	253,964,000	225,077,000	28,887,000	
貸付事業支出	720,000	695,000	25,000	
助成金支出	99,539,000	100,153,000	614,000	
その他の支出	19,142,000	17,513,000	1,629,000	
事業活動支出計(2)	1,751,066,000	1,631,216,000	119,850,000	
事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	17,901,000	65,760,000	47,859,000	
< 施設整備等による収支 >				
< 収入 >				
施設整備等収入計(4)	0	0	0	
< 支出 >				
固定資産取得支出	2,026,000	1,954,000	72,000	
ファイナンス・リース債務の返済支出	0	0	0	
施設整備等支出計(5)	2,026,000	1,954,000	72,000	
施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)	2,026,000	1,954,000	72,000	
< その他の活動による収支 >				
< 収入 >				
積立資産取崩収入	85,900,000	73,580,000	12,320,000	
事業区分間繰入金収入	7,177,000	6,951,000	226,000	
拠点区分間繰入金収入	62,547,000	2,547,000	60,000,000	
サービス区分間繰入金収入	65,143,000	9,909,000	55,234,000	
その他の活動による収入	0	3,576,000	3,576,000	
その他の活動収入計(7)	220,767,000	96,563,000	124,204,000	
< 支出 >				
積立資産支出	26,948,000	27,057,000	109,000	
拠点区分間繰入金支出	62,547,000	2,547,000	60,000,000	
サービス区分間繰入金支出	65,143,000	9,909,000	55,234,000	
その他の活動による支出	457,000	0	457,000	
その他の活動支出計(8)	155,095,000	39,513,000	115,582,000	
その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	65,672,000	57,050,000	8,622,000	
予備費支出(10)	10,000,000	10,000,000	0	
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)	35,745,000	20,664,000	56,409,000	
前期末支払資金残高(12)	87,821,000	109,029,000	21,208,000	
当期末支払資金残高(11)+(12)	123,566,000	88,365,000	35,201,000	

事業区分別 資金収支当初予算書

令和8年4月

法人：社会福祉法人 世田谷区社会福祉協議会
事業：収益

(単位：円)

勘定科目	当初予算額	前年度予算額	増減	備考
< 事業活動による収支 >				
< 収入 >				
事業収入	13,122,000	13,050,000	72,000	
事業活動収入計(1)	13,122,000	13,050,000	72,000	
< 支出 >				
人件費支出	3,951,000	3,832,000	119,000	
事業費支出	0	542,000	542,000	
事務費支出	1,136,000	1,221,000	85,000	
その他の支出	858,000	504,000	354,000	
事業活動支出計(2)	5,945,000	6,099,000	154,000	
事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	7,177,000	6,951,000	226,000	
< 施設整備等による収支 >				
< 収入 >				
施設整備等収入計(4)	0	0	0	
< 支出 >				
施設整備等支出計(5)	0	0	0	
施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)	0	0	0	
< その他の活動による収支 >				
< 収入 >				
その他の活動収入計(7)	0	0	0	
< 支出 >				
事業区分間繰入金支出	7,177,000	6,951,000	226,000	
その他の活動支出計(8)	7,177,000	6,951,000	226,000	
その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	7,177,000	6,951,000	226,000	
予備費支出(10)	0	0	0	
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)	0	0	0	
前期末支払資金残高(12)	0	0	0	
当期末支払資金残高(11)+(12)	0	0	0	

拠点区分別 資金収支当初予算書

令和8年4月

法人：社会福祉法人 世田谷区社会福祉協議会

事業：社会福祉

拠点：地域福祉推進事業

(単位：円)

勘定科目	当初予算額	前年度予算額	増減	備考
< 事業活動による収支 >				
< 収入 >				
会費収入	32,713,000	30,928,000	1,785,000	
社協会費収入	32,055,000	30,441,000	1,614,000	
利用会員会費収入	658,000	487,000	171,000	
寄附金収入	7,630,000	7,373,000	257,000	
経常経費寄附金収入	7,630,000	7,373,000	257,000	
経常経費補助金収入	467,139,000	461,933,000	5,206,000	
区補助金収入	433,256,000	423,540,000	9,716,000	
世田谷区補助金収入	354,599,000	350,682,000	3,917,000	
ミニデイ補助金収入	4,559,000	5,480,000	921,000	
子ども食堂補助金収入	74,098,000	67,378,000	6,720,000	
その他の補助金収入	300,000	474,000	174,000	
障害者雇用調整金収入	0	174,000	174,000	
特定求職者雇用開発助成金収入	300,000	300,000	0	
共同募金配分金収入	33,583,000	37,919,000	4,336,000	
一般募金配分金収入	4,340,000	5,850,000	1,510,000	
歳末たすけあい配分金収入	28,152,000	30,974,000	2,822,000	
共同募金交付金収入	1,091,000	1,095,000	4,000	
受託金収入	541,902,000	511,482,000	30,420,000	
区受託金収入	541,877,000	511,457,000	30,420,000	
地域資源開発受託金収入	426,158,000	406,741,000	19,417,000	
高齢者居場所支援受託金収入	8,044,000	7,837,000	207,000	
はりきゅう等受付業務受託金収入	12,011,000	11,034,000	977,000	
日常生活支援受託金収入	9,511,000	9,293,000	218,000	
ファミサポ受託金収入	86,153,000	76,552,000	9,601,000	
東社協受託金収入	25,000	25,000	0	
ひとり親職業訓練促進資金受託金収入	25,000	25,000	0	
事業収入	33,072,000	35,013,000	1,941,000	
利用料収入	11,158,000	12,360,000	1,202,000	
ふれあいサービス利用料収入	10,924,000	12,057,000	1,133,000	
日常生活支援利用料収入	234,000	303,000	69,000	
広告料収入	132,000	132,000	0	
ホームページ広告料収入	132,000	132,000	0	
売上金収入	21,782,000	22,521,000	739,000	
福祉喫茶事業収入	21,782,000	22,521,000	739,000	
受取利息配当金収入	1,265,000	1,230,000	35,000	
受取利息配当金収入	1,265,000	1,230,000	35,000	
その他の収入	631,000	663,000	32,000	
受入研修費収入	241,000	313,000	72,000	
受取保険金収入	1,000	1,000	0	
雑収入	389,000	349,000	40,000	
事業活動収入計(1)	1,084,352,000	1,048,622,000	35,730,000	
< 支出 >				
人件費支出	806,029,000	780,829,000	25,200,000	
役員報酬支出	300,000	300,000	0	
職員給料支出	335,304,000	322,507,000	12,797,000	

拠点区分別 資金収支当初予算書

令和8年4月

法人：社会福祉法人 世田谷区社会福祉協議会

事業：社会福祉

拠点：地域福祉推進事業

(単位：円)

勘定科目	当初予算額	前年度予算額	増減	備考
職員給料支出	335,304,000	322,507,000	12,797,000	
職員賞与支出	103,757,000	109,907,000	6,150,000	
非常勤職員給与支出	236,877,000	229,210,000	7,667,000	
非常勤職員給与支出	201,646,000	192,202,000	9,444,000	
臨時職員賃金支出	35,231,000	37,008,000	1,777,000	
派遣職員費支出	401,000	653,000	252,000	
退職給付支出	26,670,000	16,665,000	10,005,000	
退職共済掛金支出(中退共)	17,169,000	16,665,000	504,000	
退職給付支出(法人独自)	9,501,000	0	9,501,000	
法定福利費支出	102,720,000	101,587,000	1,133,000	
法定福利費支出	102,720,000	101,587,000	1,133,000	
事業費支出	94,837,000	86,496,000	8,341,000	
諸謝金支出	4,678,000	4,553,000	125,000	
諸謝金支出	4,678,000	4,553,000	125,000	
旅費交通費支出	1,021,000	817,000	204,000	
消耗器具備品費支出	15,455,000	12,505,000	2,950,000	
消耗器具備品費支出	15,455,000	12,505,000	2,950,000	
印刷製本費支出	2,843,000	1,584,000	1,259,000	
水道光熱費支出	5,059,000	4,658,000	401,000	
燃料費支出	113,000	114,000	1,000	
修繕費支出	444,000	502,000	58,000	
通信運搬費支出	12,307,000	12,278,000	29,000	
会議費支出	708,000	920,000	212,000	
会議費支出	708,000	920,000	212,000	
広報費支出	8,074,000	8,127,000	53,000	
業務委託費支出	13,506,000	8,213,000	5,293,000	
手数料支出	3,850,000	2,483,000	1,367,000	
保険料支出	3,747,000	4,977,000	1,230,000	
賃借料支出	521,000	491,000	30,000	
援護費支出	4,086,000	4,658,000	572,000	
原材料費支出	7,749,000	7,930,000	181,000	
緊急援護費支出	550,000	550,000	0	
協力会員活動費支出	10,125,000	11,132,000	1,007,000	
雑支出	1,000	4,000	3,000	
事務費支出	173,928,000	134,447,000	39,481,000	
福利厚生費支出	3,386,000	3,049,000	337,000	
旅費交通費支出	4,883,000	3,327,000	1,556,000	
旅費交通費支出	4,883,000	3,327,000	1,556,000	
研修研究費支出	1,130,000	628,000	502,000	
事務消耗品費支出	3,912,000	3,783,000	129,000	
事務消耗品費支出	3,912,000	3,783,000	129,000	
印刷製本費支出	4,698,000	4,813,000	115,000	
水道光熱費支出	4,026,000	3,875,000	151,000	
燃料費支出	189,000	195,000	6,000	
修繕費支出	605,000	353,000	252,000	
通信運搬費支出	8,432,000	8,957,000	525,000	
会議費支出	120,000	118,000	2,000	

拠点区分別 資金収支当初予算書

令和8年4月

法人：社会福祉法人 世田谷区社会福祉協議会

事業：社会福祉

拠点：地域福祉推進事業

(単位：円)

勘定科目	当初予算額	前年度予算額	増減	備考
会議費支出	120,000	118,000	2,000	
広報費支出	30,000	30,000	0	
業務委託費支出	46,466,000	21,746,000	24,720,000	
手数料支出	29,749,000	19,374,000	10,375,000	
保険料支出	1,338,000	1,138,000	200,000	
賃借料支出	14,555,000	14,518,000	37,000	
土地・建物賃借料支出	24,747,000	23,652,000	1,095,000	
租税公課支出	22,384,000	21,627,000	757,000	
消費税・印紙税及び自動車税	21,784,000	21,627,000	157,000	
障害者雇用納付金	600,000	0	600,000	
保守料支出	165,000	154,000	11,000	
渉外費支出	1,515,000	1,473,000	42,000	
諸会費支出	666,000	659,000	7,000	
謝礼金支出	891,000	937,000	46,000	
謝礼金支出	891,000	937,000	46,000	
雑支出	41,000	41,000	0	
助成金支出	95,864,000	96,478,000	614,000	
地域支えあい活動助成金支出	15,060,000	17,300,000	2,240,000	
サロン助成金支出	10,201,000	11,760,000	1,559,000	
ミニデイ助成金支出	4,859,000	5,540,000	681,000	
福祉活動団体助成金支出	80,804,000	79,178,000	1,626,000	
福祉活動団体助成金支出	57,196,000	54,604,000	2,592,000	
法外援護団体助成金支出	2,990,000	3,070,000	80,000	
地区社協活動助成金支出	16,694,000	17,345,000	651,000	
団体支援助成金支出	3,924,000	4,159,000	235,000	
その他の支出	12,174,000	10,128,000	2,046,000	
雑支出	0	12,000	12,000	
法人税、住民税及び事業税支出	12,174,000	10,116,000	2,058,000	
事業活動支出計(2)	1,182,832,000	1,108,378,000	74,454,000	
事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	98,480,000	59,756,000	38,724,000	
< 施設整備等による収支 >				
< 収入 >				
施設整備等収入計(4)	0	0	0	
< 支出 >				
固定資産取得支出	1,207,000	1,842,000	635,000	
車輛運搬具取得支出	282,000	282,000	0	
器具及び備品取得支出	925,000	1,023,000	98,000	
ソフトウェア取得支出	0	537,000	537,000	
ファイナンス・リース債務の返済支出	0	0	0	
ファイナンス・リース債務の返済支出	0	0	0	
施設整備等支出計(5)	1,207,000	1,842,000	635,000	
施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)	1,207,000	1,842,000	635,000	
< その他の活動による収支 >				
< 収入 >				
積立資産取崩収入	85,900,000	42,455,000	43,445,000	
子ども福祉基金積立資産取崩収入	2,547,000	2,547,000	0	
事業運営積立資産取崩収入	49,574,000	30,000,000	19,574,000	

拠点区分別 資金収支当初予算書

令和8年4月

法人：社会福祉法人 世田谷区社会福祉協議会

事業：社会福祉

拠点：地域福祉推進事業

(単位：円)

勘定科目	当初予算額	前年度予算額	増減	備考
地域支えあい積立資産取崩収入	2,569,000	2,276,000	293,000	
電算運用積立資産取崩収入	23,000,000	7,632,000	15,368,000	
退職給付引当資産取崩収入	8,210,000	0	8,210,000	
事業区分間繰入金収入	7,177,000	6,951,000	226,000	
収益事業区分間繰入金収入	7,177,000	6,951,000	226,000	
拠点区分間繰入金収入	60,000,000	0	60,000,000	
生活自立支援事業拠点区分間繰入金収入	50,000,000	0	50,000,000	
権利擁護事業拠点区分間繰入金収入	10,000,000	0	10,000,000	
サービス区分間繰入金収入	65,143,000	9,909,000	55,234,000	
法人運営事業サービス区分間繰入金収入	65,143,000	9,909,000	55,234,000	
その他の活動収入計(7)	218,220,000	59,315,000	158,905,000	
< 支出 >				
積立資産支出	26,948,000	27,057,000	109,000	
事業運営積立資産支出	0	16,951,000	16,951,000	
電算運用積立資産支出	10,000,000	0	10,000,000	
退職給付引当資産支出	16,948,000	10,106,000	6,842,000	
拠点区分間繰入金支出	2,547,000	2,547,000	0	
生活自立支援事業拠点区分間繰入金支出	2,547,000	2,547,000	0	
サービス区分間繰入金支出	65,143,000	9,909,000	55,234,000	
法人運営事業サービス区分間繰入金支出	54,291,000	7,633,000	46,658,000	
地域福祉事業サービス区分間繰入金支出	10,852,000	2,276,000	8,576,000	
その他の活動による支出	457,000	0	457,000	
差入保証金支出	457,000	0	457,000	
その他の活動支出計(8)	95,095,000	39,513,000	55,582,000	
その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	123,125,000	19,802,000	103,323,000	
予備費支出(10)	10,000,000	10,000,000	0	
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)	13,438,000	51,796,000	65,234,000	
前期末支払資金残高(12)	56,689,000	109,029,000	52,340,000	
当期末支払資金残高(11)+(12)	70,127,000	57,233,000	12,894,000	

拠点区分別 資金収支当初予算書

令和8年4月

法人：社会福祉法人 世田谷区社会福祉協議会

事業：社会福祉

拠点：生活自立支援事業

(単位：円)

勘定科目	当初予算額	前年度予算額	増減	備考
< 事業活動による収支 >				
< 収入 >				
会費収入	256,000	245,000	11,000	
社協会費収入	256,000	245,000	11,000	
寄附金収入	391,000	200,000	191,000	
経常経費寄附金収入	391,000	200,000	191,000	
経常経費補助金収入	14,695,000	13,607,000	1,088,000	
区補助金収入	14,495,000	13,407,000	1,088,000	
世田谷区補助金収入	14,495,000	13,407,000	1,088,000	
共同募金配分金収入	200,000	200,000	0	
歳末たすけあい配分金収入	200,000	200,000	0	
受託金収入	350,900,000	322,532,000	28,368,000	
区受託金収入	302,567,000	273,583,000	28,984,000	
生活困窮センター受託金収入	302,567,000	273,583,000	28,984,000	
東社協受託金収入	48,333,000	48,949,000	616,000	
生活福祉資金受託金収入	48,333,000	48,949,000	616,000	
貸付事業収入	720,000	695,000	25,000	
償還金収入	720,000	695,000	25,000	
応急貸付償還金収入	720,000	695,000	25,000	
事業活動収入計(1)	366,962,000	337,279,000	29,683,000	
< 支出 >				
人件費支出	236,303,000	217,629,000	18,674,000	
職員給料支出	79,746,000	65,413,000	14,333,000	
職員給料支出	79,746,000	65,413,000	14,333,000	
職員賞与支出	25,805,000	22,012,000	3,793,000	
非常勤職員給与支出	78,382,000	76,745,000	1,637,000	
非常勤職員給与支出	73,173,000	71,989,000	1,184,000	
臨時職員賃金支出	5,209,000	4,756,000	453,000	
派遣職員費支出	23,345,000	27,490,000	4,145,000	
法定福利費支出	29,025,000	25,969,000	3,056,000	
法定福利費支出	29,025,000	25,969,000	3,056,000	
事業費支出	18,771,000	17,012,000	1,759,000	
諸謝金支出	8,427,000	7,199,000	1,228,000	
諸謝金支出	8,427,000	7,199,000	1,228,000	
旅費交通費支出	2,844,000	2,271,000	573,000	
消耗器具備品費支出	2,480,000	2,507,000	27,000	
消耗器具備品費支出	2,480,000	2,507,000	27,000	
印刷製本費支出	0	1,000	1,000	
燃料費支出	65,000	22,000	43,000	
通信運搬費支出	1,409,000	989,000	420,000	
会議費支出	1,040,000	783,000	257,000	
会議費支出	1,040,000	783,000	257,000	
業務委託費支出	1,060,000	1,026,000	34,000	
手数料支出	122,000	121,000	1,000	
保険料支出	474,000	461,000	13,000	
賃借料支出	645,000	1,057,000	412,000	
原材料費支出	0	378,000	378,000	

拠点区分別 資金収支当初予算書

令和8年4月

法人：社会福祉法人 世田谷区社会福祉協議会

事業：社会福祉

拠点：生活自立支援事業

(単位：円)

勘定科目	当初予算額	前年度予算額	増減	備考
緊急援護費支出	205,000	197,000	8,000	
事務費支出	53,544,000	67,988,000	14,444,000	
福利厚生費支出	816,000	749,000	67,000	
旅費交通費支出	1,041,000	2,332,000	1,291,000	
旅費交通費支出	1,041,000	2,332,000	1,291,000	
研修研究費支出	50,000	50,000	0	
事務消耗品費支出	1,666,000	10,691,000	9,025,000	
事務消耗品費支出	1,666,000	10,691,000	9,025,000	
印刷製本費支出	2,448,000	3,090,000	642,000	
水道光熱費支出	0	50,000	50,000	
修繕費支出	345,000	345,000	0	
通信運搬費支出	8,906,000	9,336,000	430,000	
広報費支出	2,000,000	600,000	1,400,000	
業務委託費支出	3,840,000	10,765,000	6,925,000	
手数料支出	7,090,000	5,935,000	1,155,000	
保険料支出	150,000	0	150,000	
賃借料支出	3,897,000	2,655,000	1,242,000	
土地・建物賃借料支出	1,671,000	2,274,000	603,000	
租税公課支出	18,626,000	17,827,000	799,000	
消費税・印紙税及び自動車税	18,626,000	17,827,000	799,000	
保守料支出	989,000	106,000	883,000	
諸会費支出	9,000	9,000	0	
雑支出	0	1,174,000	1,174,000	
貸付事業支出	720,000	695,000	25,000	
貸付金支出	720,000	695,000	25,000	
応急貸付金支出	720,000	695,000	25,000	
助成金支出	2,520,000	2,520,000	0	
修学費用給付金支出	2,520,000	2,520,000	0	
その他の支出	5,870,000	6,426,000	556,000	
法人税、住民税及び事業税支出	5,870,000	6,426,000	556,000	
事業活動支出計(2)	317,728,000	312,270,000	5,458,000	
事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	49,234,000	25,009,000	24,225,000	
< 施設整備等による収支 >				
< 収入 >				
施設整備等収入計(4)	0	0	0	
< 支出 >				
ファイナンス・リース債務の返済支出	0	0	0	
ファイナンス・リース債務の返済支出	0	0	0	
施設整備等支出計(5)	0	0	0	
施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)	0	0	0	
< その他の活動による収支 >				
< 収入 >				
拠点区分間繰入金収入	2,547,000	2,547,000	0	
地域福祉推進事業拠点区分間繰入金収入	2,547,000	2,547,000	0	
その他の活動による収入	0	3,576,000	3,576,000	
差入保証金返還収入	0	3,576,000	3,576,000	
その他の活動収入計(7)	2,547,000	6,123,000	3,576,000	

拠点区分別 資金収支当初予算書

令和8年4月

法人：社会福祉法人 世田谷区社会福祉協議会

事業：社会福祉

拠点：生活自立支援事業

(単位：円)

勘定科目	当初予算額	前年度予算額	増減	備考
< 支出 >				
拠点区分間繰入金支出	50,000,000	0	50,000,000	
地域福祉推進事業拠点区分間繰入金支出	50,000,000	0	50,000,000	
その他の活動支出計(8)	50,000,000	0	50,000,000	
その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	47,453,000	6,123,000	53,576,000	
予備費支出(10)	0	0	0	
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)	1,781,000	31,132,000	29,351,000	
前期末支払資金残高(12)	31,132,000	0	31,132,000	
当期末支払資金残高(11)+(12)	32,913,000	31,132,000	1,781,000	

拠点区分別 資金収支当初予算書

令和8年4月

法人：社会福祉法人 世田谷区社会福祉協議会

事業：社会福祉

拠点：権利擁護事業

(単位：円)

勘定科目	当初予算額	前年度予算額	増減	備考
< 事業活動による収支 >				
< 収入 >				
会費収入	1,900,000	1,896,000	4,000	
社協会費収入	1,900,000	1,896,000	4,000	
寄附金収入	2,403,000	2,351,000	52,000	
経常経費寄附金収入	2,403,000	2,351,000	52,000	
経常経費補助金収入	30,517,000	27,466,000	3,051,000	
区補助金収入	30,517,000	27,466,000	3,051,000	
世田谷区補助金収入	29,700,000	26,678,000	3,022,000	
成年後見事業補助金収入	817,000	788,000	29,000	
受託金収入	198,714,000	105,874,000	92,840,000	
区受託金収入	173,421,000	80,449,000	92,972,000	
ブレあんしん事業受託金収入	5,593,000	5,735,000	142,000	
成年後見推進受託金収入	99,472,000	74,714,000	24,758,000	
終活支援センター受託金収入	68,356,000	0	68,356,000	
東社協受託金収入	25,293,000	25,425,000	132,000	
地域福祉権利擁護受託金収入	25,293,000	25,425,000	132,000	
事業収入	48,307,000	41,968,000	6,339,000	
利用料収入	48,197,000	41,858,000	6,339,000	
地権事業利用料収入	2,154,000	1,725,000	429,000	
任意後見・あんしん見守り利用料収入	800,000	831,000	31,000	
任意後見報酬収入	4,884,000	0	4,884,000	
法人後見業務報酬収入	33,675,000	32,822,000	853,000	
区民後見人監督報酬収入	6,354,000	6,480,000	126,000	
ブレあんしん事業利用料収入	30,000	0	30,000	
終活支援事業利用料収入	300,000	0	300,000	
資料・図書等頒布収入	110,000	110,000	0	
資料・図書等頒布収入	110,000	110,000	0	
その他の収入	10,000	0	10,000	
雑収入	10,000	0	10,000	
事業活動収入計(1)	281,851,000	179,555,000	102,296,000	
< 支出 >				
人件費支出	193,374,000	170,592,000	22,782,000	
職員給料支出	44,515,000	41,637,000	2,878,000	
職員給料支出	44,515,000	41,637,000	2,878,000	
職員賞与支出	13,861,000	15,127,000	1,266,000	
非常勤職員給与支出	110,052,000	91,802,000	18,250,000	
非常勤職員給与支出	99,278,000	82,197,000	17,081,000	
臨時職員賃金支出	10,774,000	9,605,000	1,169,000	
法定福利費支出	24,946,000	22,026,000	2,920,000	
法定福利費支出	24,946,000	22,026,000	2,920,000	
事業費支出	28,387,000	15,220,000	13,167,000	
諸謝金支出	9,521,000	9,108,000	413,000	
諸謝金支出	9,521,000	9,108,000	413,000	
旅費交通費支出	73,000	71,000	2,000	
消耗器具備品費支出	1,835,000	209,000	1,626,000	
消耗器具備品費支出	1,835,000	209,000	1,626,000	

拠点区分別 資金収支当初予算書

令和8年4月

法人：社会福祉法人 世田谷区社会福祉協議会

事業：社会福祉

拠点：権利擁護事業

(単位：円)

勘定科目	当初予算額	前年度予算額	増減	備考
印刷製本費支出	218,000	37,000	181,000	
修繕費支出	10,000	0	10,000	
通信運搬費支出	1,965,000	1,564,000	401,000	
会議費支出	9,000	10,000	1,000	
会議費支出	9,000	10,000	1,000	
広報費支出	2,132,000	1,041,000	1,091,000	
業務委託費支出	3,914,000	924,000	2,990,000	
手数料支出	5,478,000	118,000	5,360,000	
保険料支出	1,993,000	1,596,000	397,000	
賃借料支出	1,191,000	494,000	697,000	
後見人活動費支出	48,000	48,000	0	
事務費支出	26,492,000	22,642,000	3,850,000	
福利厚生費支出	906,000	681,000	225,000	
旅費交通費支出	1,284,000	631,000	653,000	
旅費交通費支出	1,284,000	631,000	653,000	
研修研究費支出	105,000	10,000	95,000	
事務消耗品費支出	1,371,000	1,639,000	268,000	
事務消耗品費支出	1,371,000	1,639,000	268,000	
印刷製本費支出	491,000	503,000	12,000	
水道光熱費支出	972,000	914,000	58,000	
修繕費支出	32,000	38,000	6,000	
通信運搬費支出	952,000	904,000	48,000	
会議費支出	1,000	1,000	0	
会議費支出	1,000	1,000	0	
広報費支出	0	141,000	141,000	
業務委託費支出	1,658,000	1,609,000	49,000	
手数料支出	3,898,000	6,342,000	2,444,000	
賃借料支出	1,286,000	1,075,000	211,000	
租税公課支出	13,367,000	8,027,000	5,340,000	
消費税・印紙税及び自動車税	13,367,000	8,027,000	5,340,000	
渉外費支出	32,000	0	32,000	
謝礼金支出	137,000	127,000	10,000	
謝礼金支出	137,000	127,000	10,000	
助成金支出	1,155,000	1,155,000	0	
福祉活動団体助成金支出	75,000	75,000	0	
団体支援助成金支出	75,000	75,000	0	
区民後見人活動報酬助成金支出	1,080,000	1,080,000	0	
その他の支出	1,098,000	959,000	139,000	
雑支出	0	5,000	5,000	
法人税、住民税及び事業税支出	1,098,000	954,000	144,000	
事業活動支出計(2)	250,506,000	210,568,000	39,938,000	
事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	31,345,000	31,013,000	62,358,000	
< 施設整備等による収支 >				
< 収入 >				
施設整備等収入計(4)	0	0	0	
< 支出 >				
固定資産取得支出	819,000	112,000	707,000	

拠点区分別 資金収支当初予算書

令和8年4月

法人：社会福祉法人 世田谷区社会福祉協議会

事業：社会福祉

拠点：権利擁護事業

(単位：円)

勘定科目	当初予算額	前年度予算額	増減	備考
車輦運搬具取得支出	0	112,000	112,000	
器具及び備品取得支出	819,000	0	819,000	
ファイナンス・リース債務の返済支出	0	0	0	
ファイナンス・リース債務の返済支出	0	0	0	
施設整備等支出計(5)	819,000	112,000	707,000	
施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)	819,000	112,000	707,000	
< その他の活動による収支 >				
< 収入 >				
積立資産取崩収入	0	31,125,000	31,125,000	
権利擁護推進基金積立資産取崩収入	0	31,125,000	31,125,000	
その他の活動収入計(7)	0	31,125,000	31,125,000	
< 支出 >				
拠点区分間繰入金支出	10,000,000	0	10,000,000	
地域福祉推進事業拠点区分間繰入金支出	10,000,000	0	10,000,000	
その他の活動支出計(8)	10,000,000	0	10,000,000	
その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	10,000,000	31,125,000	41,125,000	
予備費支出(10)	0	0	0	
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)	20,526,000	0	20,526,000	
前期末支払資金残高(12)	0	0	0	
当期末支払資金残高(11)+(12)	20,526,000	0	20,526,000	

拠点区分別 資金収支当初予算書

令和8年4月

法人：社会福祉法人 世田谷区社会福祉協議会

事業：収益

拠点：自動販売機設置事業

(単位：円)

勘定科目	当初予算額	前年度予算額	増減	備考
< 事業活動による収支 >				
< 収入 >				
事業収入	13,122,000	13,050,000	72,000	
販売手数料収入	13,122,000	13,050,000	72,000	
自動販売機販売手数料収入	13,122,000	13,050,000	72,000	
事業活動収入計(1)	13,122,000	13,050,000	72,000	
< 支出 >				
人件費支出	3,951,000	3,832,000	119,000	
非常勤職員給与支出	3,392,000	3,289,000	103,000	
非常勤職員給与支出	3,392,000	3,289,000	103,000	
法定福利費支出	559,000	543,000	16,000	
法定福利費支出	559,000	543,000	16,000	
事業費支出	0	542,000	542,000	
業務委託費支出	0	542,000	542,000	
事務費支出	1,136,000	1,221,000	85,000	
福利厚生費支出	23,000	106,000	83,000	
事務消耗品費支出	32,000	32,000	0	
事務消耗品費支出	32,000	32,000	0	
印刷製本費支出	16,000	19,000	3,000	
水道光熱費支出	32,000	35,000	3,000	
修繕費支出	1,000	1,000	0	
通信運搬費支出	33,000	34,000	1,000	
業務委託費支出	50,000	50,000	0	
手数料支出	121,000	61,000	60,000	
賃借料支出	17,000	18,000	1,000	
租税公課支出	811,000	865,000	54,000	
消費税・印紙税及び自動車税	811,000	865,000	54,000	
その他の支出	858,000	504,000	354,000	
法人税、住民税及び事業税支出	858,000	504,000	354,000	
事業活動支出計(2)	5,945,000	6,099,000	154,000	
事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	7,177,000	6,951,000	226,000	
< 施設整備等による収支 >				
< 収入 >				
施設整備等収入計(4)	0	0	0	
< 支出 >				
施設整備等支出計(5)	0	0	0	
施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)	0	0	0	
< その他の活動による収支 >				
< 収入 >				
その他の活動収入計(7)	0	0	0	
< 支出 >				
事業区分間繰入金支出	7,177,000	6,951,000	226,000	
社会福祉事業区分間繰入金支出	7,177,000	6,951,000	226,000	
その他の活動支出計(8)	7,177,000	6,951,000	226,000	
その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	7,177,000	6,951,000	226,000	
予備費支出(10)	0	0	0	
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)	0	0	0	

拠点区分別 資金収支当初予算書

令和8年4月

法人：社会福祉法人 世田谷区社会福祉協議会

事業：収益

拠点：自動販売機設置事業

(単位：円)

勘定科目	当初予算額	前年度予算額	増減	備考
前期末支払資金残高(12)	0	0	0	
当期末支払資金残高(11)+(12)	0	0	0	

社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会理事の選任

社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会役員選任基準第1項第8号の「世田谷区民生委員・児童委員協議会会長の職にある者」の推薦があり、3月13日開催の第4回理事会において理事候補者に決定された以下の者を、本会理事に選任する。

1. 役員（理事）候補者

氏名	選任区分	理事の資格要件 (社会福祉法第44条第4項)
こいけ むねかず 小池 宗和	世田谷区民生委員・ 児童委員協議会会長	当法人が行う事業の区域における 福祉に関する実情に通じている者

※社会福祉法第44条に定める欠格事由、特殊関係者、暴力団員等の反社会的勢力の者に該当しない

2. 任 期

令和8年3月30日から令和9年定時評議員会の終結時まで

【参考】

社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会役員選任基準（抜粋）

1. 理事の選任基準

協議会理事の選任基準は、以下の各号の選任区分による。

- | | | |
|--------------------------------------|-------|-----------|
| (1) 地域社協福祉推進協議会（以下「推進協」という。）会長の職にある者 | 各地域1名 | 計5名 |
| (2) 世田谷地域社協推進協委員の中から選任された者 | | 4名 |
| (3) 北沢地域社協推進協委員の中から選任された者 | | 3名 |
| (4) 玉川地域社協推進協委員の中から選任された者 | | 4名 |
| (5) 砧地域社協推進協委員の中から選任された者 | | 2名 |
| (6) 烏山地域社協推進協委員の中から選任された者 | | 2名 |
| (7) 世田谷区町会総連合会会長の職にある者 | | 1名 |
| (8) 世田谷区民生委員・児童委員協議会会長の職にある者 | | 1名 |
| (9) 世田谷区内の社会福祉事業を営む団体の役員である者 | | 1名 |
| (10) 世田谷区内のボランティア団体の代表者である者 | | 1名 |
| (11) 協議会事務局長の職にある者 | | 1名 |
| | | 合計25名 |

報 告 事 項

報告事項 1

令和8年3月30日
総務課

予算の流用について

社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会経理規程第19条に基づき、予算の流用を行ったため、その内容を報告する。

令和7年度 予算流用一覧

令和8年1月31日現在 (単位:円)

拠点区分	サービス区分	減少科目		減少金額	増加科目		増加金額	流用理由
		大	中		大	中		
地域福祉推進事業拠点区分								
法人運営事業サービス区分								
	事務費支出	旅費交通費支出		3,000	事務費支出	渉外費支出	3,000	研修会場の無償提供を受け土産を持参。予算未計上による
	事務費支出	謝礼金支出		54,000	事務費支出	研修研究費支出	54,000	東社協主催「新任研修」対象者増による
	事務費支出	旅費交通費支出		10,000	事務費支出	研修研究費支出	10,000	
	事務費支出	旅費交通費支出		20,000	事務費支出	研修研究費支出	20,000	東社協主催「新任研修」対象者増による
	事務費支出	旅費交通費支出		17,000	事務費支出	研修研究費支出	17,000	
	事務費支出	通信運搬費支出		46,000	事務費支出	研修研究費支出	46,000	三茶de大道芸協賛金の計上漏れによる
	事務費支出	業務委託費支出		30,000	事務費支出	広報費支出	30,000	
	事務費支出	通信運搬費支出		9,000	事務費支出	研修研究費支出	9,000	東社協主催「新任研修」対象者増による
	事務費支出	通信運搬費支出		1,000	事務費支出	手数料支出	1,000	住民活動計画職員説明会講師への謝礼振込手数料の予算未計上による
	事務費支出	通信運搬費支出		7,000	事務費支出	研修研究費支出	7,000	東社協主催「会長・役員研究協議会」「新任研修」の対象者増による
	事務費支出	通信運搬費支出		25,000	事務費支出	研修研究費支出	25,000	介護保険・社会福祉事業者総合保険の保険料値上げによる
	事務費支出	印刷製本費支出		57,000	事務費支出	保険料支出	57,000	
	事務費支出	手数料支出		6,000	事務費支出	賃借料支出	6,000	会場使用料の値上げによる予算不足
	事務費支出	通信運搬費支出		4,000	事務費支出	賃借料支出	4,000	役員研修の会場として急遽区民会館を借りたことによる
	事務費支出	手数料支出		23,000	事務費支出	賃借料支出	23,000	
	固定資産取得支出	器具及び備品取得支出		63,000	事業費支出	消耗器具備品費支出	63,000	災害備蓄用長期保存水の保存年限切れにより多く購入したことによる予算不足
	固定資産取得支出	器具及び備品取得支出		17,000	事務費支出	研修研究費支出	17,000	東社協主催「新任研修」対象者増による予算不足
	事務費支出	旅費交通費支出		14,000	事務費支出	賃借料支出	14,000	評議員会、賃借料の予算不足による
	事務費支出	旅費交通費支出		10,000	事務費支出	賃借料支出	10,000	理事会、賃借料の予算不足による
	事務費支出	手数料支出		4,000	事務費支出	賃借料支出	4,000	研修でプロジェクターを使用することになったことによる予算不足
地域福祉事業サービス区分								
	人件費支出	非常勤職員給与支出		24,000	事務費支出	謝礼金支出	24,000	新規採用職員へ業務引継ぎを行う必要が生じたことによる
	事務費支出	保険料支出		10,000	事業費支出	保険料支出	10,000	災害福祉サポーター制度の新設による。決定が予算確定後であったため予算未計上
	事務費支出	保険料支出		8,000	事業費支出	保険料支出	8,000	
	事務費支出	保険料支出		8,000	事業費支出	保険料支出	8,000	
	事務費支出	保険料支出		7,000	事業費支出	保険料支出	7,000	
	事務費支出	保険料支出		2,000	事業費支出	保険料支出	2,000	
	事務費支出	保険料支出		31,000	事業費支出	保険料支出	31,000	
	人件費支出	非常勤職員給与支出		800,000	事業費支出	諸謝金支出	800,000	
	事業費支出	業務委託費支出		24,000	事業費支出	諸謝金支出	24,000	援助会員フォローアップ研修を外部講師に依頼したことによる
	人件費支出	非常勤職員給与支出		93,000	事業費支出	旅費交通費支出	93,000	はりきゅう受付業務実施にあたり、コーディネーターを設置することによる
	事業費支出	消耗器具備品費支出		5,000	事務費支出	保険料支出	5,000	福祉喫茶の食中毒等賠償保険の保険料の不足による
	事業費支出	消耗器具備品費支出		1,000	事業費支出	雑支出	1,000	福祉喫茶どんぐりにおける来店者の未払いによる
	事業費支出	消耗器具備品費支出		3,000	事業費支出	会議費支出	3,000	熱中症対策義務化に伴いボランティアの水分補給を実施することによる
	事業費支出	業務委託費支出		16,000	事業費支出	諸謝金支出	16,000	ファミサポ利用会員向け交流事業の講師を個人に依頼することによる
	助成金支出	地域支えあい活動助成金支出		12,000	その他の支出	雑支出	12,000	過年度分のサロン活動費(支払不足分)のため
	事務費支出	謝礼金支出		13,000	事務費支出	賃借料支出	13,000	CSW課内研修を社外会場で実施することによる
	事業費支出	諸謝金支出		38,000	事業費支出	業務委託費支出	38,000	推進大会における封入封緘作業委託費、手話通訳者派遣費用の増による
	事業費支出	諸謝金支出		36,000	事業費支出	広報費支出	36,000	推進大会チラシを誤植のため再印刷することによる
	事業費支出	消耗器具備品費支出		1,000	事業費支出	手数料支出	1,000	フォローアップ研修を外部講師に依頼、振込手数料が必要となったことによる
	事業費支出	会議費支出		1,000	事業費支出	手数料支出	1,000	振込手数料の予算計上もれによる
	事業費支出	消耗器具備品費支出		13,000	事業費支出	旅費交通費支出	13,000	推進大会にて区民(3団体)に登壇を依頼し、費用弁償を支出することによる
	事業費支出	通信運搬費支出		200,000	固定資産取得支出	ソフトウェア取得支出	200,000	ファミサポの業務システムにCSVファイルのデータベースへの取込機能を追加することによる
	事務費支出	手数料支出		117,000	固定資産取得支出	ソフトウェア取得支出	117,000	
	事務費支出	通信運搬費支出		1,000	事務費支出	修繕費支出	1,000	車輦定期点検の値上げによる
	事業費支出	消耗器具備品費支出		7,000	事業費支出	手数料支出	7,000	Zoomアカウント料金の値上げによる
	事業費支出	消耗器具備品費支出		3,000	事業費支出	会議費支出	3,000	地域福祉推進大会の会議費の予算不足による
	事務費支出	賃借料支出		3,000	事務費支出	修繕費支出	3,000	車輦定期点検の値上げによる
	事業費支出	通信運搬費支出		2,000	事業費支出	旅費交通費支出	2,000	推進大会における手話通訳者旅費交通費の予算未計上による
	事業費支出	会議費支出		5,000	事業費支出	保険料支出	5,000	北沢地域、地区サポーターの活動参加の機会が増えたことによる
	事務費支出	燃料費支出		2,000	事務費支出	修繕費支出	2,000	車輦定期点検の値上げによる

拠点区分	サービス区分	減少科目		減少金額	増加科目		増加金額	流用理由
		大	中		大	中		
		事業費支出	修繕費支出	30,000	事業費支出	手数料支出	30,000	食支援のボンゴの車検経費計上漏れによる
		事業費支出	修繕費支出	8,000	事業費支出	保険料支出	8,000	食支援のボンゴの自賠責保険の計上漏れによる
		事業費支出	消耗器具備品費支出	2,000	事業費支出	雑支出	2,000	福祉喫茶桜ん房で提供時お客様の衣類汚損等で代金未受領による
		事業費支出	消耗器具備品費支出	10,000	事業費支出	保険料支出	10,000	玉川地域、災害福祉サポーター登録者増による予算不足
		事務費支出	渉外費支出	17,000	事業費支出	印刷製本費支出	17,000	推進大会にて、急遽、来場者へ資料配布を行うことになったことによる
		事業費支出	通信運搬費支出	7,000	事務費支出	手数料支出	7,000	砧地域、地域事業への参加機会増などによりゴミ・古紙の量が増えたことによる
		事業費支出	消耗器具備品費支出	40,000	事務費支出	印刷製本費支出	40,000	玉川地域、複合機コピーカウンター料の予算不足による
		事業費支出	消耗器具備品費支出	5,000	事業費支出	手数料支出	5,000	謝礼金振込手数料の計上漏れによる
		事務費支出	手数料支出	5,000	事務費支出	保険料支出	5,000	世田谷地域事務所、保険料の計上漏れによる
生活自立支援事業拠点区分								
	生活困窮者自立相談支援事業サービス区分							
		事業費支出	諸謝金支出	1,670,000	事務費支出	業務委託費支出	1,670,000	現業務に加えふらっと全般のシステムを構築するため月額増、期間延長等による
		事業費支出	諸謝金支出	1,111,000	事務費支出	業務委託費支出	1,111,000	現業務に加え就労準備支援事業等でもシステムを構築する為の期間延長による
		事業費支出	消耗器具備品費支出	2,000	事業費支出	手数料支出	2,000	振込手数料の予算計上漏れによる
		事業費支出	諸謝金支出	1,210,000	事務費支出	業務委託費支出	1,210,000	稼働しているシステムの修正、効率化のため引き続き支援が必要なことによる
		事務費支出	事務消耗品費支出	53,000	事務費支出	土地・建物賃借料支出	53,000	トランクルーム利用料金の改定による予算不足
権利擁護事業拠点区分								
	成年後見推進事業サービス区分							
		事務費支出	事務消耗品費支出	112,000	固定資産取得支出	車輛運搬具取得支出	112,000	ブレあんしん事業で電動アシスト自転車購入による科目変更
		事務費支出	賃借料支出	1,000	事務費支出	研修研究費支出	1,000	全社協主催研修の参加費値上げによる予算不足
		事業費支出	消耗器具備品費支出	5,000	事業費支出	広報費支出	5,000	終活講座チラシ作成の広報費の計上漏れ
		事務費支出	広報費支出	1,000	事業費支出	通信運搬費支出	1,000	事業費通信運搬費の予算計上漏れによる
		事業費支出	通信運搬費支出	2,000	事業費支出	会議費支出	2,000	区民成年後見人養成研修においてペットボトル代の計上漏れ
		事業費支出	諸謝金支出	28,000	事務費支出	業務委託費支出	28,000	終活講座で依頼した講師と法人契約を行ったことによる
		人件費支出	非常勤職員給与支出	5,000	その他の支出	雑支出	5,000	法人後見ケースで連絡ミスにより親族に不要な交通費を負担させたことによる

法人設立40周年記念式典の開催について

1. 趣 旨

次年度（令和8年〔2026年〕）は、昭和61年（1986年）の統一法人社協の設立から40周年を迎える。

そこで、これまでの歩みを振り返り、本会並びに区内の地域福祉の発展に寄与された関係各位へ敬意と感謝を表すため、記念式典の開催および記念誌の発行を行う。

2. 記念式典の開催

(1) 日 時：令和8年10月8日（木） 午後

(2) 会 場：せたがやイーグレットホール（世田谷区民会館）

(3) 内 容（予定）

○ホール：二部構成による式典および記念講演

【第1部】表 彰 式：本会表彰規程に基づき、功労者等への表彰を行う。

【第2部】記念講演：調整中

○ロビー：福祉喫茶のクッキー等販売、区内障害者団体による自主制作作品等販売

3. 表彰選考委員会の設置

適正かつ公平な選考のため、各地域社協福祉推進協議会からの推薦委員と事務局職員（計6名）で構成する「表彰選考委員会」を設置する。

検討内容： 表彰細目・表彰基準の策定、および表彰対象候補者の選定

4. 40周年記念誌の発行

内容は検討中。

5. 今後の主なスケジュール

3月 各地域社協福祉推進協議会へ委員推薦依頼し、月内に回答締切

4月中～下旬 第1回 表彰選考委員会 開催（表彰細目・表彰基準を策定）
以後、事務局で表彰対象者を選定

5月下旬～6月上旬

第2回 表彰選考委員会（表彰候補者の決定）

6月11日 令和8年度第1回理事会（表彰対象者を決定）

10月8日 法人設立40周年記念式典 挙行
記念誌の発行、配布（予定）

表彰選考委員会委員名簿

令和8年3月25日現在

地域等	氏名	備考
世田谷地域	鈴木 賢治	世田谷地域社協 福祉推進協議会・会長
北沢地域	岡崎 克美	北沢地域社協 福祉推進協議会・会長
玉川地域	小林 喜美江	玉川地域社協 福祉推進協議会・副会長
砧地域	岩波 京子	砧地域社協 福祉推進協議会・会長
烏山地域	新井 貞次	烏山地域社協 福祉推進協議会・副会長
事務局	長岡 光春	世田谷区社会福祉協議会 事務局長

(敬称略)

社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会関係諸規程の一部改正

1 一部改正

(1) 処務規程

○主な改正内容

- ・地域福祉課日常生活支援係及び権利擁護支援課成年後見センターの事務分掌の一部改正（第 8 条）

(2) 常勤職員執務規程

○主な改正内容

- ・妊娠初期休暇の名称変更、適用範囲の拡大（別表 1）

(3) 職員給与規程

○主な改正内容

- ・給与改定（別表 1）

(4) 地域福祉支援員・専門員執務規程

○主な改正内容

- ・妊娠初期休暇の名称変更、適用範囲の拡大（別表第 1）
- ・給料改定（別表第 3、別表第 4）

(5) 特別専門職高年齢者職員執務規程

○主な改正内容

- ・給料改定（別表）

(6) 再雇用・再任用職員給与規程

○主な改正内容

- ・給料改定（別表）

(7) 育児・介護休業等に関する規程

○主な改正内容

- ・育児・介護休業法改正に伴う所要の改正

2 改正年月日

令和 8 年 4 月 1 日

新旧対照表

○社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会処務規程の一部改正

現 行	改正案	説 明
<p>(事務分掌)</p> <p>第8条 事務局の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>地域福祉課</p> <p>日常生活支援係</p> <p>(1) 日常生活支援総合事業に関すること</p> <p>(2) ふれあいサービス、支えあいサービスに関すること</p> <p><u>(3) 高齢者の不安解消に関すること</u></p> <p><u>(4) 障害者保護就労に関すること</u></p> <p><u>(5) 課の庶務に関すること</u></p> <p><u>(6) 係の統括に関すること</u></p> <p>権利擁護支援課</p> <p>後見センター</p> <p>(1) 地域福祉権利擁護事業に関すること</p> <p>(2) 弁護士無料相談に関すること</p> <p>(3) 成年後見人研修等に関すること</p> <p>(4) 区民後見人活動支援に関すること</p> <p>(5) <u>区民後見監督に関すること</u></p> <p><u>(6) 調査・研究・広報に関すること</u></p> <p><u>(7) 後見センターの運営に関すること</u></p> <p><u>(8) 課の庶務に関すること</u></p> <p><u>(9) 後見センターの統括に関すること</u></p>	<p>(事務分掌)</p> <p>第8条 事務局の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>地域福祉課</p> <p>日常生活支援係</p> <p>(1) 日常生活支援総合事業に関すること</p> <p>(2) ふれあいサービス、支えあいサービスに関すること</p> <p><u>(3) 障害者保護就労に関すること</u></p> <p><u>(4) 課の庶務に関すること</u></p> <p><u>(5) 係の統括に関すること</u></p> <p>権利擁護支援課</p> <p>後見センター</p> <p>(1) 地域福祉権利擁護事業に関すること</p> <p>(2) 弁護士無料相談に関すること</p> <p>(3) 成年後見人研修等に関すること</p> <p>(4) 区民後見人活動支援に関すること</p> <p>(5) <u>法人後見、法人監督、任意後見契約に関すること</u></p> <p><u>(6) 成年後見制度利用支援に関すること</u></p> <p><u>(7) 調査・研究・広報に関すること</u></p> <p><u>(8) 後見センターの運営に関すること</u></p> <p><u>(9) 課の庶務に関すること</u></p> <p><u>(10) 後見センターの統括に関すること</u></p> <p><u>附 則 (令和8年3月13日改正)</u></p> <p><u>この規程は、令和8年4月1日から施行する。</u></p>	<p>事業廃止</p> <p>項目の整理</p>

新旧対照表

○社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会常勤職員執務規程の一部改正

現 行			改正案			説 明
別表第1 (第34条関係) 休暇の名称、事由と時間等			別表第1 (第34条関係) 休暇の名称、事由と時間等			
休暇の名称	休暇の事由	休暇の時間等	休暇の名称	休暇の事由	休暇の時間等	
出産支援休暇	職員がその配偶者の出産に当たり、子の養育その他家事等を行うとき 備考 1時間を単位として承認した出産支援休暇を日に換算する場合は、8週間(育児短時間勤務職員にあっては、その者の1日当たりの勤務時間(1時間未満の端数があるときは、これを切り上げた時間))をもって1日とする。	配偶者等の出産直前から、出産の日後8週間内の間で7日以内(1時間単位も可)、 ただし、出産に係る子以外に、養育の必要がある子(小学校就学前)がある場合は、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合は14週間)前の日から、 <u>出産の日後8週間以内</u>	出産支援休暇	職員がその配偶者の出産に当たり、子の養育その他家事等を行うとき 備考 1時間を単位として承認した出産支援休暇を日に換算する場合は、8週間(育児短時間勤務職員にあっては、その者の1日当たりの勤務時間(1時間未満の端数があるときは、これを切り上げた時間))をもって1日とする。	配偶者等の出産直前から、 <u>出産の日以後1年を経過する日まで</u> の期間内に7日以内(1時間単位も可)、 ただし、出産に係る子以外に、養育の必要がある子(小学校就学前)がある場合は、 <u>出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合は14週間)前の日から、<u>出産の日以後1年を経過する期間内</u></u>	取得可能期間を産後8週間から1年までに延長
妊娠初期休暇	妊娠に起因する症状のため勤務が困難な場合又は妊娠初期において流産した職員が安静加療を要するために勤務することが困難な場合における休養のため	妊娠4カ月まで1回、 <u>日(暦日)単位で引き続く7日以内(流産の日後の期間についても、引き続く7日以内の範囲で取得できる。ただし、その期間内に流産の翌日を含む場合に限る。)</u>	妊娠症状対応休暇	妊娠に起因する症状のため <u>勤務することが困難な場合又は流産した職員が安静加療を要するために勤務することが困難な場合における休養のため</u>	妊娠期間中1回の妊娠につき、 <u>合計7日以内(合計7日の範囲内で複数回申請できる。流産した職員については、妊娠中の取得実績に関わらず、流産した日から起算して引き続き7日以内で申請できる。)</u>	
			附 則 (令和8年3月13日改正)			
			この規程は、令和8年4月1日から施行する。			

社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会関係諸規程の一部改正
別表第1（第6条第2項関係） 【現行】

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	131,400	157,700	185,700	208,500		243,200	269,800	320,300
2	132,500	159,600	187,300	210,300		245,100	271,800	322,800
3	133,500	161,400	189,100	212,200		247,000	273,800	325,200
4	134,600	163,200	190,600	214,000		249,000	275,900	327,700
5	135,800	165,000	192,300	215,900	217,200	250,900	278,000	330,200
6	136,800	166,800	193,800	217,800	219,100	252,900	280,400	332,600
7	137,900	168,500	195,700	219,700	221,000	254,900	282,700	335,100
8	138,900	170,400	197,300	221,700	222,900	257,100	285,000	337,800
9	140,100	172,100	199,100	223,500	224,700	259,100	287,100	340,100
10	141,100	173,300	200,900	225,400	226,600	261,300	289,600	342,700
11	142,200	174,800	202,800	227,200	228,600	263,400	291,800	345,200
12	143,200	176,200	204,700	229,000	230,600	265,400	294,100	347,700
13	144,400	177,600	206,600	230,900	232,400	267,400	296,500	350,100
14	145,700	179,100	208,700	232,800	234,300	269,600	298,900	352,700
15	146,900	180,600	210,700	234,900	236,400	271,800	301,300	355,300
16	148,200	182,200	212,500	236,900	238,300	274,000	303,600	357,900
17	149,400	183,600	214,300	238,800	240,300	276,300	305,900	360,600
18	151,500	185,100	216,200	240,900	242,400	278,500	308,200	363,200
19	153,600	186,700	218,300	243,000	244,400	280,700	310,600	365,900
20	155,600	188,200	220,000	245,000	246,400	283,000	312,900	368,600
21	157,500	189,800	221,800	247,000	248,500	285,100	315,400	371,300
22	159,300	191,400	223,600	249,000	250,500	287,400	317,600	374,000
23	161,100	193,200	225,700	251,000	252,500	289,800	320,100	376,600
24	162,900	195,100	227,500	253,000	254,600	292,100	322,500	379,400
25	164,700	196,900	229,400	255,200	256,700	294,300	324,900	381,900
26	166,600	198,600	231,300	257,500	258,700	296,800	327,200	384,900
27	168,500	200,500	233,200	259,400	260,800	299,100	329,700	387,600
28	170,400	202,300	235,200	261,500	262,900	301,600	332,100	390,500
29	172,100	204,000	237,000	263,700	265,000	304,000	334,400	393,300
30	173,200	205,900	239,100	265,700	267,200	306,500	336,800	396,200
31	174,700	207,800	240,900	267,900	269,400	308,900	339,200	399,000
32	176,000	209,700	243,000	270,000	271,700	311,400	341,600	402,000
33	177,200	211,700	244,800	272,200	273,600	313,500	344,100	404,700
34	178,600	213,400	246,700	274,300	275,900	316,100	346,700	407,600
35	179,900	215,500	248,600	276,500	278,100	318,400	349,300	410,300
36	181,200	217,400	250,600	278,600	280,300	320,900	351,900	412,900
37	182,800	219,400	252,400	280,800	282,400	323,200	354,300	415,700
38	184,200	221,100	254,500	283,000	284,800	325,600	356,900	418,200
39	185,600	223,100	256,500	285,200	287,000	328,000	359,300	420,700
40	186,900	224,900	258,400	287,300	289,100	330,500	361,900	423,300
41	188,300	226,700	260,400	289,400	291,200	332,800	364,600	425,700
42	189,800	228,600	262,200	291,500	293,500	335,400	367,200	428,000
43	191,300	230,400	264,100	293,700	295,800	337,800	370,000	430,200
44	193,000	232,300	266,000	295,900	298,000	340,100	372,500	432,500
45	194,600	234,000	267,700	298,200	300,100	342,600	375,200	434,700
46	196,300	235,800	269,600	300,200	302,400	345,000	377,900	436,800
47	197,800	237,600	271,600	302,500	304,700	347,400	380,400	438,800
48	199,500	239,400	273,400	304,600	307,000	349,800	383,000	440,700
49	201,200	241,200	275,200	306,700	309,500	352,200	385,500	442,700
50	202,700	243,000	277,000	308,900	311,600	354,400	387,900	444,400

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
51	204,300	244,700	278,800	311,100	313,700	356,800	390,500	446,100
52	206,100	246,500	280,600	313,200	315,900	359,100	393,000	447,800
53	207,900	248,300	282,400	315,300	318,000	361,100	395,300	449,500
54	209,700	250,100	284,200	317,300	320,300	363,500	397,500	450,900
55	211,400	251,900	286,000	319,200	322,600	365,900	399,200	452,400
56	213,200	253,600	287,800	321,300	324,700	368,200	401,300	454,000
57	214,900	255,300	289,500	323,200	326,700	370,300	403,200	455,200
58	216,600	257,000	291,300	325,100	328,900	372,600	404,900	456,500
59	218,200	258,800	292,900	327,000	331,000	374,600	406,600	457,900
60	220,000	260,500	294,700	328,900	333,300	376,900	408,500	459,200
61	221,700	262,200	296,400	330,700	335,200	379,100	410,300	460,500
62	223,300	263,800	298,300	332,500	337,400	381,000	411,800	461,700
63	225,000	265,400	299,800	334,400	339,500	382,800	413,100	462,800
64	226,700	267,000	301,600	336,200	341,800	384,700	414,400	463,800
65	228,300	268,800	303,000	338,000	343,800	386,500	416,000	464,900
66	229,900	270,500	304,600	339,700	345,800	388,100	417,200	465,800
67	231,300	272,100	305,900	341,100	347,800	389,500	418,500	466,900
68	232,700	273,800	307,700	342,700	349,600	391,100	419,800	467,800
69	234,200	275,500	309,100	344,500	351,600	392,700	420,800	468,800
70	235,600	277,100	310,400	345,900	353,600	394,000	421,800	469,600
71	237,100	278,800	311,800	347,400	355,500	395,300	422,600	470,400
72	238,600	280,600	313,400	348,700	357,400	396,500	423,600	471,200
73	240,000	282,000	314,800	350,000	359,300	397,600	424,200	471,900
74	241,600	283,600	316,300	351,200	361,000	398,600	425,000	472,700
75	243,100	285,200	317,700	352,300	362,500	399,500	425,700	473,300
76	244,500	286,700	319,300	353,400	363,900	400,500	426,500	474,100
77	246,100	288,300	320,800	354,500	365,200	401,200	427,100	474,800
78	247,600	289,300	322,000	355,300	366,700	402,100	427,700	475,300
79	249,200	290,500	323,200	356,200	368,100	403,000	428,300	476,000
80	250,700	291,700	324,500	357,200	369,200	403,900	428,800	476,700
81	252,100	293,000	325,700	358,000	370,500	404,700	429,400	477,200
82	253,500	294,400	326,700	359,000	371,700	405,400	429,700	477,800
83	255,000	295,600	327,500	359,900	373,000	406,100	430,100	478,300
84	256,500	296,700	328,500	360,700	374,300	406,700	430,700	478,800
85	257,800	298,100	329,400	361,400	375,600	407,300	431,200	479,400
86	259,300	299,100	330,500	362,100	376,600	407,900	431,600	480,000
87	260,700	300,200	331,400	362,900	377,700	408,200	432,200	480,600
88	262,100	301,100	332,400	363,800	378,700	408,600	432,800	481,100
89	263,400	302,100	333,200	364,600	379,600	409,200	433,300	481,600
90	264,700	303,000	334,000	365,100	380,500	409,700	433,800	482,100
91	266,000	303,800	334,800	365,800	381,400	410,300	434,400	482,600
92	267,200	304,600	335,500	366,500	382,100	410,700	435,000	483,200
93	268,400	305,600	336,200	367,100	382,900	411,300	435,500	483,700
94	269,500	306,400	336,700	367,800	383,700	411,800	435,900	484,200
95	270,700	307,300	337,400	368,500	384,400	412,300	436,500	484,600
96	271,800	308,000	337,900	369,100	385,100	412,900	437,000	485,000
97	273,100	308,800	338,300	369,800	385,800	413,500	437,500	485,500
98	274,100	309,400	338,900	370,500	386,500	414,100		486,000
99	275,100	309,800	339,500	371,100	387,200	414,600		486,400
100	276,000	310,300	340,000	371,700	387,700	415,100		486,900
101	277,100	310,700	340,200	372,300	388,200	415,600		487,300
102	277,900	311,200	340,700	372,800	388,800	416,100		487,700
103	278,900	311,700	341,200	373,400	389,500	416,600		488,200

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
104	279,800	312,200	341,800	374,000	390,100	417,200		488,500
105	280,600	312,700	342,100	374,500	390,600	417,600		489,000
106	281,300	313,200	342,600	375,000	391,200	418,000		489,500
107	281,900	313,500	343,100	375,600	391,700	418,400		490,000
108	282,600	314,000	343,500	376,100	392,300	418,900		490,400
109	283,200	314,500	343,900	376,600	392,800	419,500		490,800
110	283,900	315,000	344,300	377,100	393,300	419,900		491,300
111	284,500	315,400	344,800	377,700	393,900	420,300		491,700
112	285,100	315,800	345,200	378,100	394,500	420,800		492,100
113	285,900	316,100	345,500	378,700	395,100	421,200		492,600
114	286,500	316,500	345,900	379,200	395,500	421,600		
115	286,900	316,900	346,400	379,700	396,100	422,000		
116	287,500	317,300	346,800	380,200	396,700	422,400		
117	288,100	317,600	347,100	380,700	397,200	422,900		
118	288,500	318,000	347,500	381,300	397,800	423,400		
119	288,800	318,400	347,800	381,800	398,200	423,800		
120	289,300	318,800	348,200	382,300	398,800	424,300		
121	289,800	319,200	348,500	382,800	399,300	424,700		
122		319,400	348,900	383,400	399,900			
123		319,800	349,200	383,800	400,500			
124		320,200	349,600	384,400	401,000			
125		320,600	349,900	384,800	401,500			
126		321,000	350,300	385,400	401,900			
127		321,300	350,700	385,900	402,500			
128		321,600	351,000	386,500	402,900			
129		322,000	351,400	386,900	403,400			
130				387,300	403,800			
131				387,600	404,300			
132				388,000	404,700			
133				388,300	405,100			
134				388,600	405,600			
135				389,000	406,100			
136				389,400	406,600			
137				389,600	406,900			
138				389,800	407,400			
139				390,200	407,900			
140				390,600	408,300			
141				390,900	408,600			
142					409,100			
143					409,500			
144					409,800			
145					410,200			
146					410,600			
147					411,100			
148					411,500			
149					411,900			

別表第1 (第6条第2項関係)

【改正案】

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	148,200	175,800	210,200	234,700		266,400	283,400	320,300
2	149,400	177,700	211,800	236,500		268,300	285,400	322,800
3	151,500	179,600	213,600	238,400		270,200	287,400	325,200
4	153,600	181,500	215,100	240,200		272,200	289,500	327,700
5	155,600	183,400	216,800	242,100	238,800	274,100	291,600	330,200
6	157,500	185,300	218,300	244,000	240,700	276,100	294,000	332,600
7	159,300	187,200	220,200	245,900	242,600	278,100	296,300	335,100
8	161,100	189,100	221,800	247,900	244,500	280,300	298,600	337,800
9	162,900	191,000	223,600	249,700	246,300	282,300	300,700	340,100
10	164,700	192,900	225,400	251,600	248,200	284,500	303,200	342,700
11	166,600	194,800	227,300	253,400	250,200	286,600	305,400	345,200
12	168,500	196,700	229,200	255,200	252,200	288,600	307,700	347,700
13	170,400	198,600	231,100	257,100	254,000	290,600	310,100	350,100
14	172,100	200,500	233,200	259,000	255,900	292,800	312,500	352,700
15	173,200	202,400	235,200	261,100	258,000	295,000	314,900	355,300
16	174,700	204,300	237,000	263,100	259,900	297,200	317,200	357,900
17	176,000	206,200	239,000	265,000	261,900	299,500	319,500	360,600
18	177,200	208,100	241,000	267,100	264,000	301,700	321,800	363,200
19	178,600	210,000	243,000	269,200	266,000	303,900	324,200	365,900
20	179,900	211,900	245,000	271,200	268,000	306,200	326,500	368,600
21	181,200	213,800	247,000	273,200	270,100	308,300	329,000	371,300
22	182,800	215,700	249,000	275,200	272,100	310,600	331,200	374,000
23	184,200	217,600	251,000	277,200	274,100	313,000	333,700	376,600
24	185,600	219,500	253,000	279,200	276,200	315,300	336,100	379,400
25	186,900	221,400	255,000	281,400	278,300	317,500	338,500	381,900
26	188,300	223,300	257,000	283,600	280,300	320,000	340,800	384,900
27	189,800	225,200	259,000	285,800	282,400	322,300	343,300	387,600
28	191,300	227,100	261,000	288,000	284,500	324,800	345,700	390,500
29	193,000	229,000	263,000	290,200	286,600	327,200	348,000	393,300
30	194,600	230,900	265,000	292,400	288,800	329,700	350,400	396,200
31	196,300	232,800	267,000	294,500	291,000	332,100	352,800	399,000
32	197,800	234,700	269,000	296,600	293,300	334,600	355,200	402,000
33	199,500	236,600	271,000	298,700	295,200	336,700	357,700	404,700
34	201,200	238,500	273,000	300,800	297,500	339,300	360,300	407,600
35	202,700	240,400	275,000	302,900	299,700	341,600	362,900	410,300
36	204,300	242,300	277,000	305,000	301,900	344,100	365,500	412,900
37	205,300	244,200	279,000	307,100	304,000	346,400	367,900	415,700
38	206,300	246,100	281,000	309,200	306,400	348,800	370,500	418,200
39	207,300	248,000	283,000	311,300	308,900	351,200	372,900	420,700
40	208,300	249,900	285,000	312,800	311,400	353,600	375,500	423,300
41	209,300	251,800	287,000	314,300	313,900	356,000	378,200	425,700
42	210,300	253,700	288,400	315,800	316,400	358,400	380,800	428,000
43	211,300	255,600	289,800	317,300	318,900	360,800	383,600	430,200
44	212,300	257,500	291,200	318,800	321,400	363,200	386,100	432,500
45	213,300	259,400	292,600	320,300	323,900	365,600	388,800	434,700
46	214,300	261,300	294,000	321,800	326,400	368,000	391,500	436,800
47	215,300	263,200	295,400	323,300	328,900	370,400	394,000	438,800
48	216,300	265,100	296,800	324,800	331,400	372,800	396,600	440,700
49	217,300	267,000	298,200	326,300	333,900	375,200	399,100	442,700
50	218,300	268,900	299,600	327,800	336,000	377,600	401,500	444,400

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
51	219,300	270,800	301,000	329,300	338,100	380,000	404,100	446,100
52	220,300	272,700	302,400	330,800	340,300	382,400	406,600	447,800
53	221,300	274,600	303,800	332,300	342,400	384,800	408,900	449,500
54	222,300	276,500	305,200	333,800	344,700	387,200	411,100	450,900
55	223,300	277,500	306,600	335,300	347,000	389,200	412,800	452,400
56	224,300	278,500	308,000	336,800	349,100	391,200	414,900	454,000
57	225,300	279,500	309,400	338,300	351,300	393,200	416,800	455,200
58	226,300	280,500	310,800	339,800	353,500	395,200	418,500	456,500
59	227,300	281,500	312,200	341,300	355,700	397,200	420,200	457,900
60	228,300	282,500	313,600	342,800	357,900	399,200	422,100	459,200
61	229,300	283,500	315,000	344,300	360,100	401,200	423,900	460,500
62	230,300	284,500	316,400	345,800	362,300	403,200	425,400	461,700
63	231,300	285,500	317,800	347,300	364,500	405,200	426,700	462,800
64	232,300	286,500	319,200	348,400	366,700	407,200	428,000	463,800
65	233,300	287,500	320,600	349,500	368,900	409,200	429,600	464,900
66	234,300	288,500	322,000	350,600	370,100	411,200	430,800	465,800
67	235,300	289,500	323,400	351,700	371,300	413,200	432,100	466,900
68	236,300	290,500	324,800	352,800	372,500	415,200	433,400	467,800
69	237,300	291,500	326,200	353,900	373,700	417,200	434,400	468,800
70	238,300	292,500	327,600	355,000	374,900	419,200	435,400	469,600
71	239,300	293,500	329,000	356,100	376,100	419,500	436,200	470,400
72	240,300	294,500	329,400	357,200	377,300	419,800	437,200	471,200
73	241,300	295,500	329,800	358,300	378,500	420,100	440,600	471,900
74	242,300	296,500	330,200	359,400	379,700	420,400	441,400	472,700
75	243,300	297,500	330,600	360,500	380,900	420,700	442,100	473,300
76	244,300	298,500	331,000	361,600	382,100	421,000	442,900	474,100
77	245,300	299,500	331,400	362,700	383,300	421,300	443,500	474,800
78	246,300	300,500	331,800	363,800	383,800	421,600	444,100	475,300
79	247,300	301,500	332,200	364,900	384,300	421,900	444,700	476,000
80	248,300	302,500	332,600	366,000	384,800	422,200	445,200	476,700
81	249,300	303,500	333,000	367,100	385,300	422,500	445,800	477,200
82	250,300	303,900	333,400	368,200	385,800	422,800	446,100	477,800
83	251,300	304,300	333,800	368,600	386,300	423,100	446,500	478,300
84	252,300	304,700	334,200	369,000	386,800	423,400	447,100	478,800
85	253,300	305,100	334,600	369,400	387,300	423,700	447,600	479,400
86	254,300	305,500	335,000	369,800	387,800	424,000	448,000	480,000
87	255,300	305,900	335,400	370,200	388,300	424,300	448,600	480,600
88	256,100	306,300	335,800	370,600	388,800	424,600	449,200	481,100
89	256,900	306,700	336,200	371,000	389,300	424,900	449,700	481,600
90	257,700	307,100	336,600	371,400	389,800	425,200	450,200	482,100
91	258,500	307,500	337,000	371,800	390,300	425,500	450,800	482,600
92	259,300	307,900	337,400	372,200	390,800	425,800	451,400	483,200
93	260,100	308,300	337,800	372,600	391,300	426,100	451,900	483,700
94	260,900	308,700	338,200	373,000	391,800	426,400	452,300	484,200
95	261,700	309,100	338,600	373,400	392,300	426,700	452,900	484,600
96	262,500	309,500	339,000	373,800	392,800	427,000	453,400	485,000
97	263,300	309,900	339,400	374,200	393,300	427,300	453,900	485,500
98	264,100	310,300	339,800	374,600	393,800	427,600		486,000
99	264,900	310,700	340,200	375,000	394,300	427,900		486,400
100	265,700	311,100	340,600	375,400	394,800	428,200		486,900
101	266,500	311,500	341,000	375,800	395,300	428,500		487,300
102	267,300	311,900	341,400	376,200	395,800	428,800		487,700
103	268,100	312,300	341,800	376,600	396,300	429,100		488,200

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
104	268,900	312,700	342,200	377,000	396,800	429,400		488,500
105	269,700	313,100	342,600	377,400	397,300	429,700		489,000
106	270,500	313,500	343,000	377,800	397,800	430,000		489,500
107	271,300	313,900	343,400	378,200	398,300	430,300		490,000
108	272,100	314,300	343,800	378,600	398,800	430,600		490,400
109	272,700	314,700	344,200	379,000	399,300	430,900		490,800
110	273,300	315,100	344,600	379,400	399,600	431,200		491,300
111	273,900	315,500	345,000	379,800	399,900	431,500		491,700
112	274,500	315,900	345,400	380,200	400,200	431,800		492,100
113	275,100	316,300	345,800	380,600	400,500	432,100		492,600
114	275,700	316,700	346,200	381,000	400,800	432,400		
115	276,300	317,100	346,600	381,400	401,100	432,700		
116	276,900	317,500	347,000	381,800	401,400	433,000		
117	277,500	317,900	347,400	382,200	401,700	433,300		
118	278,100	318,300	347,800	382,600	402,000	433,600		
119	278,700	318,700	348,200	383,000	402,300	433,900		
120	279,300	319,100	348,600	383,400	402,600	434,200		
121	279,900	319,500	349,000	383,800	402,900	434,500		
122		319,900	349,400	384,200	403,200			
123		320,300	349,800	384,600	403,500			
124		320,700	350,200	385,000	403,800			
125		321,100	350,600	385,400	404,100			
126		321,500	351,000	385,800	404,400			
127		321,900	351,400	386,200	404,700			
128		322,300	351,800	386,600	405,000			
129		322,700	352,200	387,000	405,300			
130				387,400	405,600			
131				387,800	405,900			
132				388,200	406,200			
133				388,600	406,500			
134				389,000	406,800			
135				389,400	407,100			
136				389,800	407,400			
137				390,200	407,700			
138				390,600	408,000			
139				391,000	408,300			
140				391,400	408,600			
141				391,800	408,900			
142					409,200			
143					409,500			
144					409,800			
145					410,100			
146					410,400			
147					410,700			
148					411,000			
149					411,300			

新旧対照表

○社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会地域福祉支援員・専門員執務規程の一部改正

現 行				改正案				説 明
別表第1（第24条関係） 休暇の名称、事由と時間等				別表第1（第24条関係） 休暇の名称、事由と時間等				
休暇の名称	休暇の事由	休暇の時間等		休暇の名称	休暇の事由	休暇の時間等		
妊娠初期休暇	妊娠に起因する症状のため勤務が困難な場合又は妊娠初期において流産した支援員・専門員が安静加療を要するために勤務することが困難な場合における休養のため	妊娠4カ月まで1回、 <u>日（暦日）単位で引き続く7日以内</u> （流産の日後の期間についても、引き続き7日以内の範囲で取得できる。ただし、その期間内に流産の翌日を含む場合に限る。）		妊娠症状対応休暇	妊娠に起因する症状のために勤務することが困難な場合又は流産した支援員・専門員が安静加療を要するために勤務することが困難な場合における休養のため	妊娠期間中1回の妊娠につき、 <u>合計7日以内</u> （合計7日の範囲内で複数回申請できる。流産した職員については、妊娠中の取得実績に関わらず、 <u>流産した日から起算して引き続き7日以内</u> で申請できる。）		休暇名称を変更 申請可能期間を妊娠初期から妊娠期間中に拡大 申請上限日数・方法の見直し
別表第3（第2条関係、第20条関係）				別表第3（第30条関係）				参照条文の修正
職名	勤務日数	給料月額	喫茶店長手当	職名	勤務日数	給料月額	喫茶店長手当	給料改定
地域福祉支援員 （経理事務担当含む）	16日	<u>189,100円</u>	福祉喫茶の店長については、23,100円を加算する。	地域福祉支援員 （経理事務担当含む）	16日	<u>198,400円</u>	福祉喫茶の店長については、23,100円を加算する。	

現 行	改正案	説 明																						
<p>別表第4（第30条関係）</p> <table border="1" data-bbox="91 268 927 539"> <thead> <tr> <th>職の区分</th> <th>勤務日数</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>子育て支援専門員</td> <td rowspan="3">月16日</td> <td rowspan="3"><u>230,000円</u></td> </tr> <tr> <td>後見専門員</td> </tr> <tr> <td>自立生活支援専門員</td> </tr> <tr> <td>成年後見センター所長</td> <td>月4日</td> <td>250,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>*後見専門員について、勤務日数を15日以下とした者については、勤務日数もしくは勤務時間数に応じて個別に給与月額を定める。</p>	職の区分	勤務日数	給料月額	子育て支援専門員	月16日	<u>230,000円</u>	後見専門員	自立生活支援専門員	成年後見センター所長	月4日	250,000円	<p>別表第4（第30条関係）</p> <table border="1" data-bbox="1041 263 1877 531"> <thead> <tr> <th>職の区分</th> <th>勤務日数</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>子育て支援専門員</td> <td rowspan="3">月16日</td> <td rowspan="3"><u>240,000円</u></td> </tr> <tr> <td>後見専門員</td> </tr> <tr> <td>自立生活支援専門員</td> </tr> <tr> <td>成年後見センター所長</td> <td>月4日</td> <td>250,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>*後見専門員について、勤務日数を15日以下とした者については、勤務日数もしくは勤務時間数に応じて個別に給料月額を定める。</p> <p style="text-align: center;">附 則（令和8年3月13日改正） この規程は、令和8年4月1日から施行する。</p>	職の区分	勤務日数	給料月額	子育て支援専門員	月16日	<u>240,000円</u>	後見専門員	自立生活支援専門員	成年後見センター所長	月4日	250,000円	<p>給料改定</p> <p>文言整理</p>
職の区分	勤務日数	給料月額																						
子育て支援専門員	月16日	<u>230,000円</u>																						
後見専門員																								
自立生活支援専門員																								
成年後見センター所長	月4日	250,000円																						
職の区分	勤務日数	給料月額																						
子育て支援専門員	月16日	<u>240,000円</u>																						
後見専門員																								
自立生活支援専門員																								
成年後見センター所長	月4日	250,000円																						

新旧対照表

○社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会特別専門職高年齢者職員執務規程の一部改正

現 行		改正案		説 明
別表（第11条関係） 給料の金額		別表（第11条関係） 給料の金額		給料改定
給料	1時間につき <u>1,500円</u>	給料	1時間につき <u>1,650円</u>	
		<p><u>附 則（令和8年3月13日改正）</u> <u>この規程は、令和8年4月1日から施行する。</u></p>		

新旧対照表

○社会福祉法人再雇用・再任用職員給与規程の一部改正

現 行				改正案				説明	
別表（第6条関係） 再雇用職員の給与				別表（第6条関係） 再雇用職員の給料				文言整理 給料改定	
区分	勤務時間	給料月額	管理職手当(月額)	区分	勤務時間	給料月額	管理職手当(月額)		
7級職	フルタイム	314,000円	100,000円	7級職	フルタイム	327,900円	100,000円		
6級職	フルタイム	294,300円	80,000円	6級職	フルタイム	307,800円	80,000円		
5級職	フルタイム	275,900円	60,000円	5級職	フルタイム	297,000円	60,000円		
4級職	フルタイム	259,400円	/	4級職	フルタイム	280,000円	/		
3級職	フルタイム	223,600円		3級職	フルタイム	240,100円			
	短時間	178,880円			短時間	192,080円			
2級職	フルタイム	193,200円		2級職	フルタイム	205,000円			
	短時間	154,560円			短時間	164,000円			
				<p style="text-align: center;">附 則（令和8年3月13日改正） この規程は、令和8年4月1日から施行する。</p>					

新旧対照表

○社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会育児・介護休業等に関する規程の一部改正

現 行	改正案	説 明
<p>(協議会が講ずる制度) 第2条 この規程により、協議会が講ずる制度の名称と内容は、次のとおりとする。 (第1号から第8号省略) (9) 育児時間…生後満1年<u>3</u>月に満たない子を養育する職員が当該子を育てるために、<u>職員の申出により、協議会が生後満1年3月に達する日までを限度として付与する</u>休暇をいう。 (第10号から第11号省略)</p> <p>(第2項 省略)</p> <p>(被介護者の範囲) 第17条 被介護者とは、以下に掲げる者で、負傷、疾病又は老齢若しくは精神上の障害により日常生活を営むことに支障があり、職員による介護を必要とするものをいう。 (第1号から第2号省略) 2 他に介護をできる者がいても職員が現に<u>被</u>介護者を介護している場合には、休業を承認することができる。</p> <p>(介護休業の回数及び期間) 第18条 介護を必要とする一の継続する状態ごとに承認することができる。<u>複数の被介護者を同時に介護する場合には、1人の被介護者について承認する場合と同様に扱う。ただし、再承認は、それぞれの被介護者について行うことができる。</u></p>	<p>(協議会が講ずる制度) 第2条 この規程により、協議会が講ずる制度の名称と内容は、次のとおりとする。 (第1号から第8号現行に同じ) (9) 育児時間…生後満1年<u>6</u>月に満たない子を養育する職員が当該子を育てるための<u>休暇</u>をいう。 (第10号から第11号現行に同じ) <u>(12) 養育両立支援休暇…3歳から小学校6年生以下の学齢の子(障害者手帳の交付を受けている障害児等については、18歳に達する日(18歳の誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの間にある子)を養育する職員の申出により、協議会が付与する休暇をいう。</u> (第2項 現行に同じ)</p> <p>(要介護者の範囲) 第17条 <u>要</u>介護者とは、以下に掲げる者で、負傷、疾病又は老齢若しくは精神上の障害により日常生活を営むことに支障があり、職員による介護を必要とするものをいう。 (第1号から第2号省略) 2 他に介護をできる者がいても職員が現に<u>要</u>介護者を介護している場合には、休業を承認することができる。</p> <p>(指定期間及び回数) 第18条 <u>介護休業は、職員の申請に基づき、要介護者の各々が介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(以下、「指定期間」という。)内において必要と認められる期間を承認する。</u></p>	<p>取得期間を3月から6月に延長</p> <p>柔軟な働き方を実現するための措置として休暇を新設</p> <p>被介護者から要介護者に文言整理</p> <p>現行の第2項の内容を整理して改めて規定</p>

現 行	改正案	説 明
<p>2 <u>承認期間は、連続する6月の期間内において必要と認められる期間とし、3回に分けて行うことができる(初回時は2週間以上の期間)。ただし、引き続き介護状態が継続し休業を希望する場合は、この限りでない。</u></p> <p>3 <u>介護休業の承認期間とは、その期間内で、様々な形態の介護休業を利用することのできる期間全体をいう。</u></p> <p>4 <u>介護休業の取得期間の日数は、暦日で計算することとし、介護休業開始日から介護休業終了日までの日数とする。</u></p> <p>5 <u>職員は、第22条により承認された介護休業の期間を延長又は短縮する申請をすることができる。ただし、第2項に定める回数及び期間を超えることはできない。</u></p> <p>(再承認) 第19条 <u>前条第2項の連続する6月の期間経過後、介護を必要とする状態が継続している場合には、同一の被介護者につき1回に限り連続する6月の期間内において必要と認められる期間の介護休業を再度、承認することができる。再承認は、当初の介護休業の初日から6月後以降の2年以内までとする。</u></p>	<p>2 <u>前項の規定による申請は、指定期間の指定を希望する期間の初日及び末日を明らかにして、介護休業申請書兼承認通知書(第4号様式)により、行うものとする。</u></p> <p>3 <u>会長は、前項の規定による指定期間の指定の申請があった場合には、当該申請による期間の初日から末日までの期間の指定期間を指定するものとする。</u></p> <p>4 <u>職員は、第2項の規定による申請に基づき第3項により指定された指定期間を延長して指定すること又は当該指定期間若しくはこの項の申請(短縮の指定の申請に限る。)に基づき次項により指定された指定期間を短縮して指定することを申請することができる。この場合においては、改めて指定期間として指定することを希望する期間の末日に係る申請を介護休業申請書兼承認通知書(第4号様式)により行わなければならない。</u></p> <p>5 <u>会長は、職員から前項の規定による指定期間の延長又は短縮の指定の申請があった場合には、第3項、この項の規定により指定された指定期間の初日から当該申請に係る末日までの期間の指定期間を指定するものとする。</u></p> <p>6 <u>指定期間の通算は、暦に従って計算し、1月に満たない期間は、30日をもって1月とする。</u></p> <p>(指定期間の延長) 第19条 <u>会長は、前条第2項の規定による申請に基づき同条第3項の規定により指定された指定期間又は前条第4項の申請に基づき同条第5項の規定により指定された指定期間が、次の各号のいずれかに該当する場合で、かつ、これらの指定期間で承認された介護休業に係る介護を必要とする状態が継続している場合には、前条第1項の規定にかかわらず、これらの指定期間を6月を超えない範囲内で延長して指定することができる。ただし、同一の要介護者について、既にこの項の規定により指定期間を延長して指定をした場合は、この限りではない。</u></p> <p>(1) <u>指定期間の指定が3回に達する場合</u> (2) <u>指定期間が通算して6月に達する場合</u></p>	<p>請求手続方法の明確化</p> <p>指定期間を明確に規定</p> <p>第4項及び第5項において3回又は6月の範囲内の介護休業の延長又は短縮の手続き及びその場合の指定期間を規定</p> <p>現行第4項の内容を改めて規定</p>
		<p>再承認から指定期間の延長に変更して規定</p>

現 行	改正案	説 明
<p>2 <u>再承認を受けた期間の初日から起算して6月を経過する日が、当初の介護休業の期間の初日から起算して2年を超える場合には、連続する期間の末日は当初の介護休業の初日から起算して2年を経過する日とする。</u></p> <p>3 <u>既に再承認を行った同一の被介護者について、再び介護を必要とする状態になったとしても再承認を行うことができない。</u></p> <p>4 <u>その他の取り扱いについては、第18条の例による。</u></p> <p>(介護休業の利用形態) 第20条 介護休業は、日、時間を単位として、若しくは日と時間を組み合わせて、連続し、又は断続して利用することができる。</p> <p>(第2項から第3項省略)</p> <p>(時間単位の介護休業) 第21条 <u>第16条の介護休業をすることができる職員は、1日4時間を限度として1時間単位の介護休業をすることができる。</u></p> <p>2 <u>勤務時間の始め又は終わりに利用する。勤務時間の始めのみ、終わりのみ、始め及び終わりの両方という3種類の利用形態が可能である。</u></p> <p>3 勤務時間の始め及び終わりの両方で利用する場合は、各々1時間単位で利用するものとする。 (第4項省略)</p>	<p>2 <u>前条第1項から第5項までの規定は、前項の規定により会長が延長して指定する期間について準用する。</u></p> <p>第3項削除</p> <p>第4項削除</p> <p>(介護休業の利用形態) 第20条 介護休業は、<u>その承認された期間内に日、時間を単位として、若しくは日と時間を組み合わせて、連続し、又は断続して利用することができる。</u> (第2項から第3項現行に同じ)</p> <p>(時間単位の介護休業) 第21条 <u>時間を単位とする介護休業は、1日を通じ4時間(当該介護休業と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該4時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間)を限度として利用することができる。</u></p> <p>2 <u>勤務時間の始めのみ、終わりのみ、始め及び終わりの両方のいずれかの利用形態が可能である。</u></p> <p>3 勤務時間の始め及び終わりの両方で利用する場合は、<u>両方各々1時間単位で利用するものとする。</u> (第4項現行に同じ)</p> <p>5 <u>介護休業を利用していない時間帯について、介護休暇を取得することはできる。この場合、介護休業と介護休暇を併用した結果、1日勤務しないこととなっても、介護休業の承認は取り消さない。</u></p> <p>6 <u>指定期間内に当該介護休業の要介護者と同一の要介護者に係る介護時間を取得することはできない。</u></p>	<p>文言整理</p> <p>異なる要介護者の介護時間と併用した場合の利用時間の取扱を規定</p> <p>文言整理</p> <p>文言整理</p> <p>介護休暇と併用した場合の取扱を明文化</p> <p>同一の要介護者の介護休業と介護時間の取扱を規定</p>

現 行	改正案	説 明
<p>(介護休業の申請及び承認)</p> <p>第22条 介護休業の申請は、休業しようとする日の前日までに、介護休業申請書兼承認通知書（第4号様式）により会長に申請するものとする。</p> <p>2 <u>介護休業の初回時の申請は、2週間以上の期間について一括して行わなければならない（再承認の場合も同様とする。）。</u></p> <p>3 <u>会長は、職員の介護休業を承認する場合には、必要に応じて、被介護者が介護を必要とすることを証する証明書等の提出を求めることができる。</u></p> <p>4 <u>会長は、職務に重大な支障が生じた場合には、既に承認した介護休業(当該支障が生じた日以後の期間に係るものに限る。)を取り消すことができる。</u></p>	<p>(介護休業の申請及び承認)</p> <p>第22条 介護休業の申請は、<u>原則として休業しようとする日の2週間前までに、介護休業申請書兼承認通知書（第4号様式）により会長に申請するものとする。</u></p> <p>2 <u>会長は、介護休業について、その事由を確認する必要があると認めるときは、証明書等の提出を求めることができる。</u></p> <p><u>第3項削除</u></p> <p><u>第4項削除</u></p>	<p>希望どおりの日から休業するための申請期限を規定</p> <p>現行第3項の規定を第2項に変更</p> <p>現行第2項及び第4項は育児・介護休業法に基づき削除</p>
<p>(申請事由の変更)</p> <p>第23条 職員は、次に掲げるような申請事由の変更があったときは、介護休業等申請事由変更届（第5号様式）により、会長に届けなければならない。</p> <p>(1) <u>被介護者が死亡した場合</u></p> <p>(2) <u>被介護者が介護を要しない状態になった場合</u></p> <p>(3) <u>被介護者との親族関係に変更があった場合</u></p> <p>(第4号省略)</p> <p>(第2項省略)</p> <p>3 第1項第3号の場合は、離婚、養子縁組の解消、配偶者等の死亡等、<u>被介護者との親族関係に変更を生じた事由を付記することとする。</u></p> <p>(第4項から第5項省略)</p>	<p>(申請事由の変更)</p> <p>第23条 職員は、次に掲げるような申請事由の変更があったときは、介護休業等申請事由変更届（第5号様式）により、会長に届けなければならない。</p> <p>(1) <u>要介護者が死亡した場合</u></p> <p>(2) <u>要介護者が介護を要しない状態になった場合</u></p> <p>(3) <u>要介護者との親族関係に変更があった場合</u></p> <p>(第4号現行に同じ)</p> <p>(第2項現行に同じ)</p> <p>3 第1項第3号の場合は、離婚、養子縁組の解消、配偶者等の死亡等、<u>要介護者との親族関係に変更を生じた事由を付記することとする。</u></p> <p>(第4項から第5項現行に同じ)</p>	<p>被介護者から要介護者に文言整理</p> <p>同上</p>
<p>(子の看護等休暇)</p> <p>第25条 小学校6年生以下の学齢の子（障害者手帳の交付を受けている障害児等については、18歳に達する日（18歳の誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの間にある子）を養育する職員は、申出により、負傷し若しくは疾病にかかった当該子の世話、疾病の予防を図るために必要な当該子の世話又は感染症に伴う学級閉鎖等になっ</p>	<p>(子の看護等休暇)</p> <p>第25条 小学校6年生以下の学齢の子（障害者手帳の交付を受けている障害児等については、18歳に達する日（18歳の誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの間にある子）を養育する職員は、申出により、負傷し若しくは疾病にかかった当該子の世話、疾病の予防を図るために必要な当該子の世話又は感染症に伴う学級閉鎖等になっ</p>	

現 行	改正案	説 明
<p>た当該子の世話並びに当該子の不登校、行事参加（入園・入学式、卒園式・卒業式等）への対応のために、1年度につき5日間（養育する子が2人以上の場合にあっては、10日間）を限度として、子の看護休暇を取得することができる。ただし、労使協定により、子の看護等休暇の対象から除外することとされた次の職員は除く。</p> <p><u>（子の看護を行う者）</u> <u>第27条 職員以外に子の看護を行える者がいる場合には、原則として子の看護等休暇は認められない。ただし、いわゆる専業主婦（夫）及び親の同居両親等が入院中等の事情により看護にあたれない事情がある場合は、この限りではない。</u></p> <p>（介護休暇） 第29条 （第1項省略） 2 前項の休暇を取得する職員は、あらかじめ、被介護者の状態等申出書（第6号様式）を添付し、休暇の取得日と休暇の取得理由を休暇簿により申し出なければならない。この場合において、緊急かつやむを得ないと認めるときは、電話での申出を認めるものとするが、事後遅滞なくその旨を届け出なければならない。 （第3項から第4項省略）</p> <p>（子の看護等休暇・介護休暇の利用形態） 第30条 子の看護等休暇の利用形態は、以下のとおりとする。 （第1号省略） <u>（2）両親が同一の同じ時間帯に重複して取得することは原則として認められない。</u> 2 介護休暇の利用形態は以下のとおりとする。 （第1号省略） （2）第17条に規定する介護休業の承認を受けている日又は時間について、介護休暇を取得することはできない。ただし、1日の中で介護休業を利用していない時間帯について介護休暇を取得することはできる。</p>	<p>た当該子の世話並びに当該子の不登校、行事参加（入園・入学式、卒園式・卒業式）への対応のために、1年度につき5日間（養育する子が2人以上の場合にあっては、10日間）を限度として、子の看護休暇を取得することができる。ただし、労使協定により、子の看護等休暇の対象から除外することとされた次の職員は除く。</p> <p><u>第27条削除</u></p> <p>（介護休暇） 第28条 （第1項現行に同じ） 2 前項の休暇を取得する職員は、あらかじめ、<u>要</u>介護者の状態等申出書（第6号様式）を添付し、休暇の取得日と休暇の取得理由を休暇簿により申し出なければならない。この場合において、緊急かつやむを得ないと認めるときは、電話での申出を認めるものとするが、事後遅滞なくその旨を届け出なければならない。 （第3項から第4項現行に同じ）</p> <p>（子の看護等休暇・介護休暇の利用形態） 第29条 子の看護等休暇の利用形態は、以下のとおりとする。 （第1号現行と同じ） <u>第2号削除</u> 2 介護休暇の利用形態は以下のとおりとする。 （第1号現行に同じ） （2）第16条に規定する介護休業の承認を受けている日又は時間について、介護休暇を取得することはできない。ただし、1日の中で介護休業を利用していない時間帯について介護休暇を取得することはできる。</p>	<p>休暇の取得事由となる行事の明確化</p> <p>育児・介護休業法に基づき削除</p> <p>以下、1条繰り上げ</p> <p>被介護者から要介護者に文言整理</p> <p>育児・介護休業法に基づき削除</p> <p>参照条文の変更</p>

現 行	改正案	説 明
<p>(3) <u>職員同士が同一日の同じ時間帯に重複して、同一の被介護者を対象とした介護休暇を取得することは原則として認められない。</u></p> <p>(育児短時間勤務の対象者)</p> <p><u>第34条</u> 育児短時間勤務の対象者は、育児のために短時間勤務をすることを必要とする常勤職員で、小学校就学の始期に達するまでの子と同居し、養育する職員とする。ただし当該子について、既に育児短時間勤務をしたことがある場合において、当該子に係る育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しないときは、<u>第36条</u>で定める特別の事情がある場合を除き、育児短時間勤務をすることができない。</p> <p>(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)</p> <p><u>第36条</u> 育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1) 育児短時間勤務をしている職員が産前の休業を始め、若しくは出産したことにより当該育児短時間勤務の承認が効力を失い、又は<u>第41条</u>第5号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該産前の休業若しくは出産に係る子若しくは同号に規定する承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなったこと。</p> <p>(第2号から第3号省略)</p> <p>(4) 育児短時間勤務の承認が、<u>第41条</u>第6号に掲げる事由に該当することにより取り消されたこと。</p> <p>(第5号から第6号省略)</p> <p>(育児短時間勤務に係る計画書の提出)</p> <p><u>第39条</u> <u>第36条</u>第5号の書面は、育児短時間勤務計画書(第9号様式)とする。</p> <p>(第2項から第3項省略)</p>	<p><u>第3号</u>削除</p> <p>(育児短時間勤務の対象者)</p> <p><u>第33条</u> 育児短時間勤務の対象者は、育児のために短時間勤務をすることを必要とする常勤職員で、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員とする。ただし当該子について、既に育児短時間勤務をしたことがある場合において、当該子に係る育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しないときは、<u>第35条</u>で定める特別の事情がある場合を除き、育児短時間勤務をすることができない。</p> <p>(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)</p> <p><u>第35条</u> 育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1) 育児短時間勤務をしている職員が産前の休業を始め、若しくは出産したことにより当該育児短時間勤務の承認が効力を失い、又は<u>第40条</u>第5号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該産前の休業若しくは出産に係る子若しくは同号に規定する承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなったこと。</p> <p>(第2号から第3号現行に同じ)</p> <p>(4) 育児短時間勤務の承認が、<u>第40条</u>第6号に掲げる事由に該当することにより取り消されたこと。</p> <p>(第5号から第6号現行に同じ)</p> <p>(育児短時間勤務に係る計画書の提出)</p> <p><u>第38条</u> <u>第35条</u>第5号の書面は、育児短時間勤務計画書(第9号様式)とする。</p> <p>(第2項から第3項現行に同じ)</p>	<p>育児・介護休業法に基づき削除</p> <p>同居要件の削除</p> <p>1条繰り上げによる参照条文の変更</p> <p>1条繰り上げによる参照条文の変更 以下、第38条まで同じ</p>

現 行	改正案	説 明
<p>(育児時間)</p> <p>第46条 生後満1年3月に満たない子を養育する職員は、勤務時間中において、1日を通じて90分を超えない範囲で、15分単位の育児時間を1日2回以内で利用することができる。ただし、1回の最低承認単位は30分とする。</p> <p>(第2項省略)</p> <p>3 <u>育児短時間勤務をしている職員は、育児時間を利用することができない。</u></p> <p>4 <u>育児時間を利用し、勤務しなかった時間について、給与は減額しない。ただし、常勤職員以外の職員については給与を減額する。</u></p>	<p>(育児時間)</p> <p>第45条 生後満1年6月に満たない子を養育する職員は、勤務時間中において、1日を通じて90分を超えない範囲で、15分単位の育児時間を1日2回以内で利用することができる。ただし、1回の最低承認単位は30分とする。</p> <p>(第2項現行に同じ)</p> <p>3 <u>育児時間を利用し、勤務しなかった時間について、給与は減額しない。ただし、常勤職員以外の職員については給与を減額する。</u></p> <p>第4項削除</p>	<p>利用期間を3月から6月に延長</p> <p>現行第3項の内容を削除し、現行第4項の内容を第3項に規定</p>
<p>(育児部分休業の対象者)</p> <p>第47条 育児部分休業の対象者は、育児のために部分休業することを必要とする職員で、小学校就学の始期に達するまでの子と同居し、養育する職員とする。</p> <p>(第2項省略)</p>	<p>(育児部分休業の対象者)</p> <p>第46条 育児部分休業の対象者は、育児のために部分休業することを必要とする職員で、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員とする。</p> <p>(第2項現行に同じ)</p>	<p>同居要件の削除</p>
<p>(介護時間)</p> <p>第53条 職員は、<u>被介護者の各々が介護を必要とする一</u>の継続する状態ごとに、職員が<u>被介護者の介護</u>をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合に、介護時間を利用することができる。ただし、労使協定により除外された次の職員を除く。</p> <p>(第1号から第2号省略)</p> <p>(第2項省略)</p> <p>3 介護時間は、取得の初日から連続する3年の期間（当該被介護者に係る指定期間又は延伸期間と重複する期間を除く。）内において承認する。ただし、申請に係る期間のうち業務の運営に支障がある日又は時間については、この限りではない。</p> <p>(第4項省略)</p> <p>5 <u>第50条の規定による育児部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある職員に対する介護時間の承認については、1日につき2時間から当該育児部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。</u></p>	<p>(介護時間)</p> <p>第52条 職員は、<u>要介護者の各々が介護を必要とする一</u>の継続する状態ごとに、職員が<u>要介護者の介護</u>をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合に、介護時間を利用することができる。ただし、労使協定により除外された次の職員を除く。</p> <p>(第1号から第2号現行に同じ)</p> <p>(第2項現行に同じ)</p> <p>3 介護時間は、取得の初日から連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間又は延伸期間と重複する期間を除く。）内において承認する。ただし、申請に係る期間のうち業務の運営に支障がある日又は時間については、この限りではない。</p> <p>(第4項現行に同じ)</p> <p>5 育児部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある職員に対する介護時間の承認については、1日につき2時間から当該育児部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。</p>	<p>被介護者から要介護者に文言整理 第3項も同じ</p> <p>文言整理</p>

現 行	改正案	説 明
(第6項から第7項省略)	<p>(第6項から第7項現行に同じ)</p> <p><u>(養育両立支援休暇)</u></p> <p><u>第53条 会長は、職員（育児短時間勤務職員を除く）が3歳から小学校6年生以下の学齢の子（障害者手帳の交付を受けている障害児等については、18歳に達する日（18歳の誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの間にある子）を養育するため、1日の勤務時間の全部又は一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として、養育両立支援休暇を承認するものとする。</u></p> <p><u>2 養育両立支援休暇の申請をしようとする職員は、毎年4月1日から翌年3月31日までの期間ごとに、1年につき77時間30分を超えない範囲内で当該期間における両立支援休暇を会長に申し出るものとする。</u></p> <p><u>3 前2項にかかわらず、労使協定により除外された次の職員からの申出は拒むことができる。</u></p> <p><u>(1) 雇入れ後1年未満の職員</u></p> <p><u>(2) 1週間の所定勤務日数が2日以下の職員</u></p> <p><u>4 養育両立支援休暇の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に定める時間数の養育両立支援休暇を承認することができる。</u></p> <p><u>(1) 1回の勤務にかかる日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて申請があったとき 当該勤務時間の時間数</u></p> <p><u>(2) 養育両立支援休暇の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて申請があったとき 当該残時間数</u></p> <p><u>5 養育両立支援休暇の申出をした3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員は、配偶者等が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者等と別居したことその他当該申出時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該申出内容の変更をしなければ当該職員の子の養育に著しい支障が生じると会</u></p>	<p>柔軟な働き方を 実現するための 措置として養育 両立支援休暇を 新設</p>

現 行	改正案	説 明
<p>(意向確認の措置等)</p> <p>第55条の2 協議会は、職員又はその配偶者等が妊娠・出産したことその他これに準ずる事実を申し出たとき又は職員が対象家族が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、育児・介護休業に関する制度等を周知するとともに、制度利用に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を実施する。</p> <p>2 協議会は、職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、当該職員に対して、</p>	<p>長が認める場合に限り、<u>養育両立支援休暇から育児部分休業に変更することができる。</u></p> <p>6 <u>会長は、養育両立支援休暇について、次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に係る証明書等の提出を求めることができる。</u></p> <p>(1) <u>養育を必要とする事由を確認する必要があると認める場合</u></p> <p>(2) <u>前項に規定する変更をしなければ当該子の養育に著しい支障が生じるか否かを判断するための必要があると認める場合</u></p> <p>7 <u>養育両立支援休暇の承認は、養育両立支援休暇をしている職員が産前の休業を始め、若しくは出産した場合、当該職員が休職若しくは停職の処分を受けた場合又は当該養育両立支援休暇に係る子が死亡し、若しくは当該職員の子でなくなった場合には、その効力を失う。</u></p> <p>8 <u>会長は、次に掲げる事由があるときは、養育両立支援休暇の承認を取り消すものとする。</u></p> <p>(1) <u>養育両立支援休暇を取得している職員が当該養育両立支援休暇に係る子を養育しなくなったとき</u></p> <p>(2) <u>職員が第5項に規定する変更をしたとき</u></p> <p>9 <u>育児部分休業に係る申請をしている職員については、養育両立支援休暇を承認することはできない。</u></p> <p>10 <u>養育両立支援休暇は、無給とする。</u></p> <p>(意向確認の措置等)</p> <p>第55条の2 協議会は、職員又はその配偶者等が妊娠・出産したことその他これに準ずる事実を申し出たとき又は職員が対象家族が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、<u>育児・介護休業に関する制度等（育児・介護休業、その他の両立支援制度、育児・介護休業等の申出先、育児・介護休業給付に関することなど）</u>を周知するとともに、制度利用に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を実施する。</p> <p>2 協議会は、職員の子が1歳11か月に達する日の翌々日から2歳11か月に達する日の翌日までの間に、<u>第2条第1項第3号、第5号から</u></p>	<p>周知する内容を 明文化</p> <p>柔軟な働き方を 実現するための</p>

現 行	改正案	説 明
<p><u>介護休業に関する制度等について情報提供を実施する。</u></p> <p>(育児休業等に関するハラスメントの防止) 第57条 すべての職員はこの規程に定める制度の申出・利用に関して、当該申出・利用する職員の就業環境を害する言動を行ってはならない。 (第2項省略)</p>	<p><u>第7号の制度並びに第8号、第10号及び第12号に規定する措置等(措置の内容及び申出先)の周知及び制度利用の意向確認を実施する。</u></p> <p><u>3 協議会は、職員又はその配偶者等が妊娠・出産した申出があったとき、また、協議会は、職員の子が1歳11か月に達する日の翌々日から2歳11か月に達する日の翌日までの間に、当該職員に対して、仕事と育児の両立の支障となる個別の事情の改善に資する事項(勤務時間帯、勤務地、育児休業その他の両立支援制度等の利用期間など)に関する意向の聴取を実施する。</u></p> <p><u>4 協議会は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度(4月1日から翌年の3月31日までをいう。)において、当該職員に対して、介護休業に関する制度等(介護休業、その他の両立支援制度、介護休業等の申出先、介護休業給付に関すること)について情報提供を実施する。</u></p> <p>(育児・介護休業等に関するハラスメントの防止) 第57条 すべての職員はこの規程に定める制度の申出・利用に関して、当該申出・利用する職員の就業環境を害する言動を行ってはならない。 (第2項現行に同じ)</p> <p><u>附則(令和8年3月13日改正)</u> <u>この規程は、令和8年4月1日から施行する</u></p>	<p>措置の個別周知・意向確認を規定</p> <p>妊娠・出産等の申出時と子が3歳になる前の個別の意向聴取を明文化</p> <p>40歳に達した職員に情報提供する内容を現行第2項から変更して明文化</p> <p>文言整理</p>

報告事項 4

令和8年3月30日
権利擁護支援課

成年後見センター運営計画（令和8～令和9年度）（案）について

成年後見センター運営計画（令和8～令和9年度）（案）について、別紙のとおり報告する。

成年後見センター運営計画（令和8～令和9年度）（案）

1 趣旨

成年後見センター運営計画（令和8～令和9年度）（以下、「本計画」という。）は、令和6年4月に施行された「世田谷区成年後見制度利用促進基本計画」（令和6年度～令和13年度、以下、「区計画」という。）や令和4年3月25日に閣議決定された「第二期成年後見制度利用促進基本計画」（令和4年度～令和8年度、以下、第二期計画という。）を踏まえて、今後の重点目標や業務目標量などをまとめたものである。

2 計画の位置づけ

成年後見センター（以下、「センター」という。）は、成年後見制度の利用促進における世田谷区の中核機関としての役割とともに、社会福祉協議会がセーフティーネット機能を果たせるように、持続可能なセンター業務を確実に行うために必要な運営計画として位置づける。

3 計画期間

令和8年度～令和9年度（2年間）

区計画の計画期間（令和6年度～令和13年度）のうち、具体的な数値目標を定める前半4年間の後半分にあたる。また、国の「第二期基本計画」が令和8年度で終了し、令和9年度以降の新たな方針が示されることが想定されるため、本計画は令和9年度までの2年間とし、社会情勢の変化に柔軟に対応できるものとする。

4 計画の構成及び内容

「成年後見センター運営計画（令和5～令和7年度）（以下、「前計画」という。）」の実績を総括するとともに、令和8年度からの2年間の計画期間の中での「今後の重点的な取り組み」を記載し、次にセンター業務について目標数値等を記載する。

5 今後の重点的な取り組み

①法人（組織）の役割を踏まえた後見受任

支援課題が複雑・困難な事案で個人の専門職後見人による受任が難しい事案に対し、社会福祉協議会という法人（組織）の特性を活かして積極的に受任し、セーフティーネットとしての役割を果たす。

②区民成年後見人の養成及び活動支援

成年後見制度の改正議論においても、多様な担い手の確保は不可欠である。引き続き区民成年後見人の養成と、受任後の継続的な活動支援を推進する。

③申立て支援及び親族後見人の支援

令和8年度に予定されている成年後見制度の改正の動向を迅速に把握し、相談者へ適切な情報提供を行う。また、親族が安心して後見業務に取り組めるよう、きめ細やかな支援体制を維持する。

④成年後見制度改正を見据えた中核機関の機能強化と法的基盤の整備

成年後見制度の抜本的な法改正により、中核機関には法的役割が明確に位置付けられる見込みである。本計画期間（令和8年度～9年度）においては、改正法の施行を視野に入れ、①～③の重点的な取り組み及び増大する役割に的確に応えるための体制整備を重点的に推進する。

6 各業務における計画

①法人後見業務

【前計画(R5年度～R7年度計画)の総括】

- 後見専門員の増員（令和5年度1名増）により、新規受任は目標を概ね達成した。一方、終了件数の高止まりや後見専門員の入れ替えにより、大幅な受任数の増加には至らなかったため、受任総数は横ばいである。
- 法人が受任することが求められる支援困難ケースや対応に時間を要するケースについては積極的に受任している。また、資産が少なく後見報酬の受領の見込みが立ちづらいケースや破産手続きなど法律的な課題があるケースなども受任してきた。
- 法人が受任するケースのうち、区民成年後見人へのリレー受任が可能と思われるケースを検討し、計画的に実施してきた。令和5年に6件、令和6年に5件をリレー受任し、令和7年は3件程度のリレー受任を行う見込みである。

【本計画(R8年度～R9年度計画)の見通し】

- 後見専門員数に変更予定はないため、令和6・7年度の実績を踏まえた数値を設定する。
- 支援課題が複雑・困難な事案で個人の専門職後見人による受任が難しい事案を受任していくために、引き続きチーム全体で対応していくことが求められる。本人及び関係者に対して一貫性のある対応を取るためにも、各ケースの支援方針を継続的に検討し、所内での情報共有を密に行っていく。
- 新規受任できる体制を整えていくためにも、課題が一定程度解消されたケースについては、引き続き区民成年後見人へのリレー受任を積極的に行っていく。

	年度	前計画			本計画	
		R5	R6	R7	R8	R9
新規受任件数	目標量	15	15	15	17	17
	実績	14	14		----	----
終了件数	目標量	20	15	15	17	17
	実績	19	15		----	----
年度末受任件数	目標量	105	105	105	91	91
	実績	92	91		----	----
法人後見業務報酬額(千円)	実績(参考)	39,808	39,822		----	----

②後見監督業務(区民成年後見人への監督)、区民成年後見人の養成及び活動支援

【前計画(R5年度～R7年度計画)の総括】

- 令和5年度は新規受任件数の目標を達成したが、令和6年度は14件、令和7年度は12件程度に留まる見込みである。減少傾向の要因としては、事案の複雑化・困難化が進んでおり、初動段階で区民成年後見人が候補者に挙がりにくい傾向がある。
- 区民成年後見人を候補者として推薦するための基準となる「区民成年後見人受任ガイドライン」の定義を改めて整理し、令和6年11月から改訂版として運用を開始した。
- 令和6年度に専門職後見人からのリレー受任(引き継ぎ)の仕組みを整備。令和7年度にはその仕組みに基づく受任事例が1件発生した。
- 区民成年後見人としての受任や成年後見制度の普及啓発活動等で活躍してもらう「区民成年後見支援員」の養成数は概ね目標通りに推移。区民成年後見人養成研修では、コロナ禍以降休止した後見活動への現場実習を令和6年度より再開した。区民成年支援員の登録者数は令和7年度末で154名(横ばい)を見込んでいる。
- 養成研修修了後に区民成年後見支援員として登録している者の内、約62%が、区民成年後見人のほか、法人後見支援員、普及啓発、アドバイザーなど多角的な業務に従事しており、活動の場は着実に広がっている。

【本計画(R8年度～R9年度計画)の見通し】

- 受任件数は令和6年度の実績を踏まえ、現実的な数値を設定する。事案の複雑化傾向は続くと想定されるため、大幅な件数増よりも質の維持に重点を置く。
- 新規受任を促すため、社協および専門職後見人からのリレー受任を積極的に推進する。
- 区民成年後見人養成研修の受講者数は、選考を経て年間10名程度で推移する見込みである。(応募者数は毎年20～30名程度と予想。選考の結果、10名程度を想定。)
- 区民成年後見人としての受任以外にも、多様な活動メニュー(普及啓発や相談支援等)を充実させ、支援員が意欲を持って活動を継続できる体制を維持・発展させる。

②後見監督業務

	年度	前計画			本計画	
		R5	R6	R7	R8	R9
新規受任件数	目標量	17(5)	17(5)	17(5)	17(5)	17(5)
	実績	18(6)	14(5)		----	----
終了件数	目標量	15	15	15	17	17
	実績	19	15		----	----
年度末受任件数	目標量	62	64	66	66	66
	実績	54	54※2		----	----
後見監督業務報酬額(千円)	実績(参考)	7,469	6,354		----	----

※1 ()内の数値は、法人後見や専門職後見人からのリレー受任件数

※2 R6新規受任件数には、区内社会福祉法人が受任する監督ケース1件を含む

⑥区民成年後見人の養成及び活動支援状況

	年度	前計画			本計画	
		R5	R6	R7	R8	R9
年度末区民成年後見支援 員登録者数/(新規登録者 数)	目標量	165 (11)	165 (11)	165 (11)	155 (13)	155 (13)
	実績	155 (11)	154 (13)		----	----
年度末区民成年後見人等 受任者数	目標量	61	61	61	61	61
	実績	46	46		----	----

③任意後見

【前計画(R5年度～R7年度計画)の総括】

- 令和5年度・6年度の新規契約は計3件に留まったが、令和7年度は既に4件が締結済みであり、審査通過済みの待機事案(6件)を含めると、単年度で10件の新規契約となる見込みである。
- 前計画期間内の発効数は2件(見込み含む)である。いずれも本人の判断能力低下が認められながらも、本人同意が得られない等の理由で発効まで約1年を要した。支援者が捉える適切なタイミングと、本人同意を原則とする手続上のルールの間で、発効までの期間の長期化が課題となっている。

【本計画(R8年度～R9年度計画)の見通し】

- 発効前の見守り支援は、法人後見や申立て支援を担当する後見専門員が兼務している。他業務との兼ね合いから、専門員1名あたり1件(計13件)を支援の上限としているが、現在契約を控えている事案が全て契約に至った場合、支援件数は17件(夫婦で契約する場合は支援件数を1件と換算。実際には20件。)となり、既に上限を上回る。
- センターの役割として、法定後見制度における法人受任や、区民成年後見人の監督、申立て支援を最優先に取り組むべき業務と位置づける。そのため、本計画期間内は、支援中の件数が上限(13件)を下回るまで、原則として新たな任意後見契約は行わない方針とする。

	年度	前計画			本計画	
		R5	R6	R7	R8	R9
新規受任件数	目標量	3	3	3	0※1	0※1
	実績	1	2		----	----
終了件数 ()は発効件数	目標量	2(1)	2(1)	2(1)	2(1)	2(1)
	実績	0	0		----	----
年度末受任件数	目標量	10	11	11	18	18
	実績	9	11		----	----
任意後見利用料(千円)	実績(参考)	528	581		----	----

※1 本計画期間内は、支援中の件数が上限(13件。ただし夫婦の場合は1件として換算。)を下回るまで、原則として新たな任意後見契約は行わない方針とする。

④申立て支援及び親族後見人支援

【前計画(R5年度～R7年度計画)の総括】

- 書類作成支援、手続き支援のどちらも目標量を上回っている。特に書類作成支援件数が増えているが、令和6年度に申立て支援の担当専門員(監督業務と兼務)を1名増員させたことが要因と考える。
- 相談を重ねた結果申立てを取りやめるケースもあり、実績数値に表れない相談も多い。
- 親族後見人の支援実績は増えたが件数としては未だ少なく、センターから親族後見人への周知の手法や内容等に工夫が必要である。

【本計画(R8年度～R9年度計画)の見通し】

- 「書類作成支援」「申立手続き支援」のどちらも、今後も実績は増えていく見込みである。
- 親族後見人の継続的な支援件数については、支援対象者の入れ替わりもあり大幅な増加は見込みづらい。現計画同様、着実に支援を実施していく考えである。

		前計画			本計画		
		年度	R5	R6	R7	R8	R9
申立等支援件数 (㉑+㉒)		目標量	95	100	105	110	110
		実績	110	132		----	----
申立等 支援件 数内訳	㉑申立て書類 作成支援件数	目標量	60	65	65	70	70
		実績	69	85		----	----
	㉒申立て手続 き支援件数	目標量	35	35	40	40	40
		実績	41	47		----	----

※「(a)申立書類作成支援件数」は、申立手続説明会もしくは職員対応による申立書類の作成支援のこと。

「㉒申立手続支援」は、職員が申立事務をきめ細かく支援し、事例検討委員会で後見人等候補者を推薦するところまで行う支援で、令和3年度から本格的に実施している。

		前計画			本計画		
		年度	R5	R6	R7	R8	R9
親族後見人支援件数		目標量	10	10	10	10	10
		実績	7	12		----	----

⑤成年後見制度の利用支援に関する相談

【本計画(R8年度～R9年度計画)の見通し】 ※本計画より新設のため総括無し

○相談件数は年々増加傾向にあり、令和7年度9月末時点においても相談件数は1,500件を超えている。今後も相談件数は増加していくものと思われ、かつ訪問による対応件数が増加した場合にも遅滞なく対応できる体制整備等を適切に行っていく。

		(参考)			本計画		
		年度	R5	R6	R7	R8	R9
相談件数		目標量	1,800※	1,850※	1,900※	1,900※	1,900※
		実績	2,158	2,834		----	----

※本計画より新たに設定するため、令和5年度～令和7年度の数值は参考数值として記載する。目標量は「世田谷区成年後見制度利用促進基本計画(令和6～13年度)」における目標量を記載している。なお、同計画では、令和8、9年度の目標量をいずれも1,900件と定めていることから、同数を目標量として設定する。

⑥支援者のスキルアップに関する取り組み

【本計画(R8年度～R9年度計画)の見通し】 ※本計画より新設のため総括無し

- 制度利用が必要な状況であっても、本人や親族が拒否感を示す、あるいは必要性を自覚していないケースが存在する。こうした事例においても、本人の権利を最大限に守るため、支援者側が制度を正しく理解し、適切に受任調整や区長申立て等へ繋げられるよう支援していく。
- 後見人等の選任後も、本人がその時々意思を尊重され、自分らしい生活を送れるよう、支援者への「意思決定支援」の考え方の定着を図る。
- 地域連携ネットワークを拡充していくために、後見人等と支援者の相互理解を目的とした交流の場を設けていく。
- 支援者によって成年後見制度に関する知識や経験には差があるため、個々の習熟度に合わせた段階的な学習機会を設けていく。
- 以上の点を踏まえ、支援者のスキルアップに関する取り組みを体系的に整備する。

【具体的取り組み】

- 1 制度概要や申立て実務を中心とした「支援者向け基礎研修（仮称）」の実施
- 2 後見人等との効果的な連携手法や、チームによる支援体制の構築を学ぶ研修（交流の場）の実施

⑦地域福祉権利擁護事業(あんしん事業)

【前計画(R5年度～R7年度計画)の総括】

- 新規契約件数及び年度末契約件数は増加傾向にあり、令和6年度の新規契約件数は都内最多であった。
- 終了件数が多いことから、あんしん事業の利用期間が短期化していることが伺われる。令和5年度は特に後見移行の件数が多く、終了の実績数を押し上げることとなった。
- あんしん事業の相談及び利用希望は依然として多く、経済的虐待等困難ケースも増えている。センターと各地域社協事務所で連携協力しながら対応しているが、専門員の負担は大きい。

【本計画(R8年度～R9年度計画)の見通し】

- 新規契約数は都内最多水準であり、ニーズは依然として高いことから新規契約件数の目標量を前計画の40件から60件へと引き上げる。ただし、入院入所や後見制度への移行等による終了も見込まれることから、年度末契約件数は横ばいの見通しとなる。
- 高い利用ニーズに対応していくためには職員体制の確保が重要となるが、本事業は東京都社協の委託事業であり、専門員の人件費は前年度末の契約件数に応じた予算額となる。令和8年度以降も、受託費が前年度の実績に基づき算定される仕組み上、大幅な収支改善は見込みにくい状況にある。しかし、都内最多水準のニーズに安定的に対応するため、

基金や補助金等を戦略的に活用し、現行の専門員体制を維持することで事業の質を確保していく。

		前計画			本計画	
	年度	R5	R6	R7	R8	R9
新規契約件数	目標量	40	40	40	60	60
	実績	63	74		----	----
終了件数	目標量	40	40	40	60	60
	実績()※	81(21)	64(13)		----	----
年度末契約件数	目標量	170	170	170	170	170
	実績	155	165		----	----
あんしん事業利用料(千円)	実績(参考)	2,231	1,862		----	----

※1 ()内の数値は、成年後見制度へ移行した件数

そ の 他

令和8年3月30日
総 務 課

令和8年度世田谷区社会福祉協議会年間スケジュール（予定）

月	日	曜	会議・事業	時間	会場等
6	29	月	第1回評議員会	14時～16時	玉川区民会館（せせらぎホール）第4.5会議室
10	8	木	法人設立40周年記念式典	調整中	世田谷区民会館（せたがやイーグレットホール）
11	30	月	第2回評議員会	14時～16時	砧区民会館（成城ホール）集会室C・D
3	25	木	第3回評議員会	14時～16時	砧区民会館（成城ホール）集会室C・D